碧南市
高齢者ほっとプラン

第 10 期高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画

（令和 9 年度～令和 11 年度）

令和●年●月

碧南市

はじめに

市長写真

市長あいさつ文

目次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の趣旨と背景 1

２　計画の性格と位置づけ 3

（１）根拠法令等 3

（２）関連計画との関係 3

（３）計画の期間 4

（４）認知症施策推進計画の一体的な位置づけ 4

３　計画の策定体制 5

（１）計画策定に向けての実態把握 5

（２）碧南市介護保険運営協議会による検討 5

（３）パブリックコメントの実施 5

４　第 10 期介護保険事業の基本指針の改正のポイント 6

第２章　高齢者を取り巻く状況 7

１　高齢者の状況 7

（１）高齢者人口の推移 7

（２）高齢化の進行状況 8

（３）高齢者世帯の状況 10

（４）人口の見通し 11

２　要介護認定者等の状況 12

（１）認定者数の推移 12

（２）重度化の状況 14

３　日常生活圏域の状況 15

（１）高齢化の状況 16

（２）認定率の状況 17

（３）地域資源の状況 18

４　介護保険事業の状況 19

（１）介護サービスの利用状況 19

（２）在宅サービス・施設サービス受給率のバランス 20

（３）給付費の推移 20

（４）給付費の構成比 21

（５）第１号被保険者一人あたりの給付月額 22

５　介護保険以外の施設の設置状況 25

6　アンケート調査結果からみた市の現状 26
（1）調査の概要 26
（2）調査結果の概要【健康とくらしの調査】 27
（3）介護保険・福祉に関するアンケート調査【要介護認定者対象調査】の結果概要 33
（4）介護保険・福祉に関するアンケート調査【ケアマネジャー対象調査】の結果概要 39
（5）介護保険・福祉に関するアンケート調査【事業所対象調査】の結果概要 43

7　認知症の方とその家族の声 48
（1）認知症の方とその家族へのヒアリング調査の実施 48
（2）調査の概要 48
（3）認知症の方とその家族の想い（一部抜粋） 49

8　第 10 期計画策定に向けた課題 50
（1）フレイル・要介護化リスクの高まりへの対応 50
（2）増加する認知症高齢者への理解促進と早期支援 50
（3）高齢者の孤立防止と相談支援体制の周知 51
（4）高齢者の住まい・生活環境をめぐる新たな課題 51
（5）給付費の増加と持続可能なサービス提供体制の確保 51

第３章　計画の基本的な考え方 52

1　計画の基本理念と基本目標 52
（1）基本理念 52
（2）基本目標 52

2　施策の体系 54

第４章　施策・事業の展開 55

基本目標１　健康寿命の延伸と自立支援・介護予防の推進 55
１－１　健康寿命を延ばすための支援 55
１－２　高齢者の活躍の場の創出 60

基本目標２　認知症になっても安心して暮らせる地域共生社会づくり 63
２－１　認知症施策の推進 63

基本目標３　支え合う地域包括ケアシステムの深化 66
３－１　地域における高齢者福祉の意識醸成 66
３－２　高齢者とその家族を支える環境整備 69
３－３　高齢者の権利を守る環境整備 73

基本目標４　安心して暮らせる住まいと生活環境の確保 75
４－１　安心して自宅で暮らせる環境整備 75

基本目標５　介護保険サービスの充実と安定的な運営の推進 83
５－１　介護保険サービスの充実..... 83
５－２　介護保険サービスの安定化 89

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨と背景

我が国では、少子高齢化の進行に伴い、人口構造が大きく変化しています。総務省が公表した令和7(2025)年国勢調査「人口速報集計結果(要約・概要)」によれば、わが国の人口は1億2,305 万人であり、令和 2 年に比べて 309 万 7 千人減少(2.5%減)し、減少幅は拡大しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の令和 5(2023)年推計(出生中位・死亡中位推計)では、総人口は令和2(2020)年の 1 億 2,615 万人が 2070 年には 8,700 万人に減少し、総人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)は令和 2(2020)年の 28.6%から 2070 年には 38.7%へと上昇すると見込まれており、生産年齢人口の減少が進むことによる、介護人材の確保や社会保障制度の持続可能性の確保が全国的な課題となっています。

本市においても少子高齢化の影響は深刻化しており、令和 7 年国勢調査(速報)で市の総人口は 71,349 人と、令和2年と比較して 1,109 人の減少となりました。また、令和 8(2026)年 4 月 1 日時点の住民基本台帳による高齢者人口は 17,473 人、高齢化率は 24.3%で、およそ 4 人に 1 人が65歳以上の高齢者となっています。今後は、特に 75 歳以上の後期高齢者の増加が見込まれることから、医療や介護のニーズはさらに高まるものと予想されます。

こうした中、国は老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定を市町村に求めています。また、介護保険事業計画の基本指針においては、高齢者の自立支援と重度化防止、地域包括ケアシステムの深化・推進、医療と介護の連携強化、介護人材の確保などが重要な視点として示されています。さらに、第 10 期介護保険事業計画の策定に向けては、2040 年を見据えた中長期的な視点から、高齢者を支えるサービス基盤の充実や地域の実情に応じた施策展開が求められています。

また、高齢化の進展に伴い、認知症施策の重要性も高まっています。国は令和 5(2023)年 6 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「認知症基本法」という。)を制定し、令和 6(2024)年 1 月に施行しました。同法では、認知症の方が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことのできる共生社会の実現を基本理念としており、本人の意思を尊重した施策の推進や社会参加の機会の確保などが求められています。

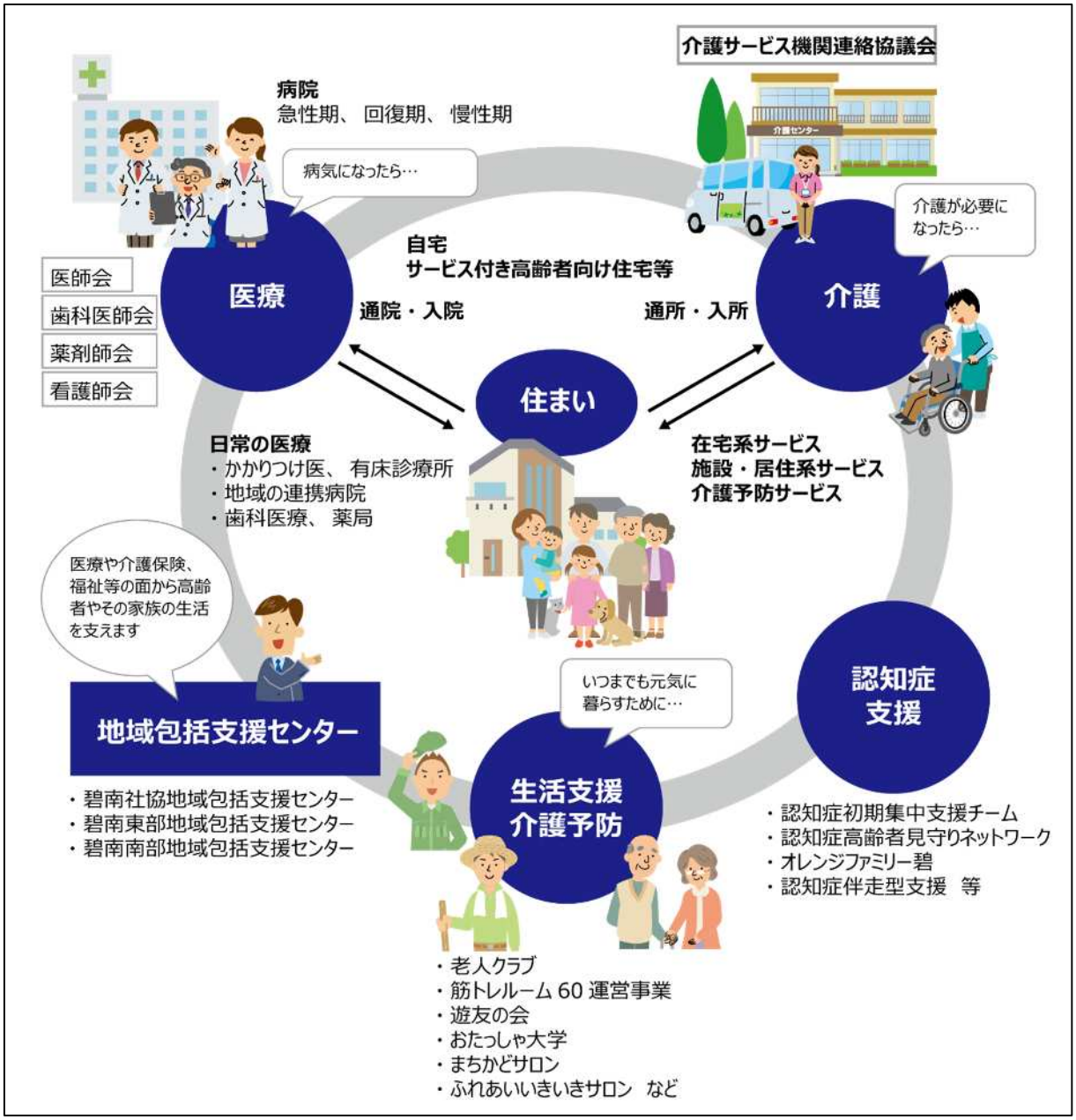
さらに、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の増加、認知症高齢者の増加、地域のつながりの希薄化など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化していることから、介護サービスの充実に加え、介護予防、生きがいづくり、社会参加の促進、地域における支え合い活動の充実など、多様な施策を総合的に推進していくことが求められています。

本市では、令和 6(2024)年 3 月に策定した「碧南市高齢者ほっとプラン(第 9 期高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画)」(以下、「第 9 期計画」という。)において、「高齢者が安心し

て暮らせるあたたかい共生のまちづくり」を基本理念とし、高齢者が“ほっと”できる「安心」と“ホット”な支え合いの「あたたかさ」を感じられる共生のまちづくりを目指してきました。

このたび、令和 8(2026)年度をもって第 9 期計画が 3 か年の計画期間を満了したことから、国の第 10 期計画の基本指針に基づき、令和 9(2027)年度から令和 11(2029)年度までの3年間を計画期間とする「碧南市高齢者ほっとプラン(第 10 期高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画)」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

■地域包括ケアシステムの姿■



2 計画の性格と位置づけ

(1)根拠法令等

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による市町村老人福祉計画であり、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定による市町村介護保険事業計画であり、本市における要介護者等の人数やサービスの利用意向等を勘案して必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的とします。

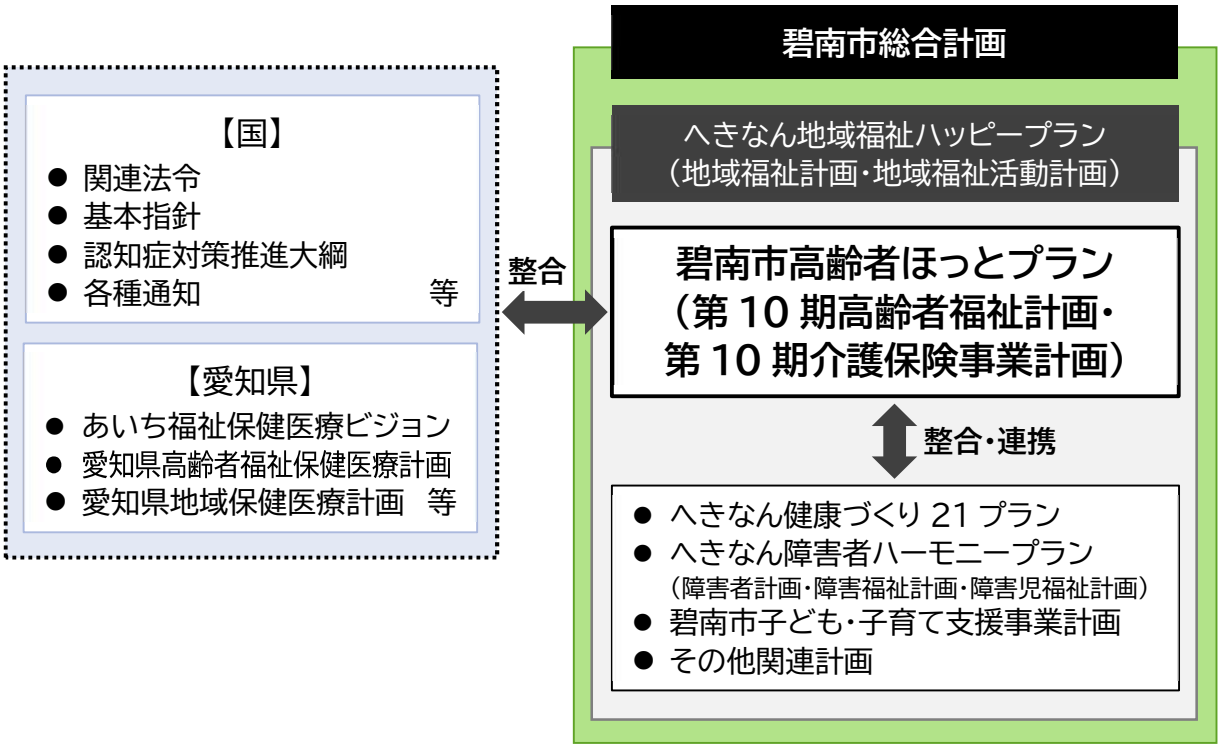
なお、両計画は密接な関連性を持つことから、一体のものとして定めることとされています。

(2)関連計画との関係

本計画は「碧南市総合計画」「へきなん地域福祉ハッピープラン」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「へきなん健康づくり 21 プラン」「へきなん障害者ハーモニープラン」等、本市が策定する他の関連計画との整合・連携を図って策定します。また、愛知県が策定する「あいち福祉保健医療ビジョン」等の計画との連携を図ります。

また、令和8年度から実施している重層的支援体制整備事業(高齢・障害・子ども・生活困窮の分野を超えた包括的な支援体制)とも連携し、高齢者に関する相談支援がその一翼を担うものとして取り組みます。

■計画の位置づけイメージ■

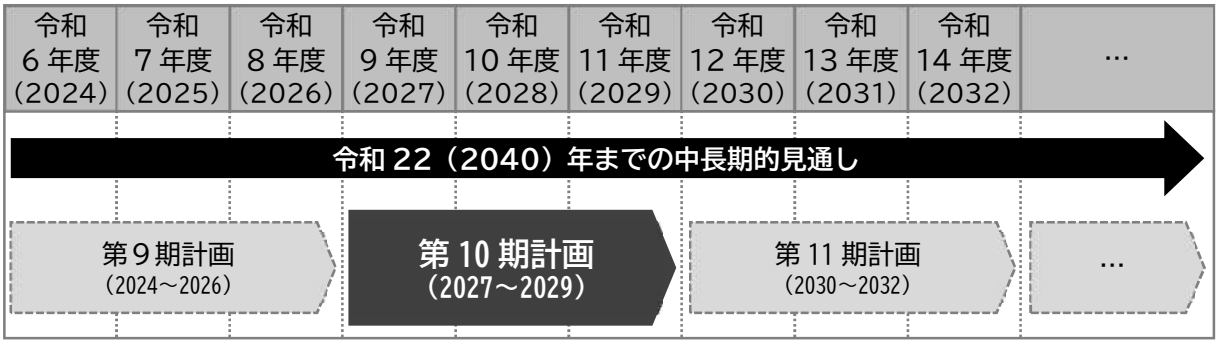


（3）計画の期間

本計画の期間は、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの 3 年間です。

現役世代が急減する令和 22（2040）年度を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図ることができるものとします。

■計画の期間■



（4）認知症施策推進計画の一体的な位置づけ

認知症施策推進基本計画は、令和 6（2024）年 12 月に閣議決定され、政府の認知症施策で最も基本的な計画として位置づけられています。

第 1 期の計画期間は令和 6（2024）年 12 月から令和 11（2029）年度までで、おおむね 5 年ごとに見直されます。認知症施策推進基本計画は認知症基本法の基本理念にもとづき、「新しい認知症観[※1]」に立った取組を推進し、周囲の誤解により当事者の意思が十分に尊重されず地域で孤立しがちな現状の改善につなげることを狙いとしています。

基本計画では、共生社会の実現に向けて次の 4 つの重点目標が掲げられています。

① 国民一人ひとりが「新しい認知症観」を理解していること
② 認知症の当事者の生活において、その意思等が尊重されていること
③ 認知症の当事者やご家族等が他の人々と支え合いながら、地域で安心して暮らすことができること
④ 国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

[※1] 新しい認知症観：認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

認知症施策推進基本計画はその推進体制等として、市町村計画の内容が介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画と重複する場合、これらを一体のものとして策定して差し支えないとしています。

これを踏まえ、本市では認知症施策推進計画を本計画に一体的に位置づけて策定します。後述のアンケート調査でも、「新しい認知症観」の認知度の低さや認知症への対応が大きな課題として示されており、計画上の重要な柱として取り組みます。

3 計画の策定体制

（1）計画策定に向けての実態把握

本計画の策定にあたっては、高齢者やその介護者の実態・課題、意見や要望等を把握するため、一般高齢者（要支援認定者を含む）を対象とした「健康とくらしの調査（日常生活圏域ニーズ調査）」、在宅の要介護認定者を対象とした「介護保険・福祉に関するアンケート調査」、サービス提供事業所・ケアマネジャーを対象とした調査を実施し、計画の基礎資料としました。

あわせて、第 9 期計画の進捗を把握する「達成度調査」を実施しています。

（2）碧南市介護保険運営協議会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て地域の実情に応じたものとすることが求められます。本市では、保健・医療・福祉関係者や介護保険被保険者の代表者等で構成する「碧南市介護保険運営協議会」を設置しています。本計画の策定にあたっては、同協議会において各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

（3）パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和 8 年 12 月●日から令和 9 年 1 月●日までパブリックコメントを実施しました。

4 第 10 期介護保険事業の基本指針の改正のポイント

厚生労働省老健局による社会保障審議会介護保険部会（第 134 回）では、基本指針の改正のポイントとして、次のような点が挙げられています。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、都道府県と市町村が令和 22（2040）年度を見据えた中長期的な推計を行い、共通の課題認識のもとでサービス提供体制の在り方を検討する。
- 計画策定における都道府県の関与や在宅医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程の議論のプロセスを整理する。
- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定を行う。中山間・人口減少地域では、人材確保・生産性向上等の施策や特例介護サービス※2の新たな類型の活用等を関係者の意見を聞きながら検討する。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居状況等を踏まえたサービス提供体制を構築する。

（2）地域包括ケアシステムの深化

- 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくりへの支援や、質の向上を図るための分析・評価等を推進する。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進する。
- 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組を推進する。

（3）介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上・経営改善支援等

- 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進する。
- テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化を推進する。

※2 特例介護サービス：全国一律の基準では対応が難しい中山間地域や人口減少地域などで、自治体の関与のもとに例外的に介護サービスを提供できる枠組み。人材確保や ICT 活用等の施策を講じてもなおサービス維持が困難な場合に適用される。

第2章　高齢者を取り巻く状況

1　高齢者の状況

(1)高齢者人口の推移

碧南市の総人口は減少傾向で推移しており、令和 7(2025)年 9 月 30 日では 72,060 人となっています。

一方、高齢者人口(65 歳以上人口)は令和 6(2024)年以降、やや増加傾向となっています。令和7年(2025)年の高齢者人口は 17,429 人で、総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合を示す高齢化率は 24.1%となっています。

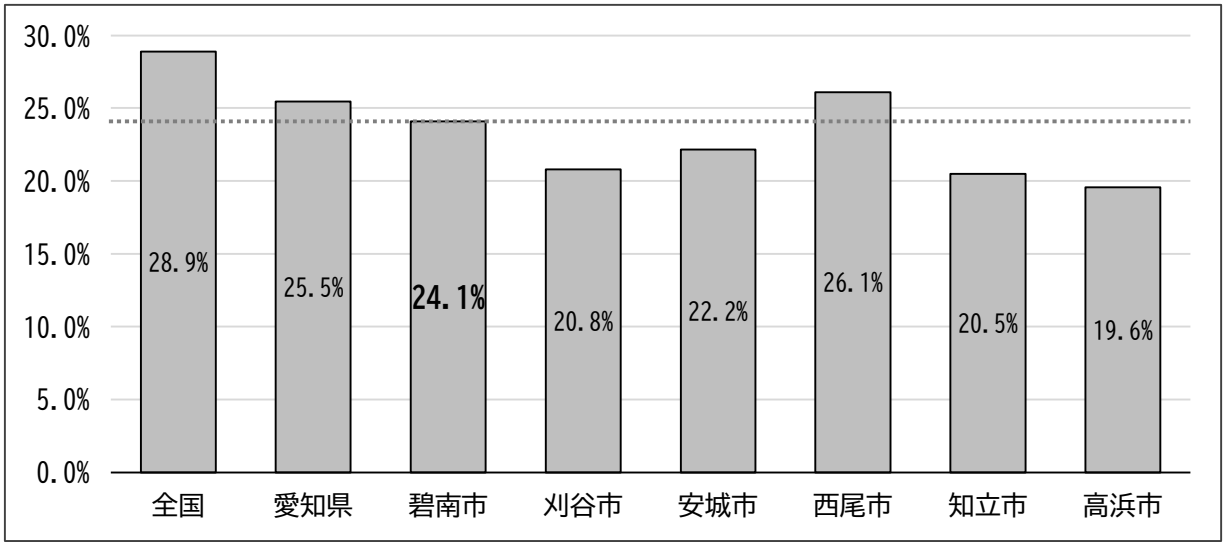
総務省が公表する「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」によると、本市の高齢化率は全国・愛知県より低くなっています。近隣市との比較では、西尾市より低く、刈谷市・安城市・知立市・高浜市より高くなっています。

■碧南市の年齢別人口の推移■

項目		単位	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
総人口	人口	人	72,799	72,756	72,524	72,266	72,060
0～14 歳	人口	人	9,846	9,756	9,611	9,449	9,261
	割合	%	13.5	13.4	13.3	13.1	12.9
15～64 歳	人口	人	45,550	45,598	45,524	45,396	45,370
	割合	%	62.6	62.7	62.8	62.8	63.0
65 歳以上	人口	人	17,403	17,402	17,389	17,421	17,429
	割合	%	23.9	23.9	23.9	24.1	24.1
65～74 歳(再掲)	人口	人	8,549	8,306	8,060	7,834	7,619
	割合	%	11.7	11.4	11.1	10.8	10.6
75 歳以上(再掲)	人口	人	8,854	9,096	9,329	9,587	9,810
	割合	%	12.2	12.5	12.8	13.3	13.5

資料:碧南市「住民基本台帳」(各年9月 30 日時点)

■高齢化率の状況＜全国・愛知県・近隣市との比較＞■



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和7年1月1日時点）

（2）高齢化の進行状況

本市の第 1 号被保険者数の推移を見てみると、増減を繰り返しながら 17,400 人前後で横ばいの状況となっています。

第 1 号被保険者のうち、前期高齢者は減少傾向で推移しており、令和8年（2026）年は 7,579 人となっている一方、後期高齢者は増加傾向が続き、令和 8（2026）年には 9,907 人となっています。

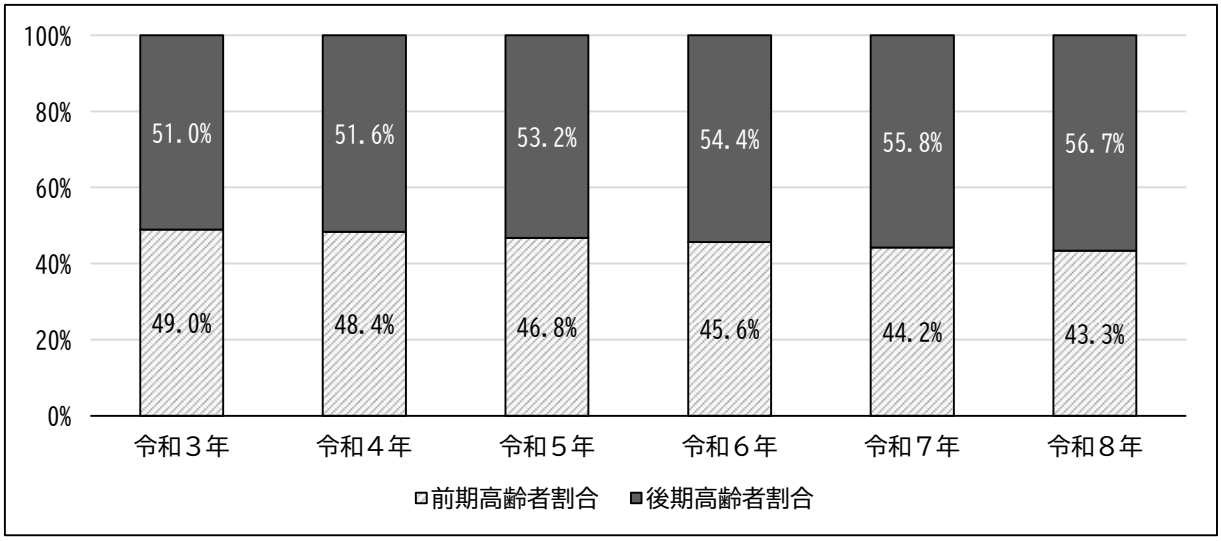
また、碧南市の後期高齢者の割合は全国・愛知県より低く、近隣市との比較でも高浜市に次いで 2 番目に低くなっています。

■前期・後期別 65 歳以上被保険者数の推移■

		単位	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和8年
第1号被保険者	総数	人	17,393	17,459	17,406	17,412	17,408	17,486
前期高齢者	被保険者数	人	8,521	8,446	8,147	7,945	7,693	7,579
（65～74 歳）	割合	%	49.0	48.4	46.8	45.6	44.2	43.3
後期高齢者	被保険者数	人	8,872	9,013	9,259	9,467	9,715	9,907
（75 歳以上）	割合	%	51.0	51.6	53.2	54.4	55.8	56.7

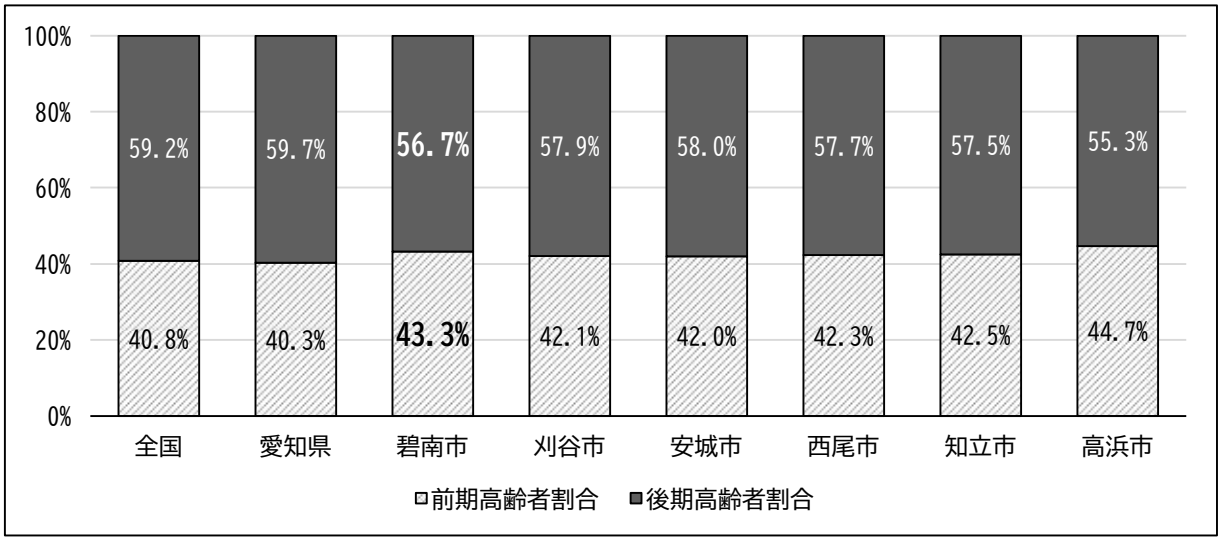
資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（各年3月末）

■65 歳以上被保険者にしめる前期高齢者・後期高齢者の割合■



資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（各年3月末）

■前期・後期別高齢者数割合＜全国・愛知県・近隣市との比較＞■



資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（令和8年3月末）

(3)高齢者世帯の状況

碧南市の「高齢者を含む世帯」は、令和 2(2020)年で 11,087 世帯であり、一般世帯の39.2%を占めています。高齢独居世帯は一般世帯の 8.2%、高齢夫婦世帯は一般世帯の8.7%を占め、両者を合わせた「高齢者のみの世帯」は一般世帯の 16.9%を占めています。

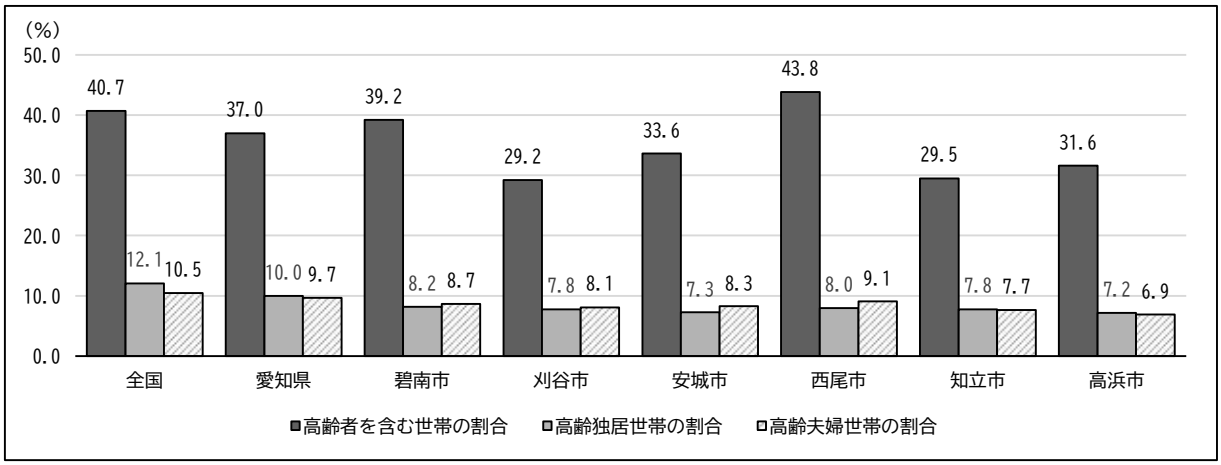
碧南市の高齢者を含む世帯の割合は全国より低く、愛知県より高くなっています。近隣市と比較すると、西尾市より低く、刈谷市・安城市・知立市・高浜市より高くなっています。

高齢独居世帯の割合は、全国・愛知県より低く、近隣市と比較すると最も高くなっています。

また、高齢夫婦世帯の割合は、全国・愛知県より低いものの、近隣市と比較すると、西尾市より低く、刈谷市・安城市・知立市・高浜市より高くなっています。

■高齢者世帯の状況＜全国・愛知県・近隣市との比較＞■

		単位	全国	愛知県	碧南市	刈谷市	安城市	西尾市	知立市	高浜市
一般世帯数	世帯数	世帯	55,704,949	3,233,126	28,258	67,646	75,253	61,910	31,671	18,225
高齢者を含む	世帯数	世帯	22,655,031	1,197,268	11,087	19,746	25,269	27,147	9,348	5,763
世帯	割合	%	40.7	37.0	39.2	29.2	33.6	43.8	29.5	31.6
高齢独居世帯	世帯数	世帯	6,716,806	323,796	2,322	5,279	5,495	4,922	2,458	1,311
	割合	%	12.1	10.0	8.2	7.8	7.3	8.0	7.8	7.2
高齢夫婦世帯	世帯数	世帯	5,830,834	313,172	2,454	5,497	6,235	5,636	2,439	1,258
	割合	%	10.5	9.7	8.7	8.1	8.3	9.1	7.7	6.9



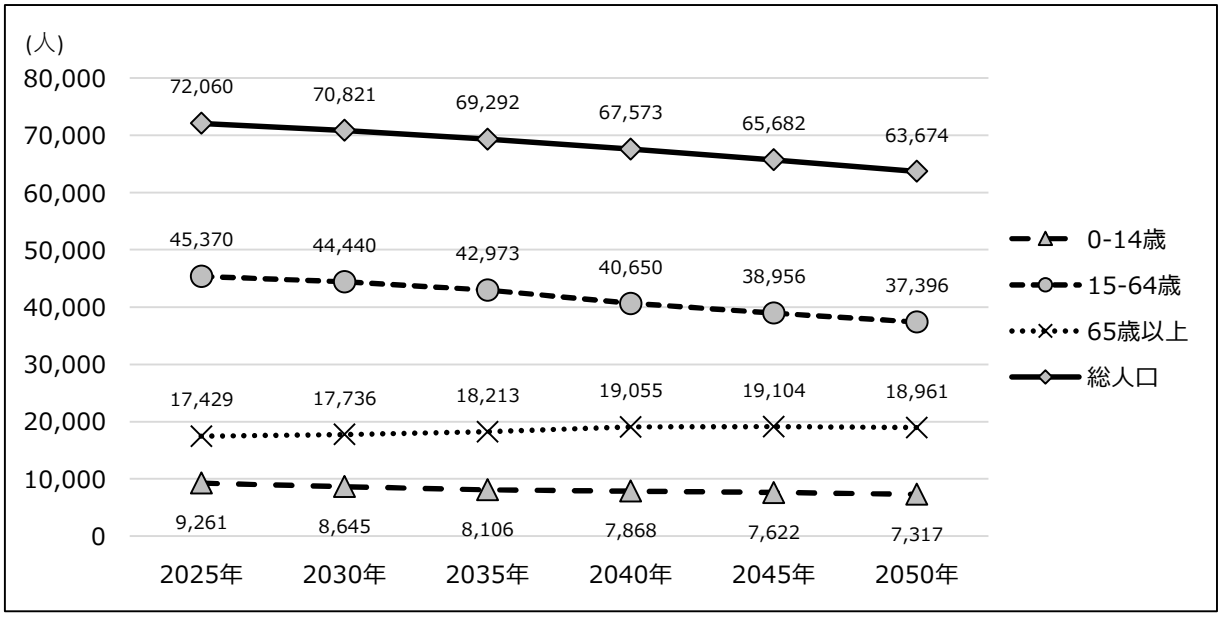
資料:総務省「国勢調査」（令和2年）

(4)人口の見通し

本市の住民基本台帳人口の実績に基づき、コーホート変化率法による将来人口推計を行ってみたところ、本市の総人口は今後減少傾向で推移する一方、65 歳以上人口が 2045 年頃をピークとして増加傾向で推移すると推計されています。

特に、65～74 歳人口は 2045 年頃には減少に転じる見込みであるのに対し、75 歳以上人口は 2035 年頃に一時減少するもののその後再び増加に転じ、2045 年ごろには1万人を超えると推計されています。

■住民基本台帳に基づく推計人口■



項目		単位	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
総数	人口	人	72,060	70,821	69,292	67,573	65,682	63,674
0～14 歳	人口	人	9,261	8,645	8,106	7,868	7,622	7,317
	割合	%	12.9	12.2	11.7	11.6	11.6	11.5
15～64 歳	人口	人	45,370	44,440	42,973	40,650	38,956	37,396
	割合	%	63.0	62.7	62.0	60.2	59.3	58.7
65 歳以上	人口	人	17,429	17,736	18,213	19,055	19,104	18,961
	割合	%	24.2	25.0	26.3	28.2	29.1	29.8
65～74 歳(再掲)	人口	人	7,619	7,646	8,464	9,274	8,986	8,100
	割合	%	10.6	10.8	12.2	13.7	13.7	12.7
75 歳以上(再掲)	人口	人	9,810	10,090	9,749	9,781	10,118	10,861
	割合	%	13.6	14.2	14.1	14.5	15.4	17.1

資料:住民基本台帳(各年 10 月1日時点)
備考:令和3(2021)年～令和7(2025)年の男女・1歳階級別の住民基本台帳人口に基づく、コーホート変化率法による推計人口。

2 要介護認定者等の状況

(1)認定者数の推移

本市の認定者数は、令和 8(2026)年3月末時点で 3,034 人となっており、増加傾向にあります。

要介護度別でみると、特に要支援～要介護2までの軽度認定者数が増加している一方、要介護3～4の重度認定者数は減少しています。要介護5の認定者数は、令和6(2024)年以降、減少傾向で推移しています。

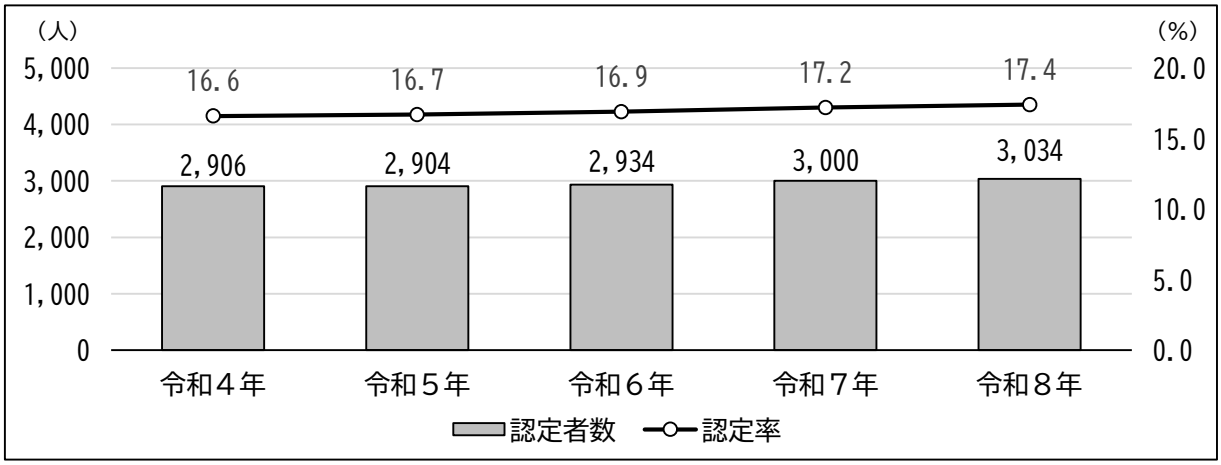
認定率についても、年々増加しており、令和8(2026)年3月末時点で 17.4%となっています。

本市の認定率は全国・愛知県よりも低い水準で推移しています。

■要介護度別認定者数及び認定率の推移■

		単位	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
要支援1		人	449	436	459	476	531
要支援2		人	506	483	530	552	573
要介護1		人	498	513	500	502	512
要介護2		人	438	453	449	463	456
要介護3		人	414	390	390	405	389
要介護4		人	417	400	382	388	375
要介護5		人	184	229	224	214	198
認定者数		人	2,906	2,904	2,934	3,000	3,034
第1号被保険者数		人	17,459	17,406	17,412	17,408	17,486
認定率	碧南市	%	16.6	16.7	16.9	17.2	17.4
	愛知県	%	17.2	17.4	17.8	18.3	18.8
	全国	%	18.9	19.0	19.4	19.7	20.2

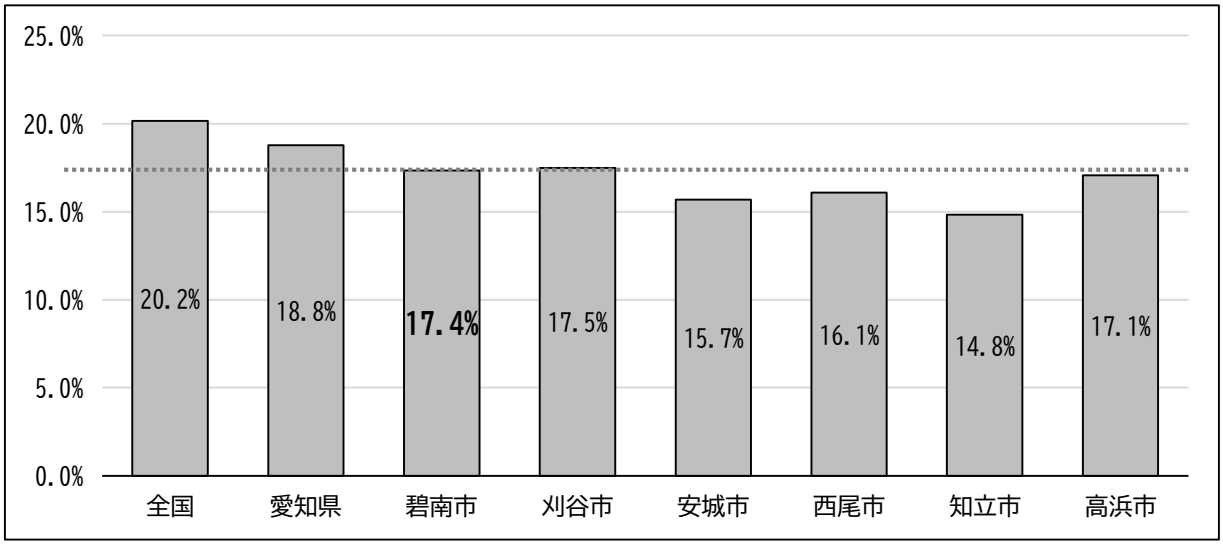
資料:厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（各年3月末）



資料:厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（各年3月末）

本市の認定率を近隣市と比較して見ると、刈谷市・高浜市と近似した水準となっており、安城市・西尾市・知立市よりも高くなっています。

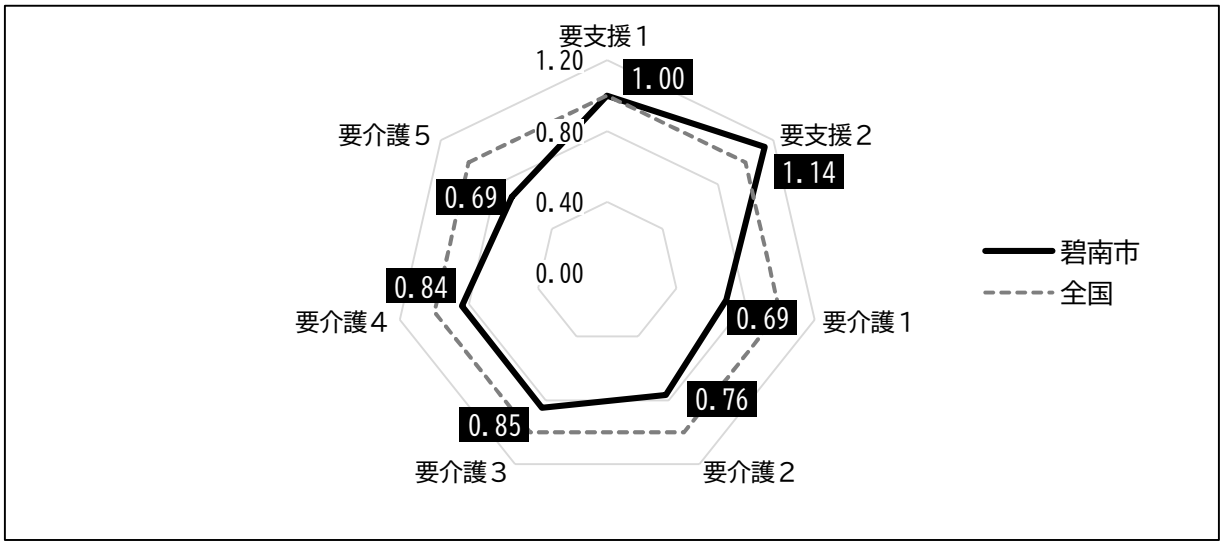
■認定率＜全国・愛知県・近隣市との比較＞■



資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（令和8年3月末）

第 1 号被保険者に対する要介護度別の認定者の割合について、全国を「1」とした場合、要支援1～2 では「1」以上、それ以外の要介護度では「1」未満となっています。

■要介護度別認定者の割合（全国を 1 とした場合の比率）■



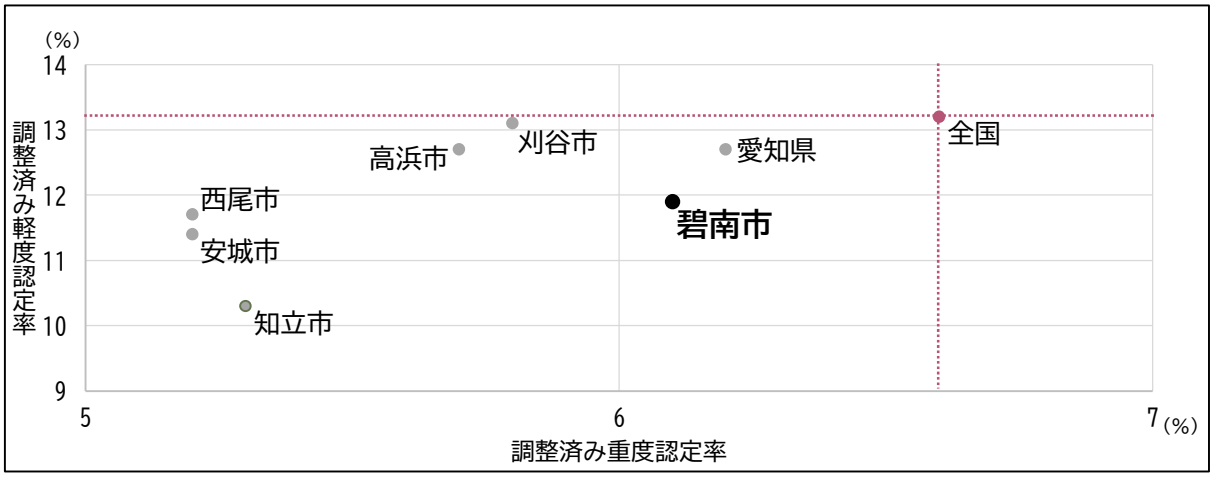
資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（令和8年3月末）

（2）重度化の状況

全国・愛知県の調整済み認定率※3と比較すると、本市の調整済み軽度認定率※4・調整済み重度認定率※5はいずれも全国、愛知県よりも低くなっています。

しかしながら、近隣市との比較では、本市の調整済み重度認定率は最も高い水準となっています。

■調整済み軽度認定率と調整済み重度認定率の分布■



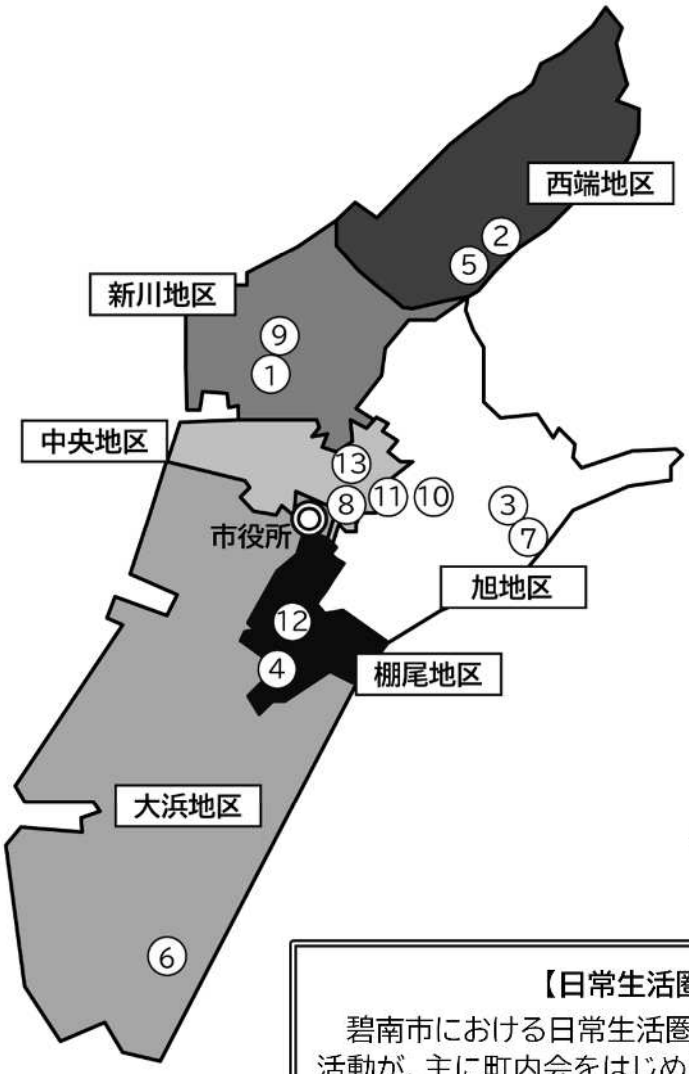
資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（令和6年度）

※3 調整済み認定率：認定率の多寡に大きな影響を与える「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率のこと。
※4 軽度認定率：要支援～要介護2の認定割合を示す指標のこと。
※5 重度認定率：要介護3～5の認定割合を示す指標のこと。

3 日常生活圏域の状況

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、市内を日常生活圏域に分け、区域を定めることとされています。

本市では、6 つの日常生活圏域を定めて、地域密着型サービスやその他の高齢者サービスの面的な整備を推進します。



【地域包括支援センター】
①碧南社協地域包括支援センター
②碧南社協地域包括支援センター西端出張所
③碧南東部地域包括支援センター
④碧南市地域包括支援センター
【介護老人福祉施設】
⑤特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑
⑥特別養護老人ホーム川口結いの家
⑦特別養護老人ホームひまわり
【介護老人保健施設】
⑧老人保健施設向陽
⑦老人保健施設ひまわり
【介護医療院】
⑨新川中央病院介護医療院
【グループホーム】
⑥グループホームみどり
⑥グループホーム川口結いの家
⑩アルクオーレ碧南
⑪グループホーム向陽
⑫グループホームたなお
⑬グループホーム琴葉向陽
※番号の重複は、同一敷地内のため

【日常生活圏域設定の考え方】

碧南市における日常生活圏域の設定については、地域での住民活動が、主に町内会をはじめとした行政区を単位にして行われていることから、新川、中央、大浜、棚尾、旭、西端の 6 つの行政区を日常生活圏域として設定します。

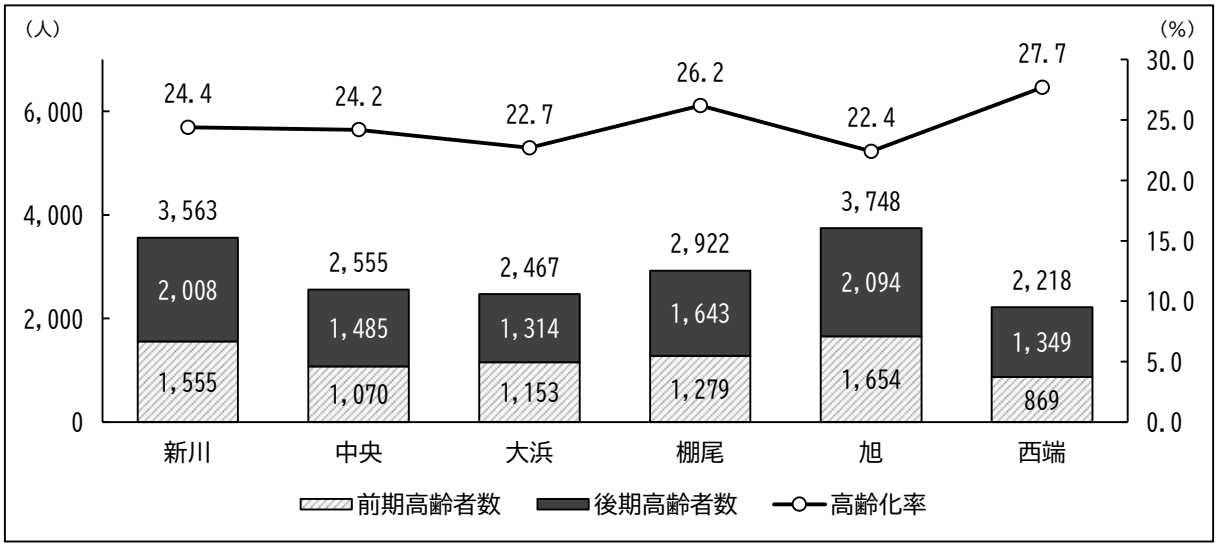
ただし、施設整備や介護サービスの展開において、必ずしも各行政区すべてに行う必要のない場合もあるので、その場合は、隣接する区域をあわせて 1 つのものとしてとらえる等、柔軟な対応を図ることとします。

(1)高齢化の状況

日常生活圏域別に高齢化率を比較すると、高齢化率は西端が最も高く 27.7%、次いで棚尾が 26.2%、新川が 24.4%、最も低いのは旭で 22.4%となっています。

■日常生活圏域別の高齢化率■

項目	単位	新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	市合計
人口	人	14,604	10,576	10,884	11,142	16,704	8,006	71,916
第1号被保険者数	人	3,563	2,555	2,467	2,922	3,748	2,218	17,473
高齢化率	%	24.4	24.2	22.7	26.2	22.4	27.7	24.3
前期高齢者数	人	1,555	1,070	1,153	1,279	1,654	869	7,580
後期高齢者数	人	2,008	1,485	1,314	1,643	2,094	1,349	9,893



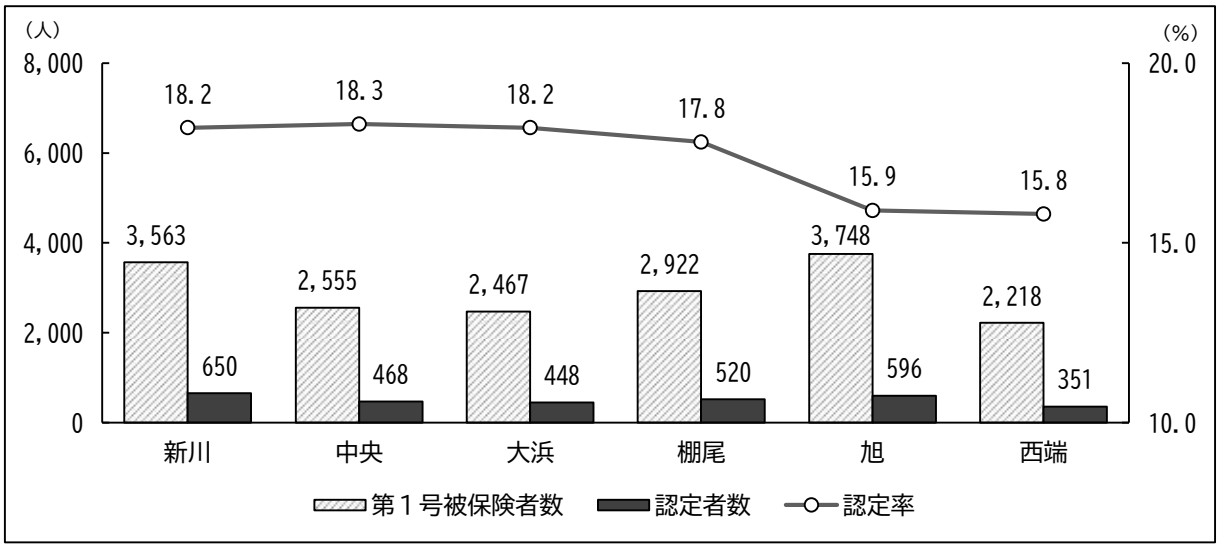
資料:高齢介護課(令和８年４月１日時点)

(2)認定率の状況

日常生活圏域別に認定率を比較すると、認定率は中央が最も高く 18.3%、次いで新川・大浜が 18.2%、最も低いのは西端で 15.8%となっています。

■日常生活圏域別の認定者数及び認定率■

項目	単位	新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	市合計
第1号被保険者数	人	3,563	2,555	2,467	2,922	3,748	2,218	17,473
認定者数	人	650	468	448	520	596	351	3,033
認定率	%	18.2	18.3	18.2	17.8	15.9	15.8	17.4



資料:高齢介護課(令和８年４月１日時点)

（3）地域資源の状況

日常生活圏域別の主な介護サービス等の事業所数は以下のとおりです。

■日常生活圏域別の介護サービス事業所数■

項目			新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	市合計
居宅サービス			10	5	3	2	15	2	37
	訪問介護		3		1	1	5	2	12
	訪問看護		2	1		1	2		6
	訪問リハビリテーション		1				1		2
	通所介護		3	1	2		6		12
	通所リハビリテーション		1	1			1		3
	福祉用具貸与・販売			2					2
地域密着型サービス			2	2	1	5	6	2	18
	地域密着型通所介護		2			4	3	1	10
	認知症対応型通所介護						1		1
	小規模多機能型居宅介護						1		1
	認知症対応型共同生活介護	事象所数		2	1	1	1	1	6
		定員		(36)	(9)	(18)	(18)	(9)	(90)
施設サービス			1	1	1	0	2	1	6
	介護老人福祉施設	事象所数			1		1	1	3
		定員			(100)		(80)	(80)	(260)
	介護老人保健施設	事象所数		1			1		2
		定員		(100)			(100)		(200)
	介護医療院	事象所数	1						1
		定員	(58)						(58)
その他サービス	居宅介護支援		2	1		1	5	1	10
	有料老人ホーム	事象所数	1	1					2
		定員	(21)	(54)					(75)
	サービス付き高齢者向け住宅	事象所数	1	1			2		4
		定員	(60)	(30)			(63)		(153)

※ （ ）内は定員数
資料：高齢介護課「介護保険指定機関等管理システム」（令和８年４月１日時点）

■日常生活圏域別の介護サービス事業所数■

項目			新川	中央	大浜	棚尾	旭	西端	市合計
総合事業サービス			8	1	4	6	13	5	37
	訪問型サービス	予防専門型	2		1	1	4	2	10
		家事援助型	1		1	1	1	1	5
	通所型サービス	予防専門型	5	1	2	3	7	1	19
		運動器中心型				1	1	1	3
		ミニデイ型							0

※　居宅サービスも提供している事業所については、再掲となる。
※　複数のサービスを提供している事業所があるため事業所数とは一致しない。
資料：高齢介護課「介護保険指定機関等管理システム」（令和８年４月１日時点）

4 介護保険事業の状況

(1)介護サービスの利用状況

令和 7(2025)年 10 月サービス分の受給者数をサービス類型別で見ると、令和 3(2021)年 10 月サービス分に比べて在宅サービス受給者数は 123 人増加、施設サービス※6受給者数は1人減少、居住系サービス※7受給者数は3人増加しています。受給率で見ると在宅サービスは増加、施設サービスは減少、居住系サービスは概ね横ばいとなっています。

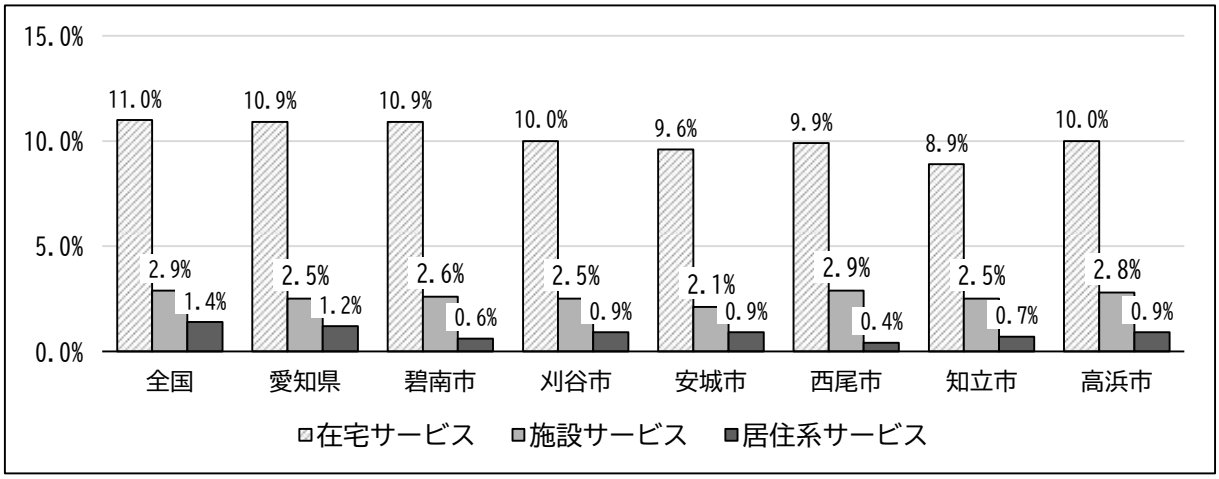
また、令和 7(2025)年 10 月サービス分の第 1 号被保険者 1 人あたりのサービス受給率を地域別で比較して見ると、本市の在宅サービス受給率は全国や愛知県とほぼ同じ水準となっており、近隣市と比較すると、最も高くなっています。

■サービス類型別の受給状況の推移■

		単位	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
受給者数	在宅サービス	人	1,813	1,837	1,792	1,925	1,936
	施設サービス	人	453	473	443	451	452
	居住系サービス	人	111	105	109	113	114
	受給者計	人	2,377	2,415	2,344	2,489	2,502
受給者に占める割合	在宅サービス	%	76.3	76.1	76.5	77.3	77.4
	施設サービス	%	19.1	19.6	18.9	18.1	18.1
	居住系サービス	%	4.6	4.3	4.6	4.6	4.5

資料:厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和7年 12 月月報）

■第1号被保険者 1 人あたりのサービス受給率＜全国・愛知県・近隣市との比較＞■



資料:厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和7年 12 月月報）

※6 施設サービス:介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

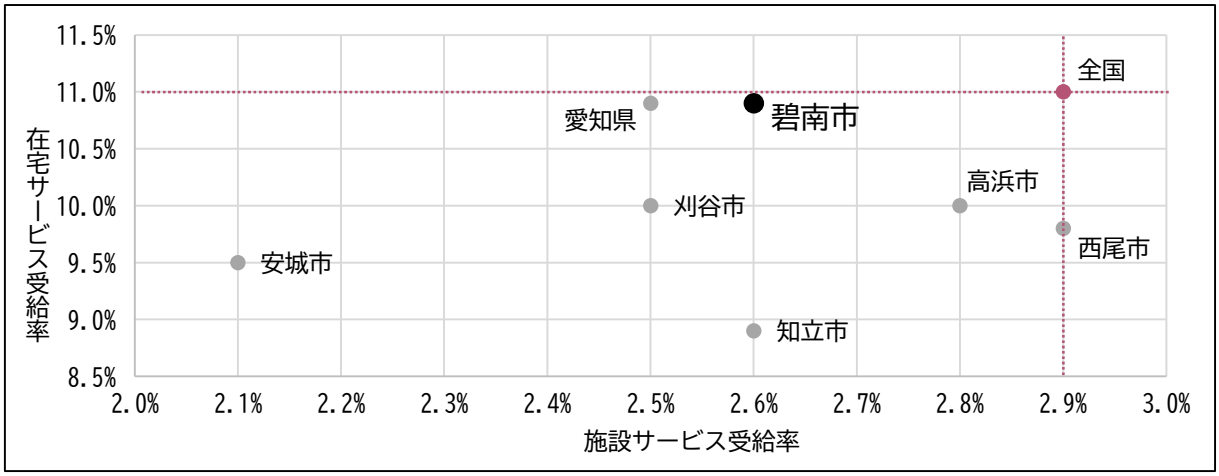
※7 居住系サービス:特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

(2)在宅サービス・施設サービス受給率のバランス

令和 7(2025)年 10 月サービス分の在宅サービスの受給率と施設サービスの受給率のバランスを他の地域と比較すると、碧南市は在宅サービス受給率で全国や愛知県とほぼ同じ水準となっています。一方、施設サービス受給率では愛知県より高いものの全国より低い水準となっています。

近隣市との比較では、在宅サービス受給率は他の市より高く、施設サービス受給率は西尾市・高浜市に次いで高くなっています。

■在宅サービス・施設サービス受給率のバランス＜全国・愛知県・近隣市との比較＞■



資料:厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和7年 12 月月報）

(3)給付費の推移

令和 7 年 10 月サービス提供分の介護(介護予防)給付費(1 か月分)は 4 億 345 万円となっており、令和 3 年と比較すると約 2,780 万円増加しています。

■サービス類型別の給付費の推移■

項目	単位	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
居宅サービス	千円	195,319	199,802	201,860	224,749	198,029
介護予防支援・居宅介護支援	千円	－	－	－	－	23,252
地域密着型サービス	千円	45,621	45,999	42,337	43,213	40,716
施設サービス	千円	134,712	135,888	135,899	140,681	141,453
給付費合計	千円	375,652	381,688	380,095	408,643	403,450

資料:厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和7年 12 月月報）

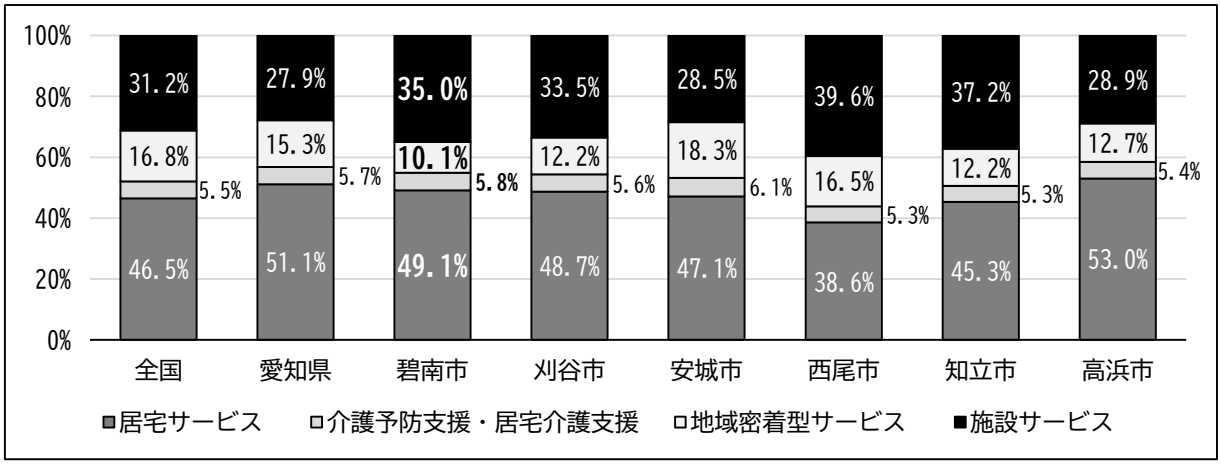
（4）給付費の構成比

介護保険サービス別給付構成比を他の地域と比較すると、居宅サービスは全国より高く愛知県より低い構成比ではあるものの、近隣市との比較では高浜市に次いで高くなっています。

地域密着型サービスについては全国・愛知県・近隣市と比較して最も低い構成比となっています。

また、施設サービスについては全国・愛知県よりも高い構成比となっており、近隣市と比較して西尾市、知立市に次いで高い水準となっています。

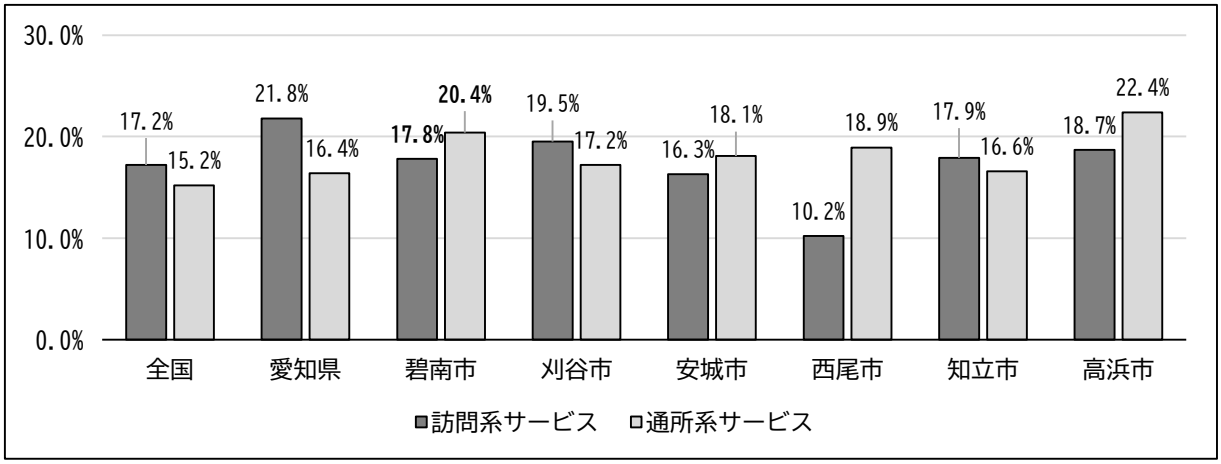
■給付費合計に占めるサービス別給付構成比＜全国・愛知県・近隣市との比較＞■



資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和7年 12 月月報）

給付費合計に占める居宅サービスの給付費を他の地域と比較すると、訪問系サービスの給付割合は愛知県よりも低くなっており、全国や近隣市との比較でも平均的となっています。通所系サービスの給付割合は全国・愛知県よりも高く、近隣市との比較でも、高浜市に次いで高くなっています。

■給付費合計に占める訪問系・通所系サービス給付構成比＜全国・愛知県・近隣市との比較＞■



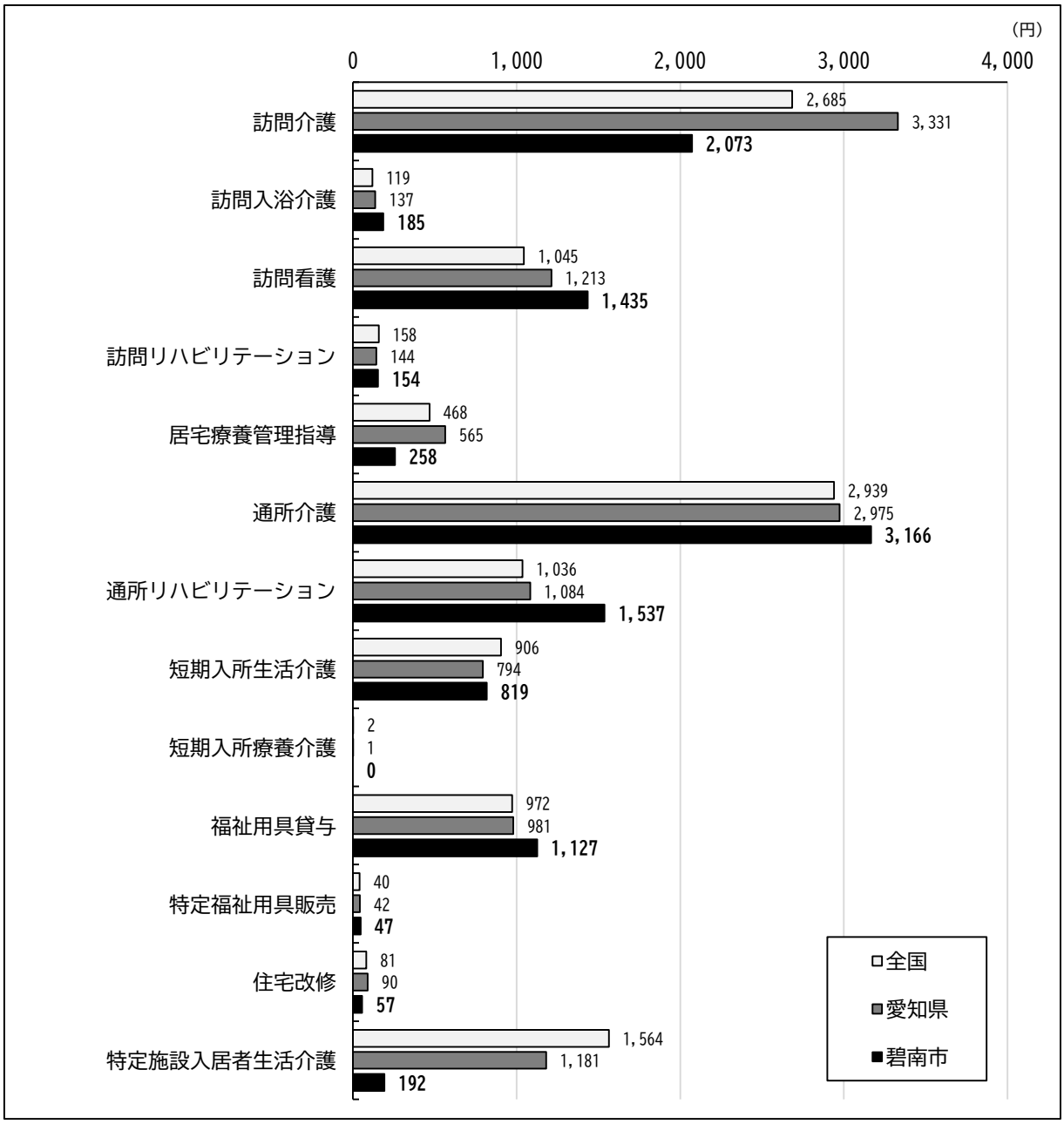
資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和7年 12 月月報）

（5）第1号被保険者一人あたりの給付月額

①居宅介護（介護予防）サービス

第1号被保険者一人あたりの居宅サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「福祉用具貸与」等が全国・愛知県よりも高く、「訪問介護」、「居宅療養管理指導」、「特定施設入居者生活介護」等が全国・愛知県よりも低くなっています。

■居宅介護（介護予防）サービス第1号被保険者一人あたりの給付月額＜全国・愛知県との比較＞■

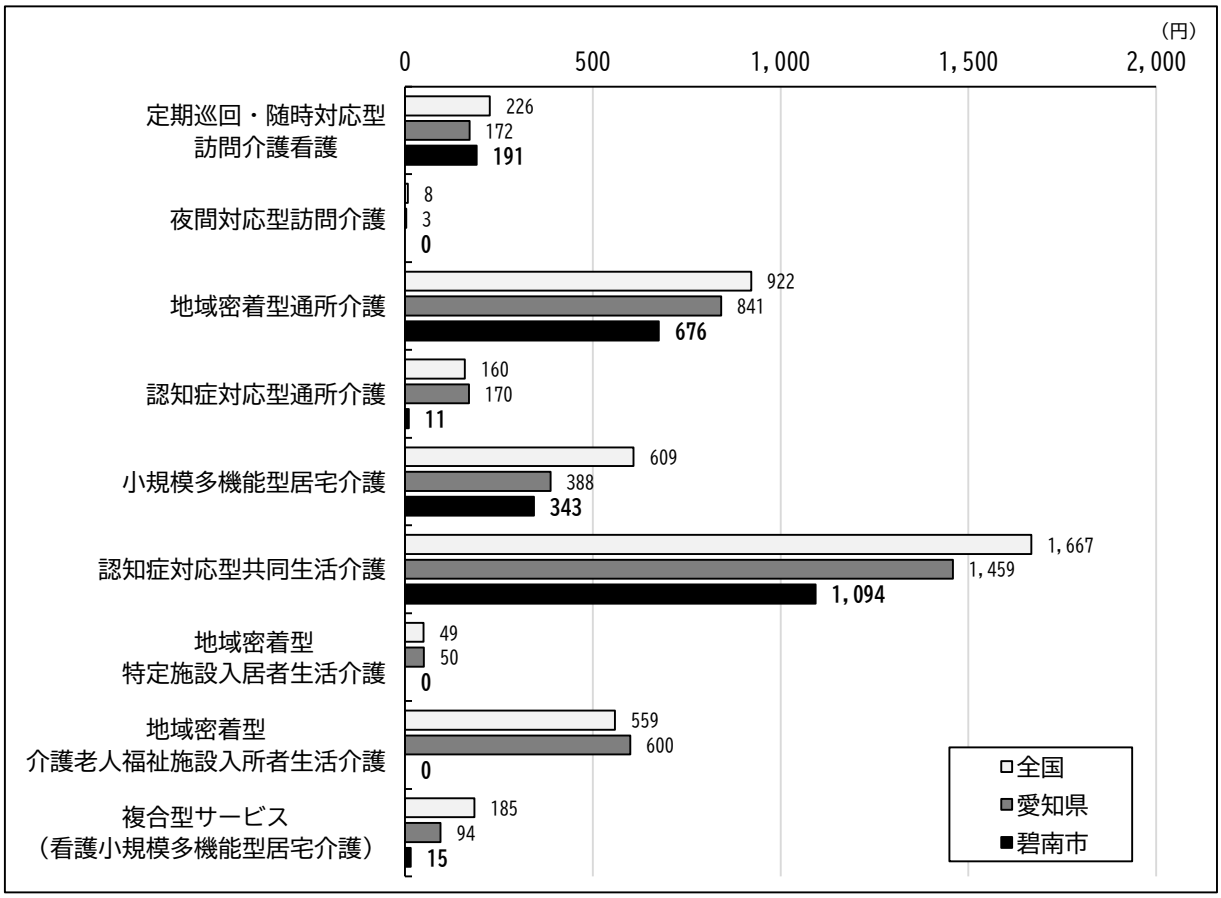


資料：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和7年 12 月月報）

②地域密着型（介護予防）サービス

第1号被保険者一人あたりの地域密着型（介護予防）サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護」で愛知県よりも高くなっていますが、その他の全てのサービスで全国・愛知県より低くなっています。とくに、「地域密着型通」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」等では、他のサービスに比べて第1号被保険者一人あたりの給付月額が大きいものの、全国・愛知県よりも低くなっています。

■地域密着型（介護予防）サービス第1号被保険者一人あたりの給付月額＜全国・愛知県との比較＞■

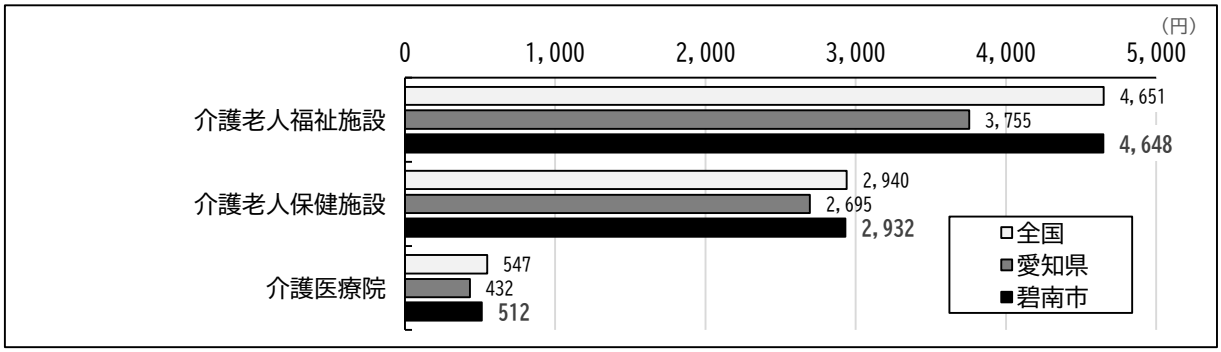


厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和7年 12 月月報）

③施設サービス

第1号被保険者あたりの施設サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、すべてのサービスで愛知県よりも高くなっているものの、全国とほぼ同水準となっています。

■施設サービス第1号被保険者一人あたりの給付月額＜全国・愛知県との比較＞■



厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」（厚生労働省「介護保険事業状況報告」令和7年 12 月月報）

碧南市の第1号被保険者一人あたりの給付月額は、通所介護や通所リハビリテーション、福祉用具貸与などの居宅サービスの利用が比較的高く、在宅生活を支えるサービス利用が進んでいることがうかがえます。

一方で、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスにおいては全国・愛知県を下回っています。また、施設サービスについては全国と同程度であり、愛知県を上回っていることから、一定程度施設サービスへの依存がみられます。

今後は、高齢者の重度化や認知症高齢者の増加を見据え、地域密着型サービスの活用・利用促進を図りながら、在宅生活を継続できる地域包括ケアシステムの充実に取り組むことが求められます。

5 介護保険以外の施設の設置状況

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護ニーズの受け皿となっており、碧南市の令和8年4月1日時点の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者における要支援・介護認定者の割合は9割以上を占めています。さらに要介護3以上の認定者の割合は5割を超えており、重度認定者の受け皿としても機能しています。

■有料老人ホームの状況（令和8年4月1日時点）■

	施設数（か所）	定員数（人）	入居者数（人）	要介護度別の状況		
				自立（人）	要支援～要介護2（人）	要介護3以上（人）
有料老人ホーム	2	75	63	2	26	35

資料：愛知県

■サービス付き高齢者向け住宅の状況（令和8年4月1日時点）■

	施設数（か所）	定員数（人）	入居者数（人）	要介護度別の状況		
				自立（人）	要支援～要介護2（人）	要介護3以上（人）
サービス付き高齢者向け住宅	4	153	91	0	43	48

資料：愛知県

6 アンケート調査結果からみた市の現状

(1)調査の概要

①調査の目的

本計画を策定するにあたり、65 歳以上の市民を対象とする「健康とくらしの調査」、「介護保険・福祉に関するアンケート調査」(要介護認定者・市内事業所に勤務するケアマネジャー、市内の介護事業所対象)を実施しました。

この調査は、市民の高齢者福祉及び介護サービスへのニーズを把握するとともに、本市における高齢者を取り巻く現状を把握することを目的としたものです。

②調査の実施概要

調査の実施概要は次のとおりです。

■調査の実施概要■

No.	調査種別	対象者	調査方法	調査時期
(1)	健康とくらしの調査	65 歳以上の市民	郵送法	令和７年 10 月～11 月
(2)	介護保険・福祉に関する アンケート調査	①要介護認定者	郵送法及び WEB アンケート	令和８年 ２月
		②ケアマネジャー		
		③介護保険サービス事業者		

③アンケートの回収状況

■アンケートの回収状況■

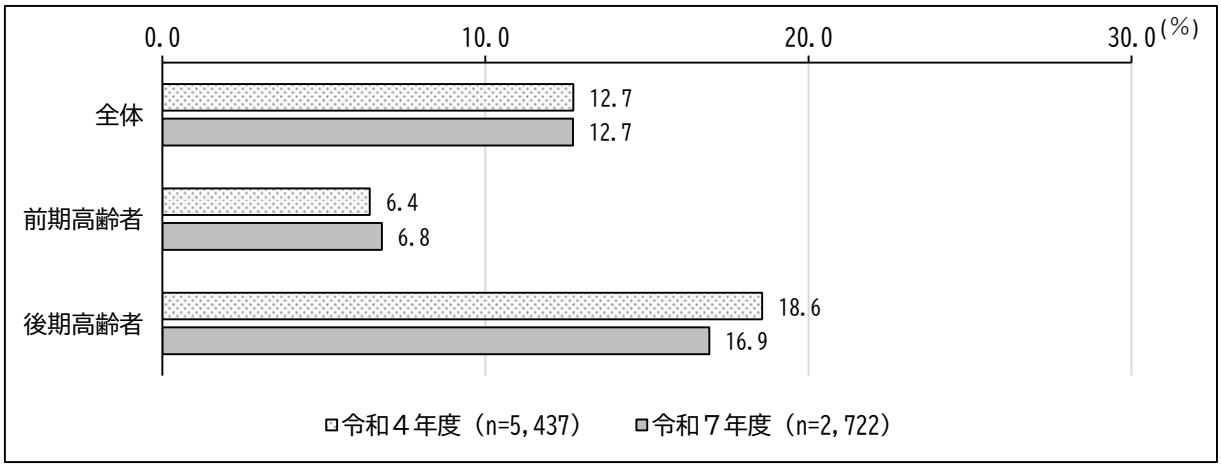
No.	調査種別	対象者	配布数	有効回収数 (有効回収率)
(1)	健康とくらしの調査	65 歳以上の市民	3,500 票	2,766 票 (79.0%)
(2)	介護保険・福祉に関する アンケート調査	①要介護認定者	1,000 票	561 票 (56.1%)
		②ケアマネジャー	63 票	48 票 (76.2%)
		③介護保険サービス事業者	75 票	52 票 (69.3%)

（2）調査結果の概要【健康とくらしの調査】

①運動機能低下者割合

一般高齢者の運動機能低下者割合については、全体としては3年前の調査と比べて変化がありません。しかしながら、年齢別でみてみると、前期高齢者では 0.4 ポイント増加し、後期高齢者では 1.7 ポイント減少しています。

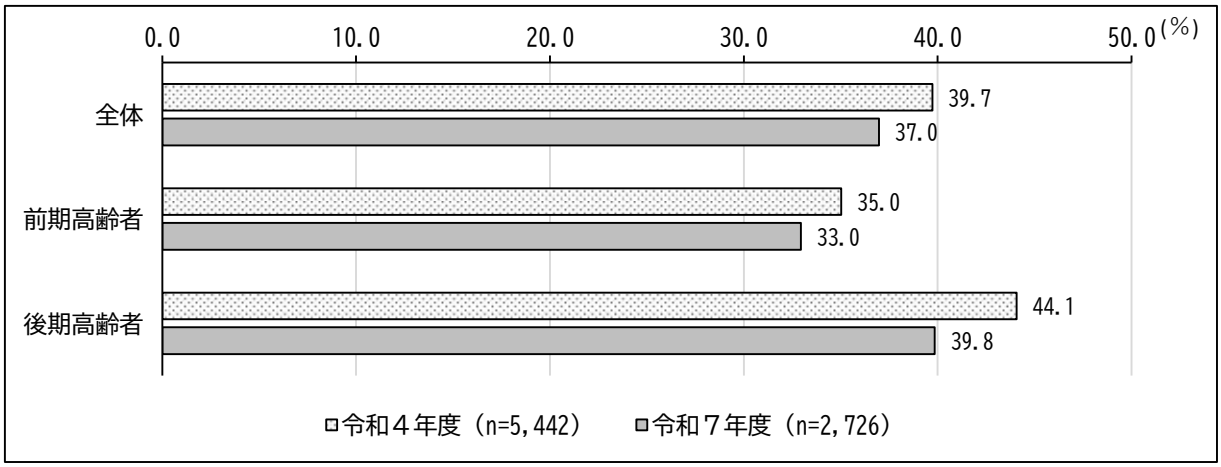
■前期・後期別運動機能低下者割合■



②認知機能低下者割合

一般高齢者の認知機能低下者割合については、全体としては3年前の調査に比べて 2.7 ポイント減少しています。年齢別でみてみると、前期高齢者で 2.0 ポイント、後期高齢者では 4.3 ポイントそれぞれ減少しています。

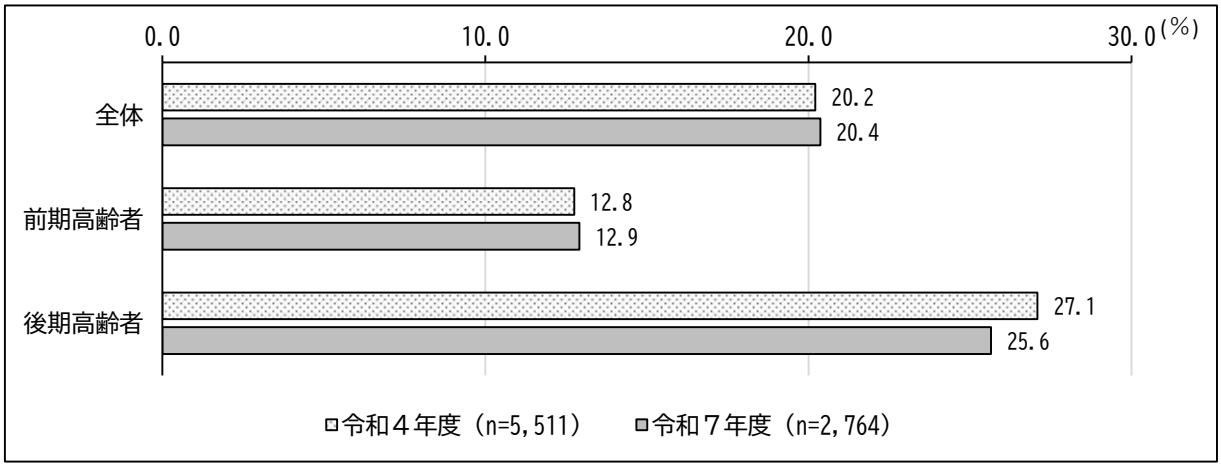
■前期・後期別認知機能低下者割合■



③フレイル有症者割合

一般高齢者のフレイル(加齢により心身が老い衰えた状態)有症者割合については、全体として3年前の調査に比べて 0.2 ポイント増加しています。年齢別でみると、前期高齢者で 0.1 ポイント増加したものの、後期高齢者では 1.5 ポイント減少しています。

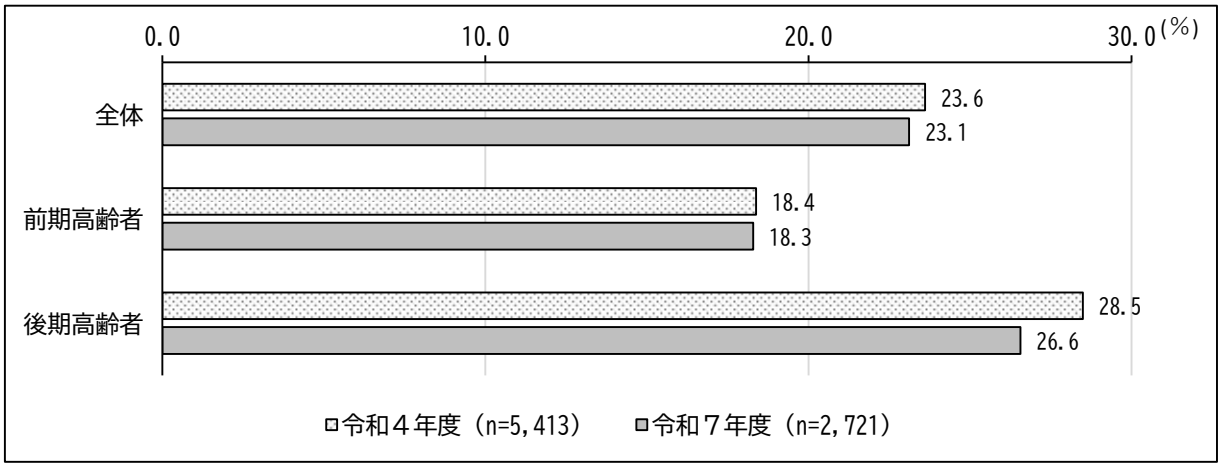
■フレイル有症者割合■



④口腔機能低下者割合

一般高齢者の口腔機能低下者割合については、全体として3年前の調査に比べて 0.5 ポイント減少しています。年齢別でみてみると、前期高齢者で 0.1 ポイント、後期高齢者で 1.9 ポイントといずれも減少しています。

■口腔機能低下者割合■

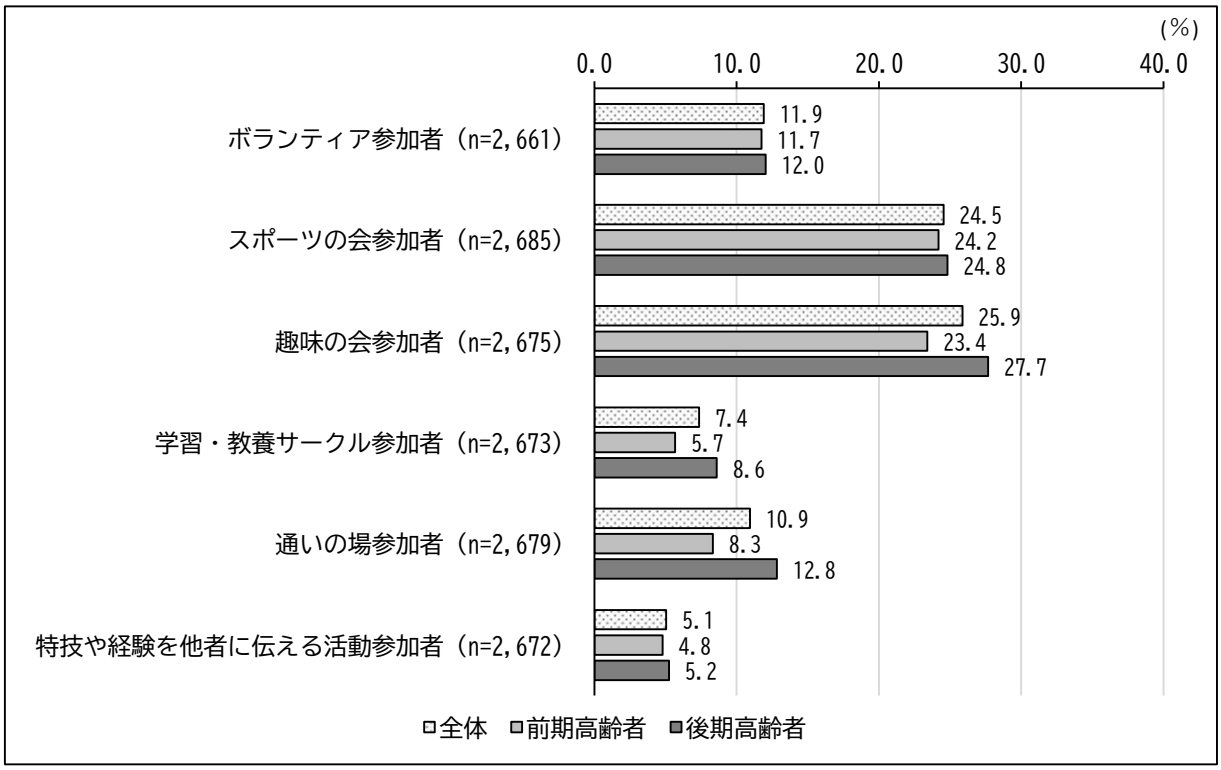


⑤社会参加の状況

すべての社会参加や集いの場等の項目で、後期高齢者は前期高齢者よりも高い割合となっています。

社会参加や集いの場等の項目別に社会参加の状況をみてみると、「趣味の会」（全体：25.9%）、「スポーツの会」（全体：24.5%）等への参加が多くなっており、「特技や経験を他者に伝える活動」（全体：5.1%）への参加が最も少なくなっています。

■社会参加（月1回以上）の状況■

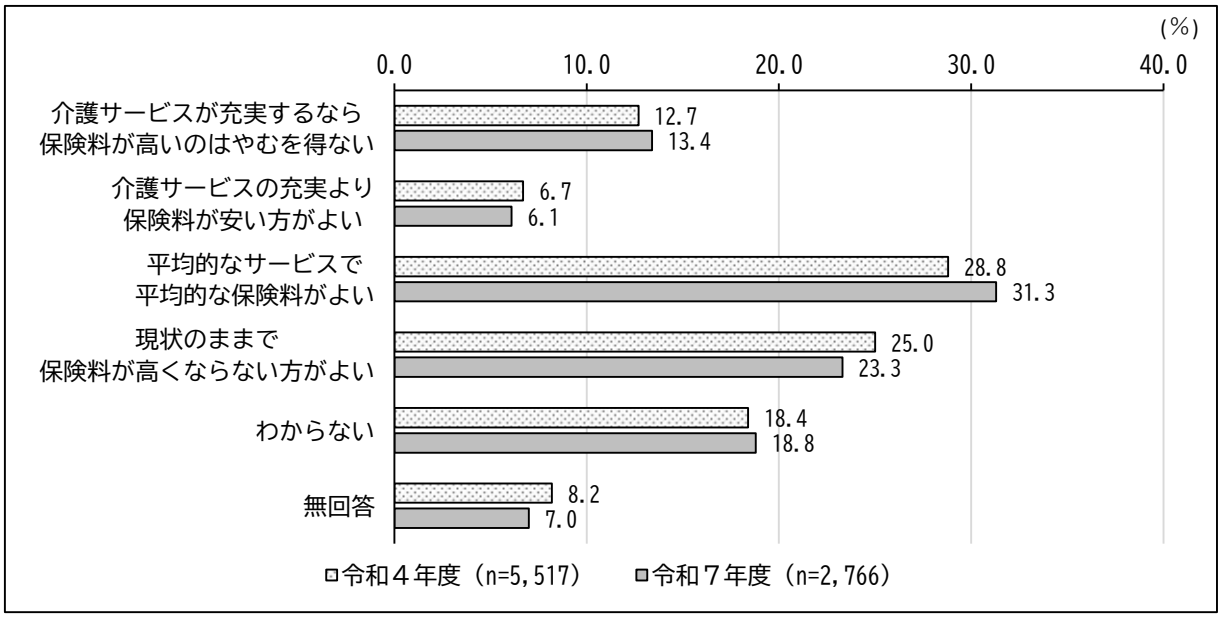


⑥保険料の負担と介護サービスについて

「平均的なサービスで平均的な保険料がよい」の割合が 31.3%と最も高く、3年前の調査との比較で 2.5 ポイント増加しています。

また、「現状のままで保険料が高くならない方がよい」の割合が 23.3%で、3年前の調査との比較で 1.7 ポイント減少しています。

■保険料の負担と介護サービスについて■

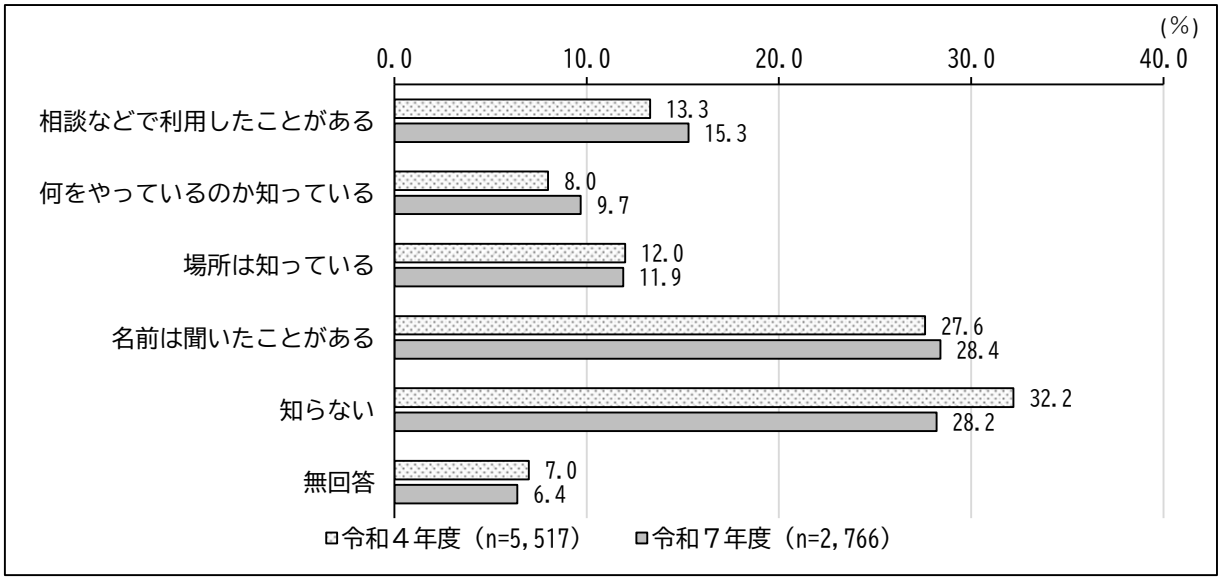


⑦地域包括支援センターの認知度

「名前は聞いたことがある」の割合が 28.4%と最も高くなっています。

「知らない」の割合が 28.2%で2番目に高い回答割合となっていますが、3年前の調査との比較では 4.0 ポイント減少しています。

■地域包括支援センターの認知度■

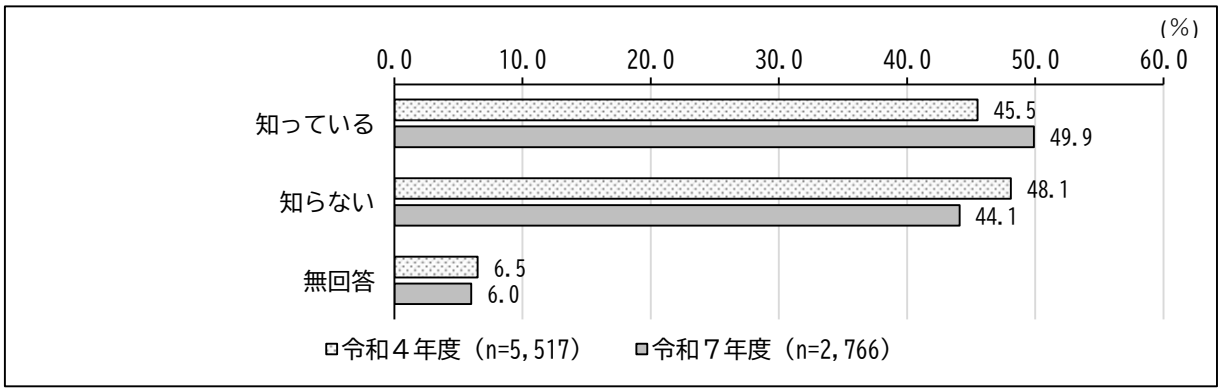


⑧「筋トレルーム 60」の利用状況

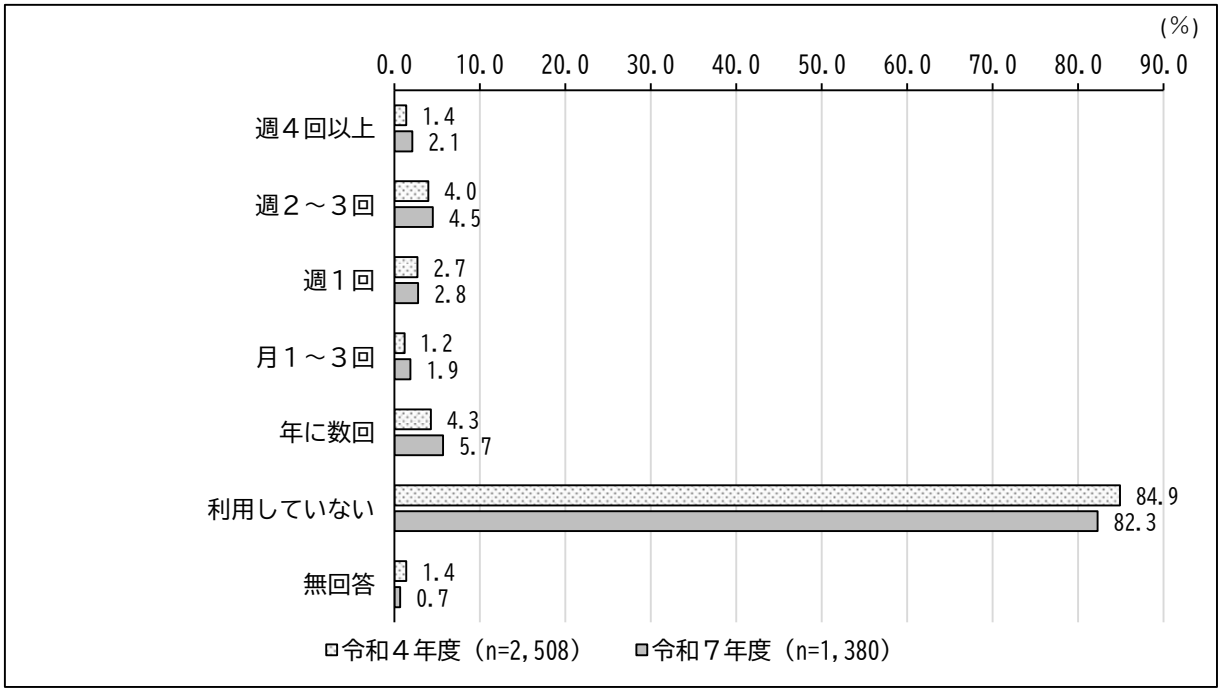
「筋トレルーム 60」の認知状況は3年前の調査と比較して「知っている」が 4.5 ポイント増加しており、回答者のほぼ半数に認知されています。

利用頻度についても3年前の調査から増加していますが、認知していても利用していない層が多くなっています。

■「筋トレルーム 60」の認知度■



■「筋トレルーム 60」の利用頻度■

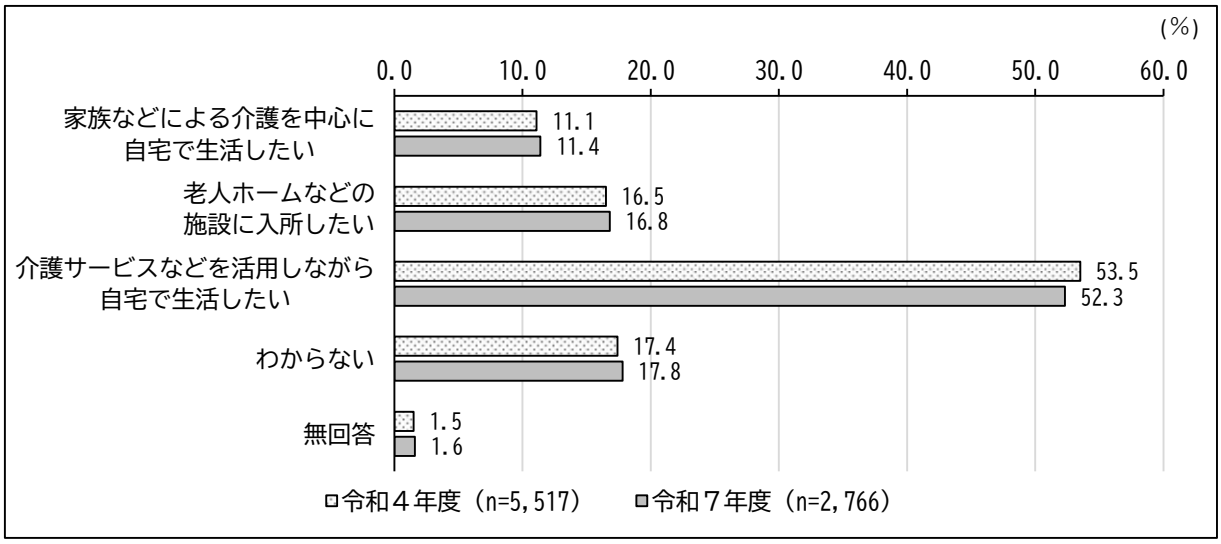


⑨介護が必要となった場合の生活について

「介護サービスなどを活用しながら自宅で生活したい」の割合が 52.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が 17.8%、「老人ホームなどの施設に入所したい」の割合が 16.8%となっています。

3年前の調査との比較でも、回答の傾向に大きな変化はみられません。

■介護が必要となった場合の生活について■



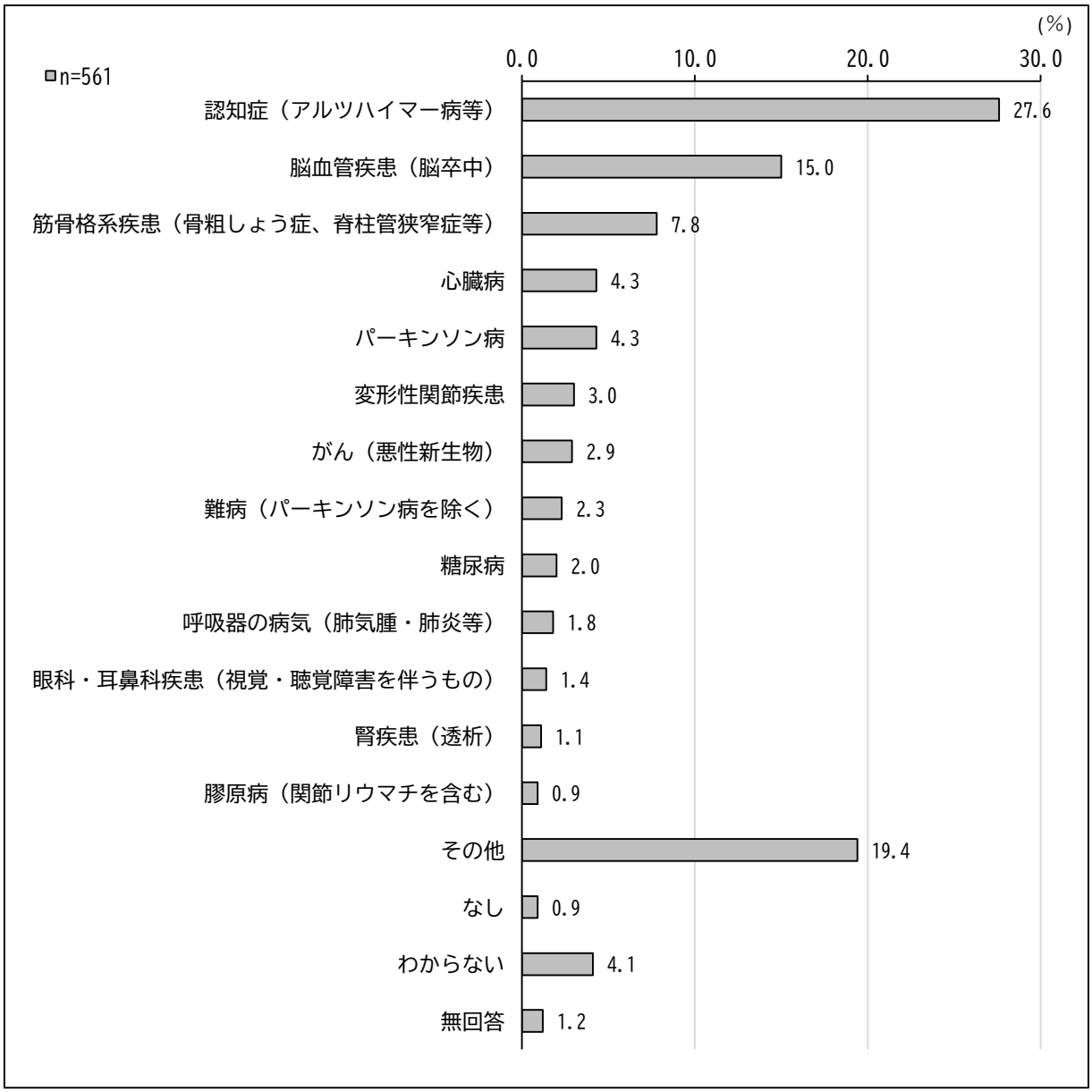
(3)介護保険・福祉に関するアンケート調査【要介護認定者対象調査】の結果概要

①要介護状態となった主な原因

「認知症(アルツハイマー病等)」の割合が 27.6%で、最も多くなっています。

「脳血管疾患(脳卒中)」(15.0%)、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」(7.8%)、「心臓病」・「パーキンソン病」(同 4.3%)となっています。

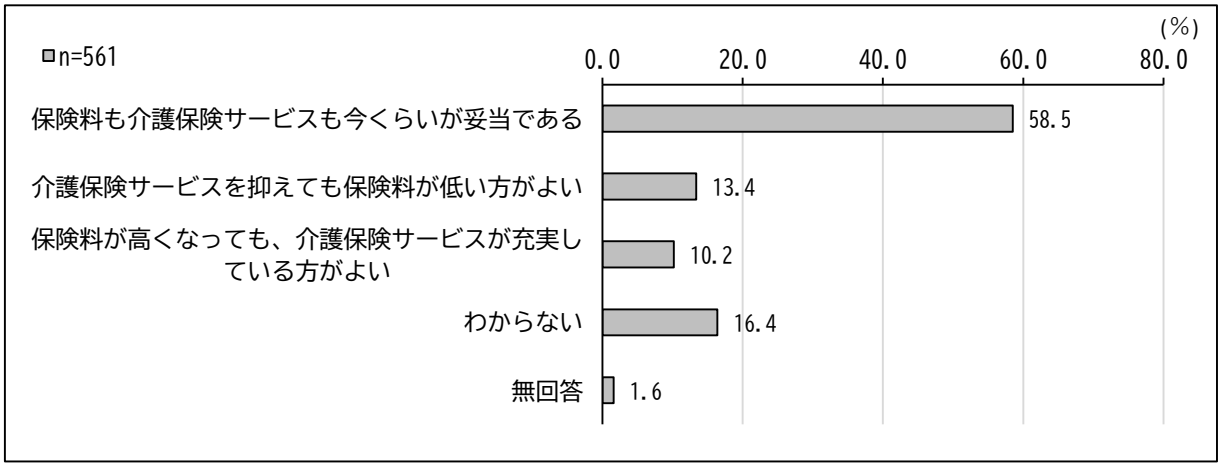
■要介護状態となった主な原因<複数回答>■



②保険料の負担と介護サービスについて

「保険料も介護保険サービスも今くらいが妥当である」が 58.5%で最も高い割合を占めています。

■保険料の負担と介護サービスについて■

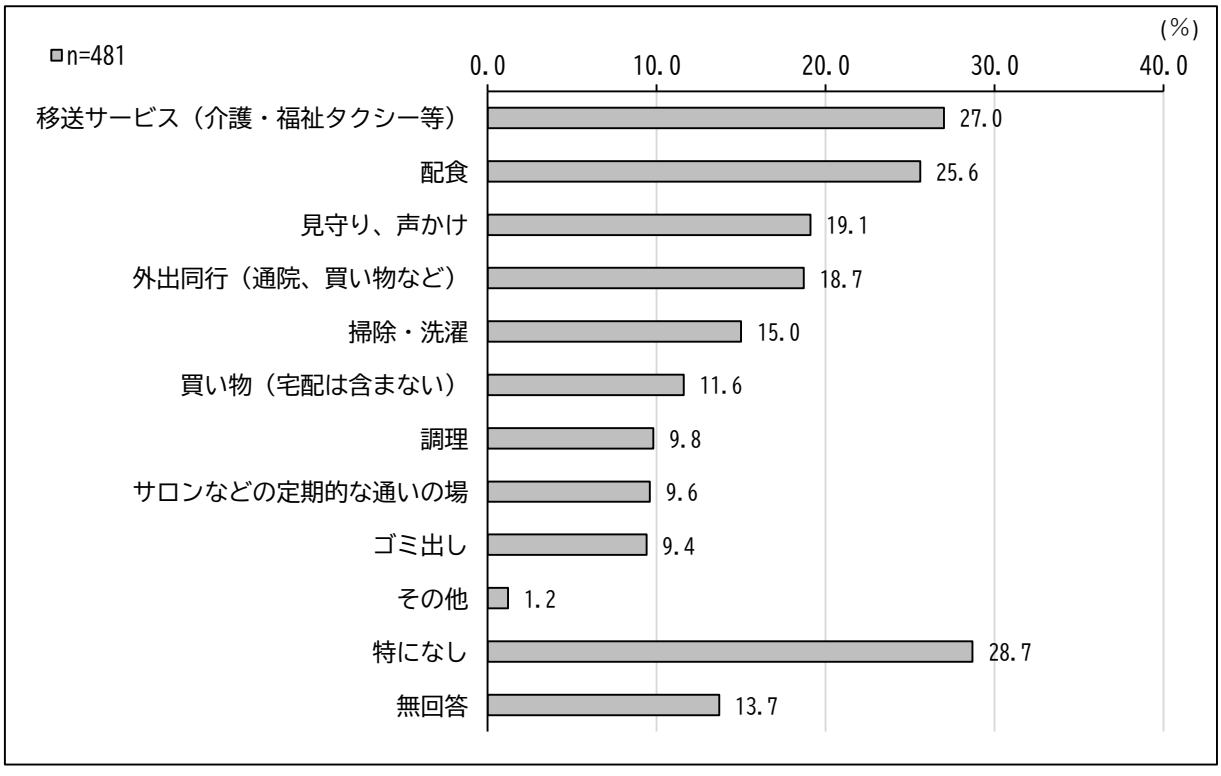


③自宅での生活に必要と感じる支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（27.0%）、「配食」（25.6%）、「見守り、声かけ」（19.1%）、「外出同行（通院、買い物など）」（18.7%）等へのニーズが高くなっています。

なお、「特になし」が 28.7%で最も高い割合を占めています。

■自宅での生活に必要と感じる支援・サービス＜複数回答＞■

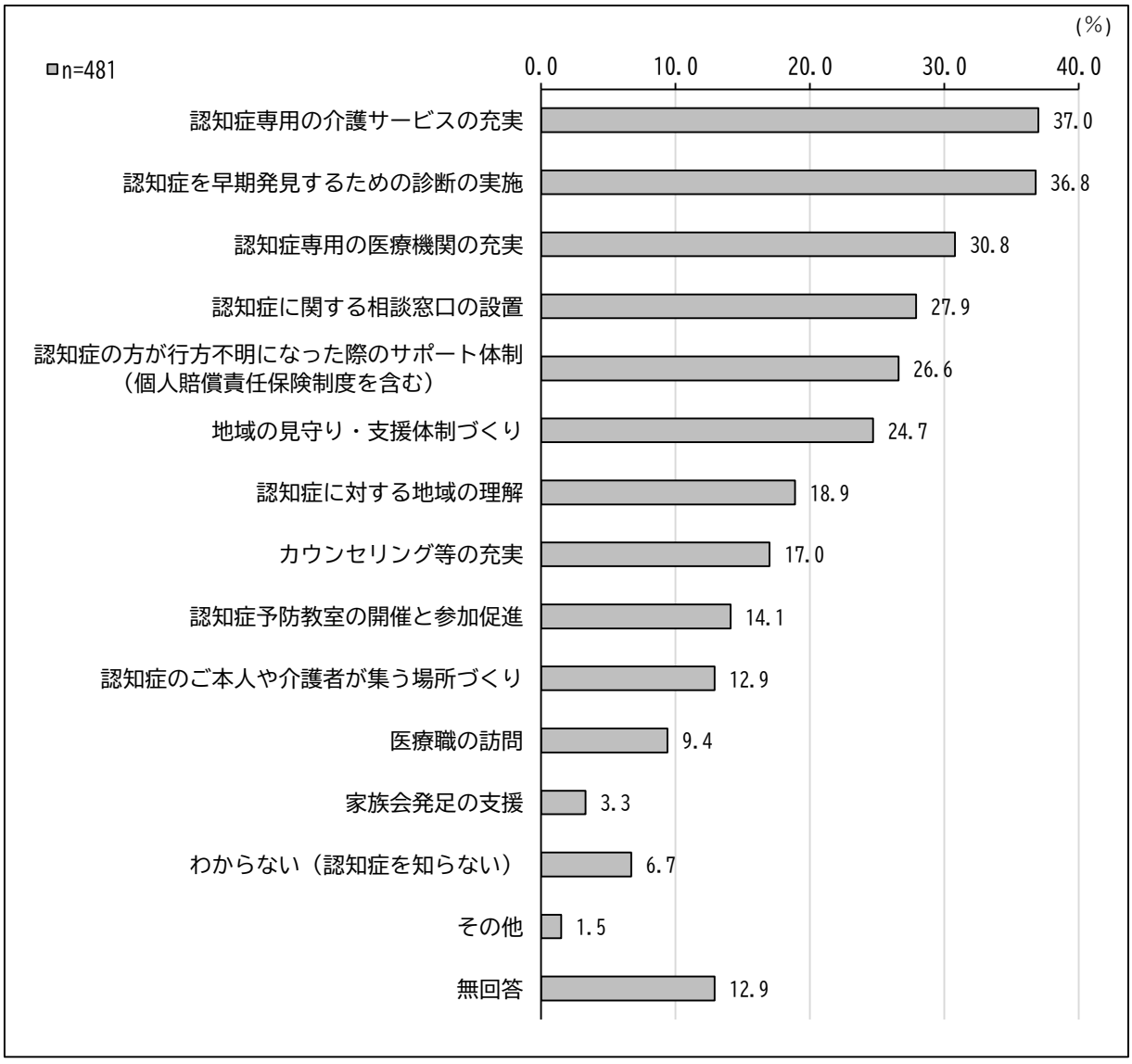


④認知症の方に必要だと思う支援

「認知症専用の介護サービスの充実」が 37.0%で最も高い割合を占めています。

「認知症を早期発見するための診断の実施」(36.8%)、「認知症専用の医療機関の充実」(30.8%)、「認知症に関する相談窓口の設置」(27.9%)、「認知症の方が行方不明になった際のサポート体制(個人賠償責任保険制度を含む)」(26.6%)となっています。

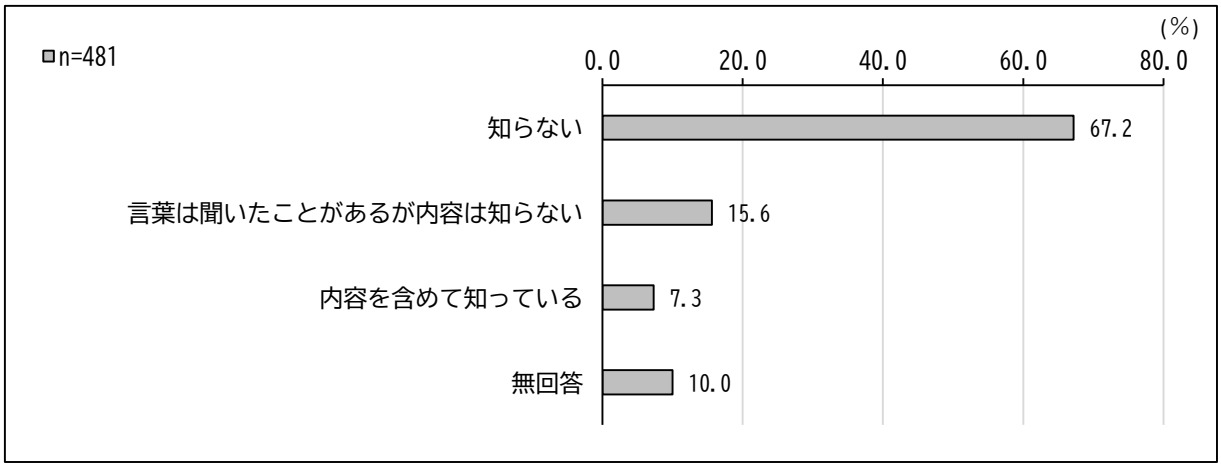
■認知症の方に必要だと思う支援＜複数回答＞■



⑤“新しい認知症観”の認知度

「知らない」が 67.2%で最も高い割合を占めています。

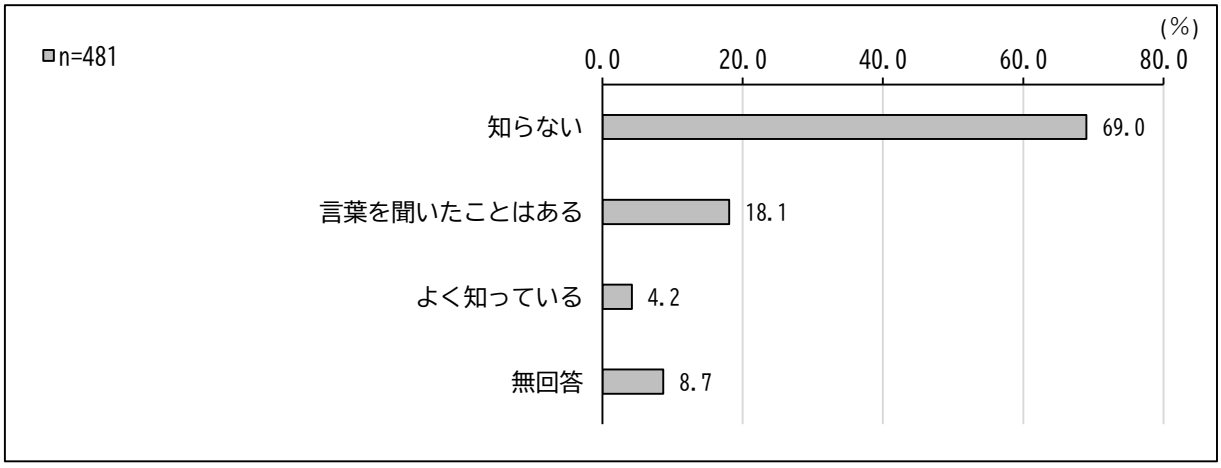
■“新しい認知症観”の認知度■



⑥“人生会議(ACP)※8”の認知度

「知らない」が 69.0%で最も高い割合を占めています。

■“人生会議(ACP)”の認知度■



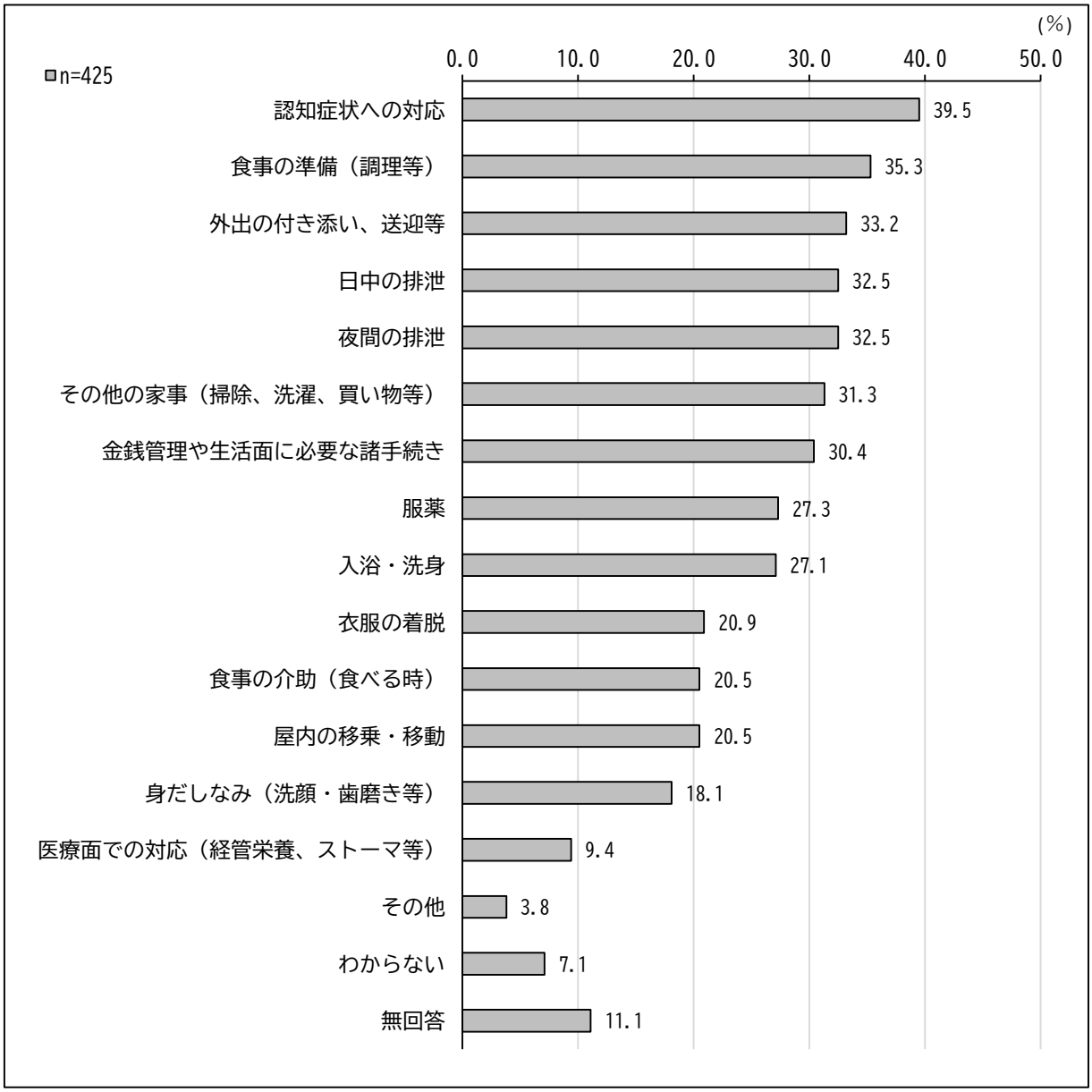
※8 人生会議(ACP):もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、ご家族や医療・ケアチームなどと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。

⑦主な介護者が不安に感じる介護等

「認知症状への対応」(39.5%)が主な介護者にとって、最も大きな不安となっています。

「食事の準備(調理等)」(35.3%)、「外出の付き添い、送迎等」(33.2%)、「日中の排泄」・「夜間の排泄」(同 32.5%)となっています。

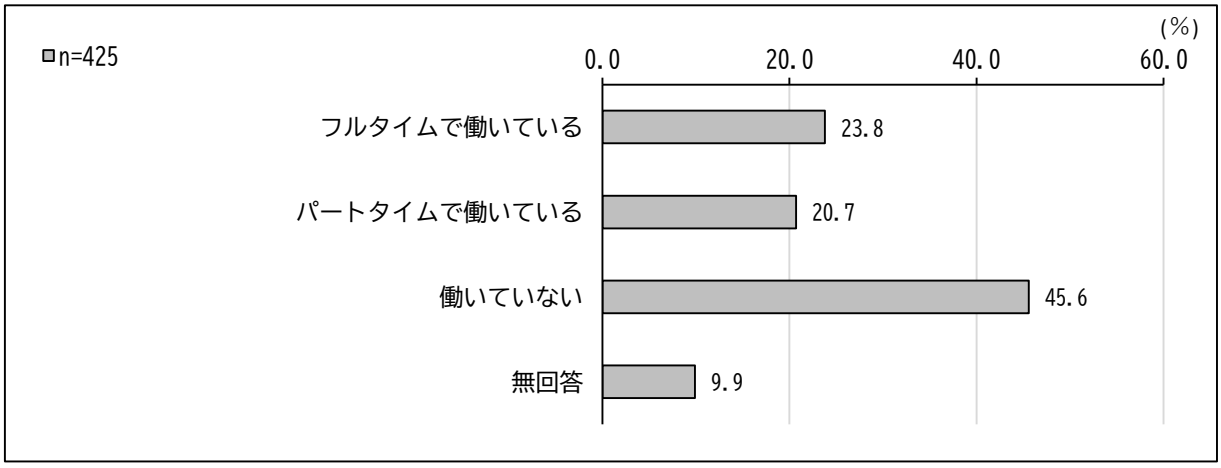
■主な介護者が不安に感じる介護等＜複数回答＞■



⑧主な介護者の勤務形態

「フルタイムで働いている」(23.8%)、「パートタイムで働いている」(20.7%)が合わせて44.5%となっています。「働いていない」は45.6%となっています。

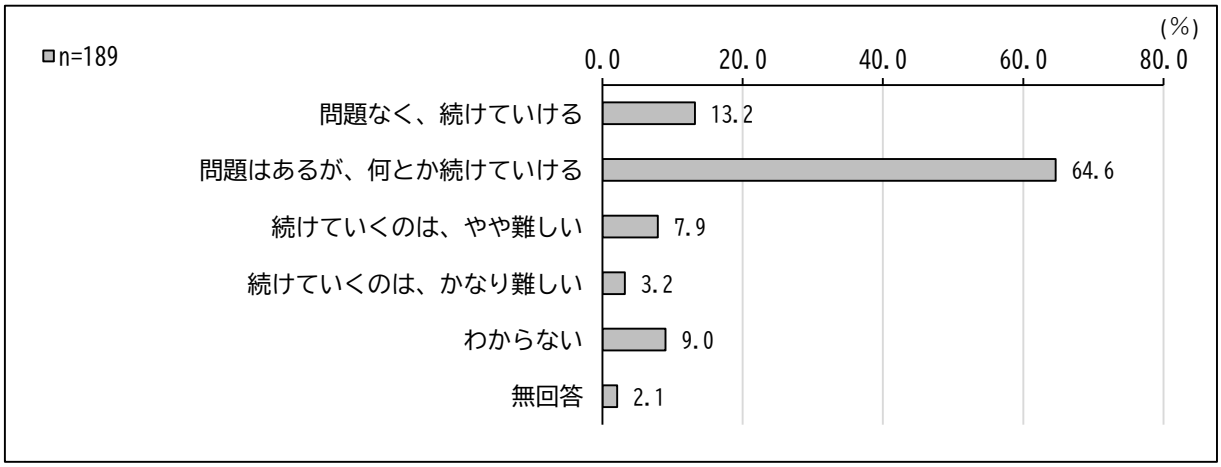
■主な介護者の勤務形態■



⑨仕事と介護の両立について

「問題なく、続けていける」(13.2%)、「問題はあるが、何とか続けていける」(64.6%)が合わせて 77.8%となっている一方で、「続けていくのは、やや難しい」(7.9%)、「続けていくのは、かなり難しい」(3.2%)が合わせて 11.1%となっており、回答者の約1割は仕事と介護の両立が困難となっています。

■今後も働きながら介護を続けていけるか■

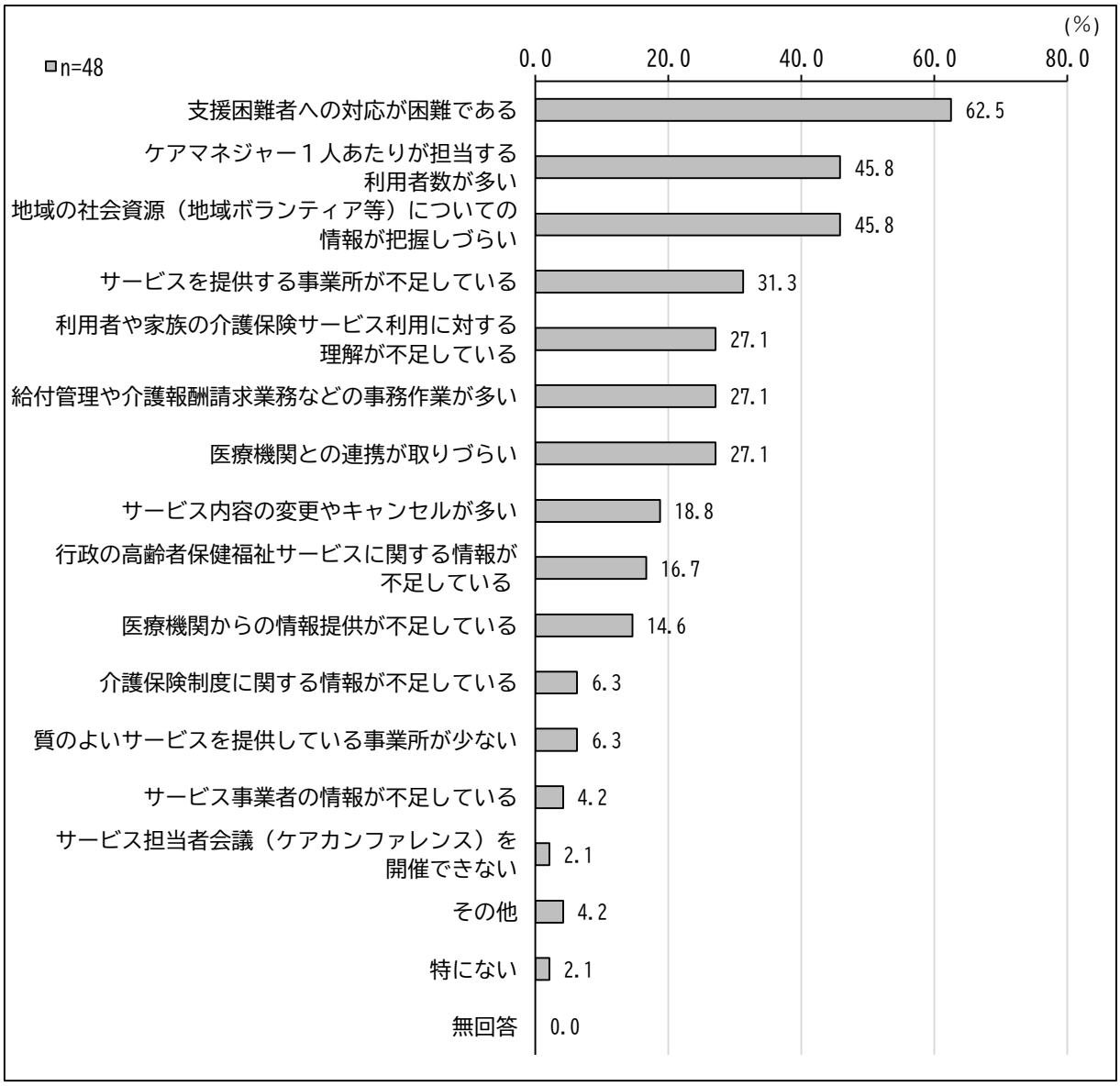


（4）介護保険・福祉に関するアンケート調査【ケアマネジャー対象調査】の結果概要

①ケアマネジメントを行う上での課題

「支援困難者への対応が困難である」が 62.5%と最も高く、次いで、「ケアマネジャー1人あたりが担当する利用者数が多い」・「地域の社会資源（地域ボランティア等）についての情報が把握しづらい」（同率 45.8%）、「サービスを提供する事業所が不足している」（31.3%）、「利用者や家族の介護保険サービス利用に対する理解が不足している」・「給付管理や介護報酬請求業務などの事務作業が多い」・「医療機関との連携が取りづらい」（同率 27.1%）などとなっています。

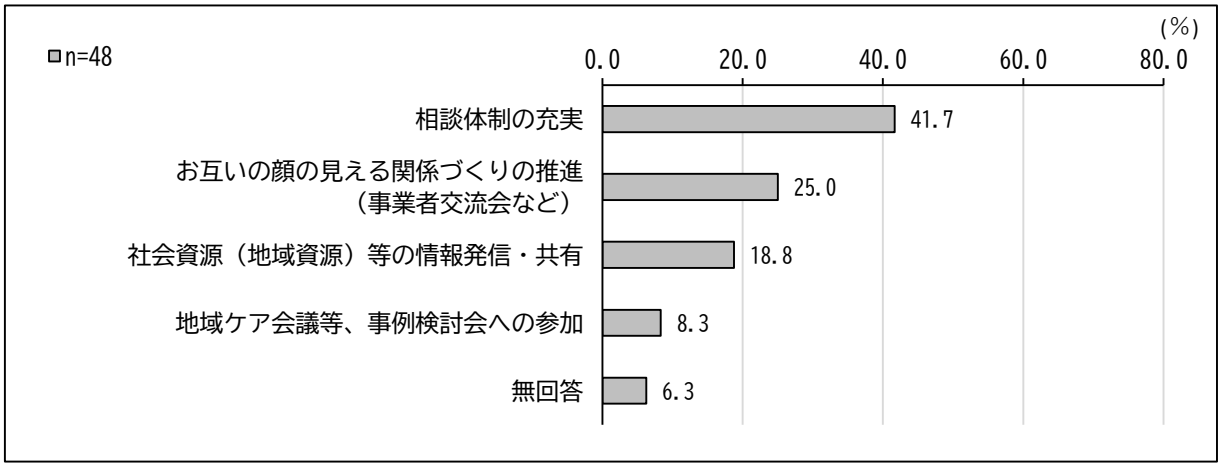
■ケアマネジメントを行う上での課題■



②地域包括支援センターとの連携を図るために必要だと思うこと

「相談体制の充実」が 41.7%と最も高く、次いで、「社会資源(地域資源)等の情報発信・共有」(18.8%)、「お互いの顔の見える関係づくりの推進(事業者交流会など)」(25.0%)、「地域ケア会議等、事例検討会への参加」(8.3%)となっています。

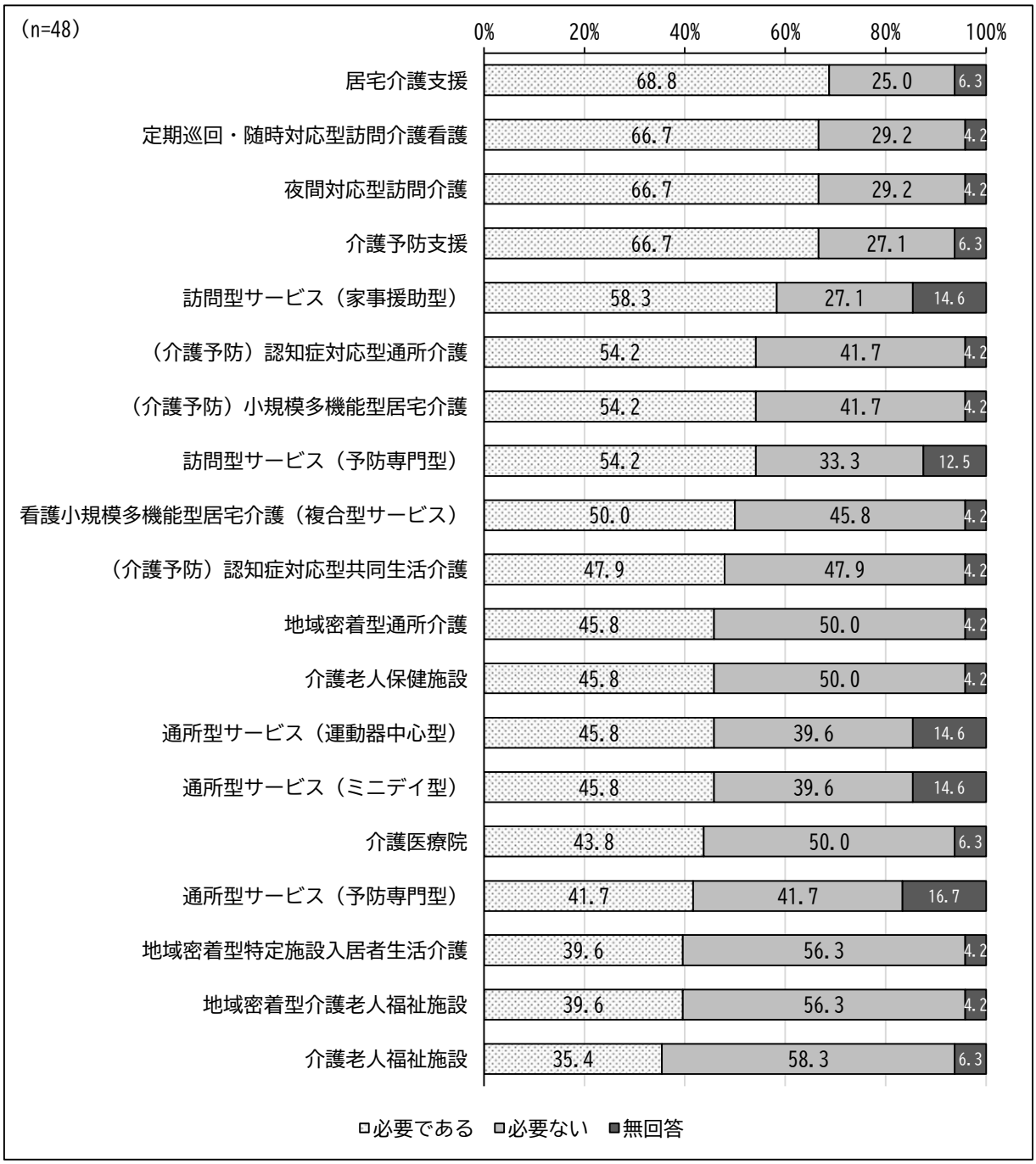
■地域包括支援センターとの連携を図るために必要だと思うこと■



③事業所整備の必要性

「必要である」と回答された割合は、「居宅介護支援」（68.8%）が最も高く、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」・「夜間対応型訪問介護」・「介護予防支援」（同 66.7%）、「訪問型サービス（家事援助型）」（58.3%）、「（介護予防）認知症対応型通所介護」・「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」・「訪問型サービス（予防専門型）」（同 54.2%）、「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」（50.0%）となっています。

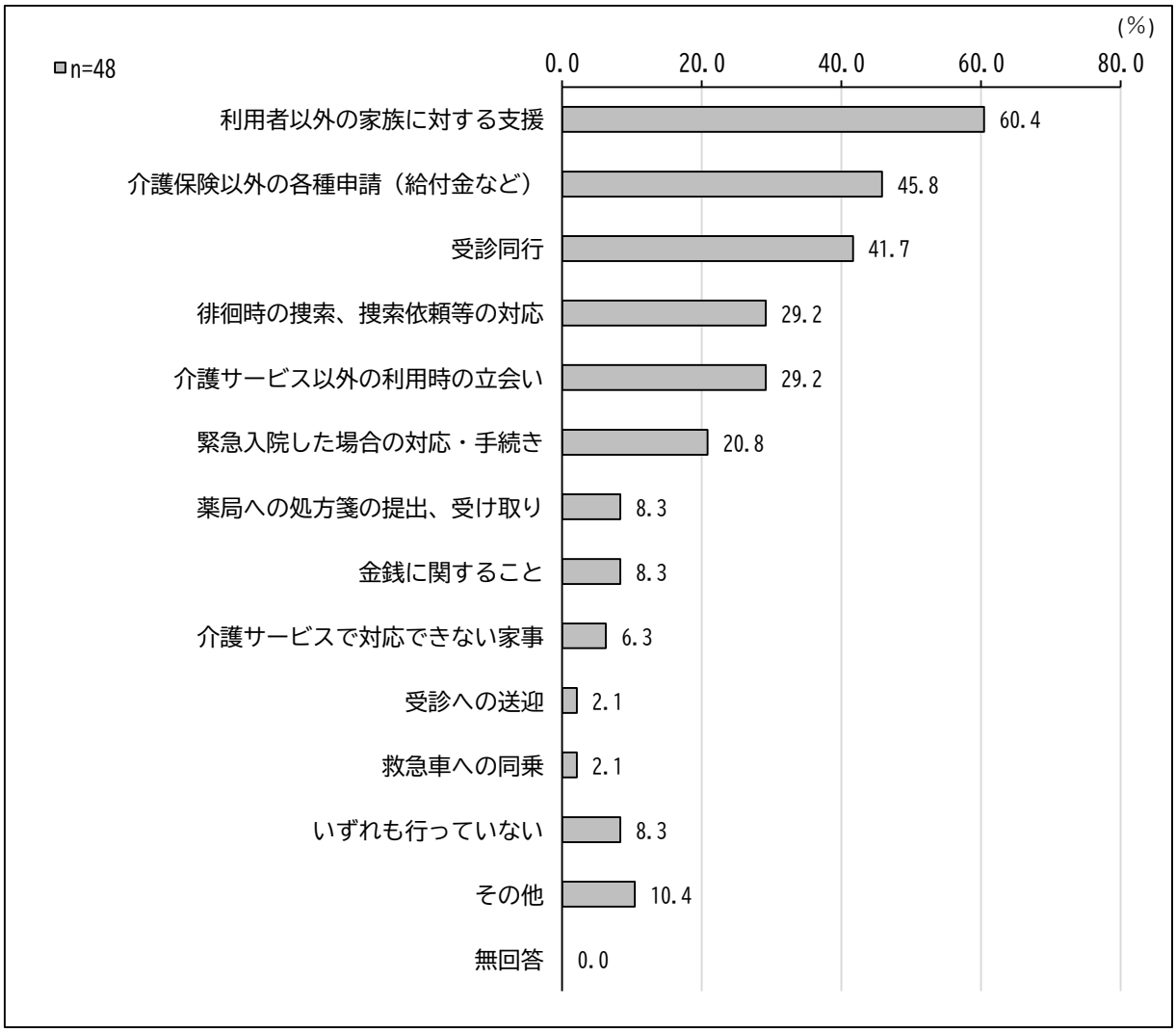
■事業所整備の必要性■



④ケアマネジメント業務の実態

「利用者以外の家族に対する支援」が 60.4%と最も高く、次いで、「介護保険以外の各種申請(給付金など)」(45.8%)、「受診同行」(41.7%)、「徘徊時の捜索、捜索依頼等の対応」と「介護サービス以外の利用時の立会い」(同率 29.2%)、「緊急入院した場合の対応・手続き」(20.8%)などとなっています。

■ケアマネジメント業務以外に行っている支援■



(5)介護保険・福祉に関するアンケート調査【事業所対象調査】の結果概要

①介護職員の採用・離職状況

過去1年間の介護職員の採用者の総数は、正規職員は 89 人で、年齢別にみると「20～29歳」が 37 人と最も多くなっています。また、非正規職員は 81 人で、年齢別にみると「50～59歳」が 18 人と最も多くなっています。

一方、離職者の総数は、正規職員は 44 人で、年齢別にみると「30～39 歳」が 12 人と最も多くなっています。また、非正規職員は 58 人で、年齢別にみると「40～49 歳」が 16 人と最も多くなっています。

■介護職員の採用・離職状況■

年齢	採用者数						離職者数					
	正規職員			非正規職員			正規職員			非正規職員		
	n数	職員数（人）	平均（人）	n数	職員数（人）	平均（人）	n数	職員数（人）	平均（人）	n数	職員数（人）	平均（人）
20歳未満	9	3	0.3	7	1	0.1	6	0	0.0	6	0	0.0
20～29歳	18	37	2.1	16	15	0.9	11	10	0.9	13	13	1.0
30～39歳	17	14	0.8	15	14	0.9	14	12	0.9	13	10	0.8
40～49歳	13	16	1.2	16	17	1.1	11	10	0.9	18	16	0.9
50～59歳	12	9	0.8	17	18	1.1	13	9	0.7	11	8	0.7
60～69歳	10	9	0.9	13	14	1.1	9	3	0.3	10	8	0.8
70～79歳	7	1	0.1	8	2	0.3	6	0	0.0	8	3	0.4
年齢不明	6	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0
全体	28	89	4.2	28	81	2.9	21	44	2.1	25	58	2.3

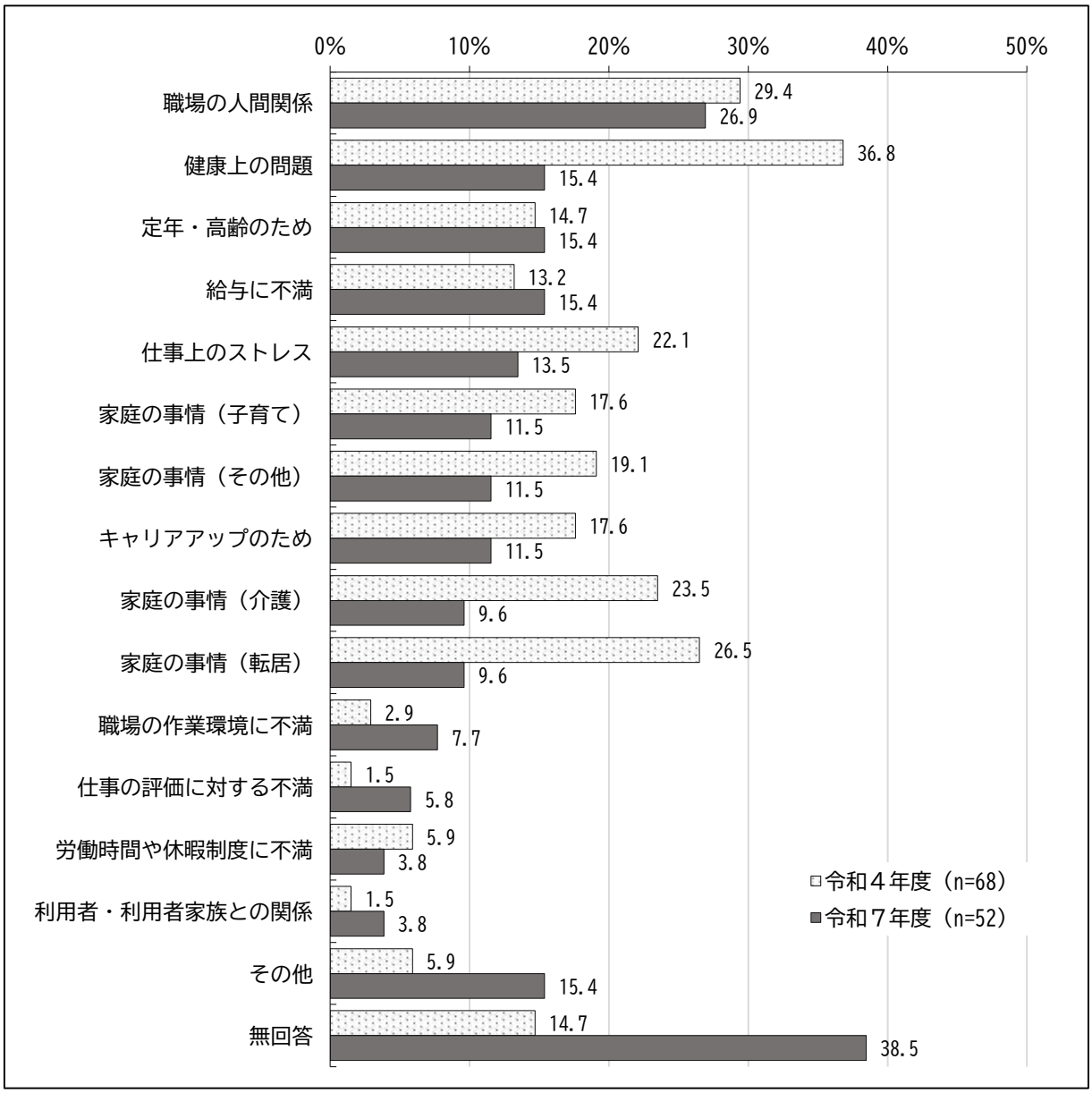
※ 「n数」は、それぞれの項目に対して回答のあった件数です。
※ 「職員数」は、それぞれの項目に対して回答のあった職員数の合計。
※ 「平均」は、職員数÷n数で算出しています。

②離職理由

「職場の人間関係」が 26.9%と最も高く、次いで、「健康上の問題」・「定年・高齢のため」・「給与に不満」(同率 15.4%)、「仕事上のストレス」(13.5%)、「家庭の事情(子育て)」・「家庭の事情(その他)」・「キャリアアップのため」(同率 11.5%)などとなっています。

令和4年度と比較すると、「健康上の問題」が 21.4 ポイントと「家庭の事情(転居)」が 16.9 ポイントと「家庭の事情(介護)」が 13.9 ポイント減少しています。

■離職理由＜複数回答＞■

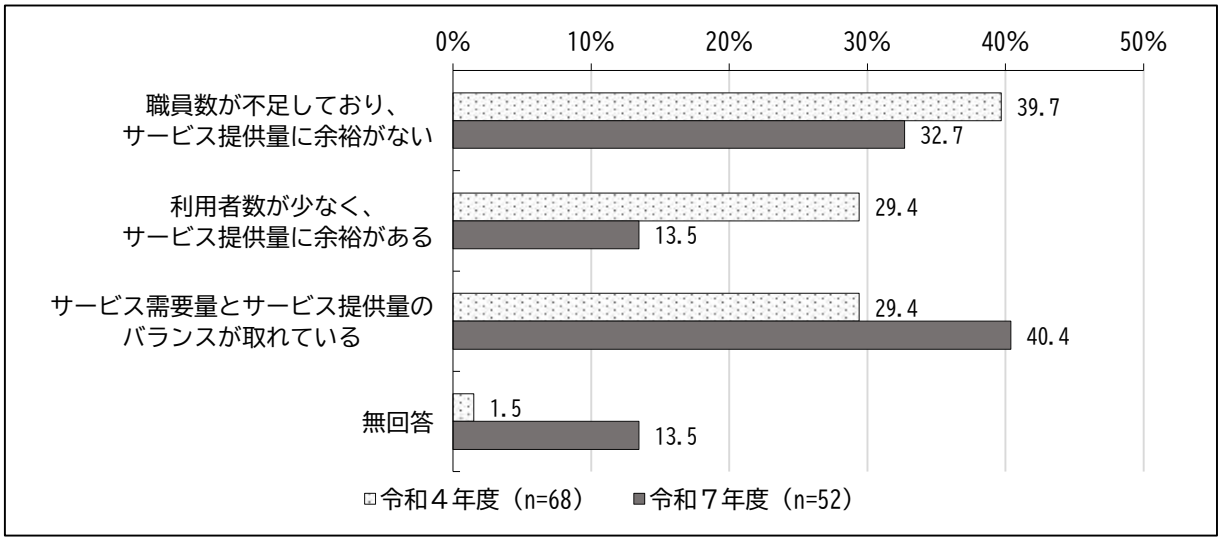


③サービス提供における事業所の状況

「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」が 40.4%と最も高く、次いで、「職員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」(32.7%)、「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」(13.5%)となっています。

令和4年度と比較すると、「サービス需要量とサービス提供量のバランスが取れている」が 11.0 ポイント増加、「利用者数が少なく、サービス提供量に余裕がある」が 15.9 ポイント減少しています。

■サービス提供における事業所の状況■



④実施していないサービスへの今後の展開

すべての項目で「実施の予定はない」への回答が最も多く、「5.(介護予防)居宅療養管理指導」、「10.(介護予防)特定施設入居者生活介護」、「15.夜間対応型訪問介護」、「18.(介護予防)小規模多機能型居宅介護」、「21.地域密着型介護老人福祉施設」、「22.看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)」が 43 件となっています。

検討中では、「6.通所介護(デイサービス)」が 5 件と最も多く、次いで、「1.訪問介護(ホームヘルプサービス)」が 4 件、「27.訪問型サービス 2(家事援助型)」、「29.通所型サービス 2(運動器中心型)」がそれぞれ 3 件となっています。

■実施していないサービスへの今後の展開予定■

介護サービス等	単位	今後 実施予定	実施の 予定はない	検討中
1.訪問介護(ホームヘルプサービス)	件	0	32	4
2.(介護予防)訪問入浴介護	件	0	42	0
3.(介護予防)訪問看護	件	0	35	2
4.(介護予防)訪問リハビリテーション	件	0	41	0
5.(介護予防)居宅療養管理指導	件	0	43	0

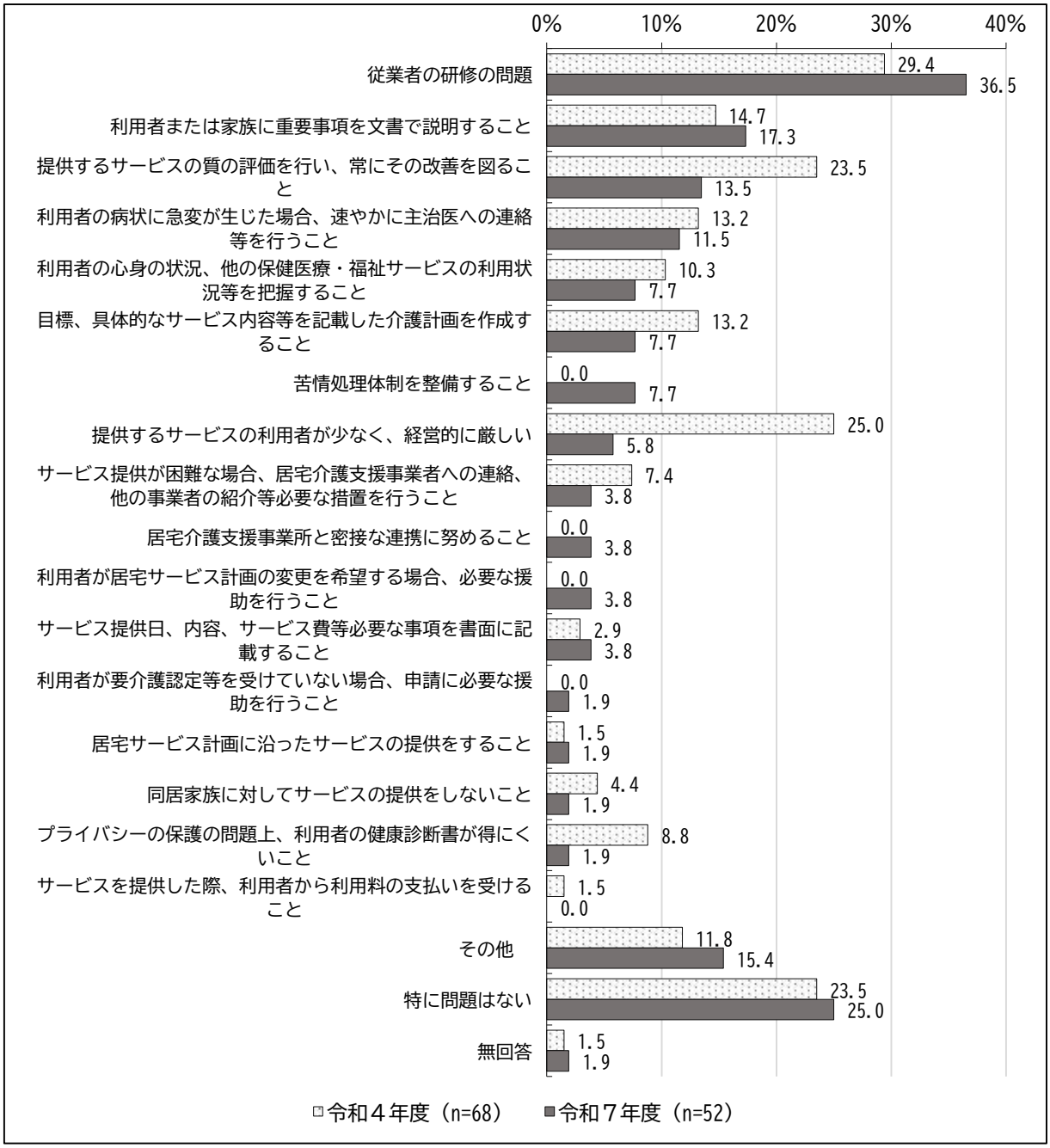
介護サービス等	単位	今後 実施予定	実施の 予定はない	検討中
6. 通所介護(デイサービス)	件	0	26	5
7. (介護予防)通所リハビリテーション	件	0	39	1
8. (介護予防)短期入所生活介護	件	0	41	0
9. (介護予防)短期入所療養介護	件	0	40	0
10. (介護予防)特定施設入居者生活介護	件	0	43	0
11. (介護予防)福祉用具の貸与	件	0	41	2
12. (介護予防)福祉用具の販売	件	0	41	2
13. (介護予防)居宅介護支援	件	0	31	1
14. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件	0	42	0
15. 夜間対応型訪問介護	件	0	43	0
16. 地域密着型通所介護	件	0	36	0
17. (介護予防)認知症対応型通所介護	件	0	39	2
18. (介護予防)小規模多機能型居宅介護	件	0	43	0
19. (介護予防)認知症対応型共同生活介護	件	0	35	2
20. 地域密着型特定施設入居者生活介護	件	0	42	0
21. 地域密着型介護老人福祉施設	件	0	43	0
22. 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	件	0	43	0
23. 介護老人福祉施設	件	0	41	0
24. 介護老人保健施設	件	0	40	1
25. 介護医療院	件	0	41	1
26. 訪問型サービス①(予防専門型)	件	0	37	2
27. 訪問型サービス②(家事援助型)	件	0	38	3
28. 通所型サービス①(予防専門型)	件	0	34	1
29. 通所型サービス②(運動器中心型)	件	0	38	3
30. 通所型サービス③(ミニデイ型)	件	0	42	1
31. その他	件	0	15	0

※ 26～30 は介護予防・日常生活支援総合事業です。

⑥サービス提供上の負担となっていること

「従業者の研修の問題」が 36.5%と最も高く、次いで、「利用者または家族に重要事項を文書で説明すること」(17.3%)、「提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること」(13.5%)、「利用者の病状に急変が生じた場合、速やかに主治医への連絡等を行うこと」(11.5%)、「利用者の心身の状況、他の保健医療・福祉サービスの利用状況等を把握すること」と「目標、具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成すること」と「苦情処理体制を整備すること」(同率 7.7%)などとなっています。なお、「特に問題はない」が 25.0%となっています。

■サービス提供上の負担となっていること■



7 認知症の方とその家族の声

(1)認知症の方とその家族へのヒアリング調査の実施

認知症施策は、認知症の方の視点に立ち、認知症の方やその家族の意見を踏まえて推進することが重要です。認知症施策推進基本計画と第 10 期高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画と一体的に作成するにあたり、認知症の方やその家族に対して、聞き取りを実施しました。

(2)調査の概要

■調査の概要■

項目	内容
対象者	認知症の方とその家族
実施期間	令和７年 11 月～令和８年１月
聞き取り内容	「手伝ってほしいこと」、「困っていること」、 「やってみたいこと」、「こんな風にくらしていきたい」、 「もっと暮らしやすくするためには何があるといいか」　など
実施主体	地域包括支援センター、高齢介護課
回答者	85 名

（3）認知症の方とその家族の想い（一部抜粋）

■認知症の方とその家族の想い■

区分	認知症の方の声	認知症の方の家族の声
自分らしさ 役割 楽しみ	● 自分のことは自分でしたい。 ● 話相手や一緒に買い物に行ってくれる人が欲しい。 ● 散歩が好き。毎日散歩に行きたい。 ● 相撲を見に行きたい。 ● 野球をする仲間が欲しい。	● 刺激のない生活のため、話し相手が欲しい。 ● 穏やかに毎日過ごしてほしい。 ● 進行したとしても本人が楽しく過ごせるといい。そうすれば家族も楽になる。
周囲の理解	● ゆっくり話して欲しい。内容が理解できないことが多い。 ● ひとりで泣いていることがある。家族はそのことを知らないし、言えない。 ● 書類内容が理解できない。もう少し分かりやすく簡潔な文章にして欲しい。 ● レストランのタブレット注文に困る。自分で注文がしたい。	● 認知症があっても動けるので周りに分かってもらえないことも辛い。 ● 本人の認知症の事を近所の人に話したら、少し距離をおかれるようになった。 それ以降は人に話すことに慎重になった。 ● 家族が認知症であることを周囲に公表するタイミングがわからない。
相談	● 病院に行って認知症と診断されるのがこわい。鍋を焦がしたり、言葉を忘れて上手く話せずに困っていることを家族に知られたくない。 ● 話し相手がいなくなり不安。	● 医師にもサービス事業者にもどのように相談したらいいかもわからない。 ● 介護に追われて自分の時間が持てないことが苦しい。
日常生活	● 薬を飲むことを忘れてしまう。 ● 整理整頓ができなくなってきた。整理することで、物の場所がわからなくなってしまう。 ● 認知症が進むことがこわい。忘れて困ることが少なくなるようにしたい。 ● 調理ができない。鍋を焦がしてしまう。 ● 買い物が難しい。レジを助けてほしい。	● 介護サービスを利用してほしい。 ● 本人の事をきにせず、友人との外出や自由な時間を楽しみたい。 ● 地域の見守り隊が欲しい。（消費者被害などにあわないように） ● 散歩に出かけて倒れたり、かえって来られなくなることが心配。

8 第 10 期計画策定に向けた課題

本市における高齢者を取り巻く環境の変化や市民のニーズ、第 10 期介護保険事業の基本指針の改正等を踏まえ、本計画における課題を以下のように整理します。

(1)フレイル・要介護化リスクの高まりへの対応

本市の高齢化率は全国・愛知県より低い水準にあるものの、後期高齢者数は増加傾向にあり、令和8年には第1号被保険者の 56.7%を占めています。要介護認定率も上昇傾向にあり、特に要支援～要介護2の軽度認定者が増加しています。健康とくらしの調査でも、加齢に伴いフレイルや運動機能・認知機能の低下がみられる高齢者の割合が上昇する傾向にあることから、生活習慣病予防や介護予防の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と自立支援・重度化防止を図ることが求められます。

(2)増加する認知症高齢者への理解促進と早期支援

要介護認定者等アンケート調査では、要介護状態となった主な原因の第1位が「認知症(アルツハイマー病等)」(27.6%)となっており、他の疾患を大きく上回っています。また、健康とくらしの調査では「新しい認知症観」を「知らない」と回答した割合が 67.2%にのぼるなど、認知症に関する市民理解は十分に浸透しているとはいえません。

また、地域包括支援センター等が実施した聞き取り調査においても、「ゆっくり話して欲しい。内容が理解できないことが多い」といった本人の声や、「本人の認知症の事を近所の人に話したら、少し距離をおかれるようになった」といった家族の声など、周囲の理解不足を訴える声が寄せられています。あわせて、「病院に行って認知症と診断されるのがこわい」という本人の声、「医師にもサービス事業者にもどのように相談したらいいかもわからない」という家族の声のように、早期の受診や相談をためらう実態もうかがえます。

こうしたことから、認知症になっても本人の意思が尊重され、地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する正しい理解の促進と、認知症の方及び家族が気兼ねなく早期から相談できる体制の充実が重要です。

（3）高齢者の孤立防止と相談支援体制の周知

本市の高齢独居世帯の割合は8．2％で近隣市（刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市）の中で最も高くなっています。身寄りのない高齢者や8050問題など、医療・介護・住まい・生活など複雑かつ複合的な生活課題に対する支援が必要な高齢者に対する対応が求められており、支え合いの仕組みづくりの重要性が増しています。一方、健康とくらしの調査では、地域包括支援センターの認知について、地道な普及啓発により、3年前の調査と比較して「知らない」が32.2%から 28.2%へと減少し 4.0 ポイント改善しましたが、身近な相談窓口としてより一層の認知向上が求められます。

また、在宅医療・介護連携の推進やヤングケアラーを含む家族介護者への支援とあわせ、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の一層の強化が課題です。

（4）高齢者の住まい・生活環境をめぐる新たな課題

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者は、要支援・要介護認定者が9割以上、要介護3以上の重度認定者も5割を超えており、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅が重度認定者の受け皿としても機能しています。他方、身寄りのいない高齢者への生活、住居等への支援が求められています。住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅サービスの充実や生活環境の整備を計画的に進めることが課題です。

（5）給付費の増加と持続可能なサービス提供体制の確保

介護（介護予防）給付費は増加傾向にあります。給付構成比をみると、施設サービスの割合が全国・愛知県と比べて高い一方、地域密着型サービスの利用割合は全国・愛知県を下回っています。サービス提供における事業所の状況は、「職員数が不足しており、サービス提供量に余裕がない」が32．7%となっています。また、事業所調査では、従業者の研修や人材確保が負担として挙げられていることから、必要なサービス基盤の整備とあわせ、介護人材の確保・生産性向上や給付の適正化により、制度の安定的な運営を図ることが課題です。

第3章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念と基本目標

(1)基本理念

本計画の基本理念は、第8期・第9期計画で掲げてきた「高齢者が安心して暮らせる　あたたかい共生のまちづくり」の考え方を踏まえつつ、アンケート調査による市民や高齢者福祉関係者等の声、認知症基本法に基づく「新しい認知症観」、2040 年に向けた地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現という国の方針等を踏まえ、あらためて次のとおり整理します。

■基本理念■

支え合いの輪が醸し出す
誰もが自分らしく輝ける地域共生のまち　碧南

この基本理念には、醸造文化の歴史深いこの碧南市において、これまで高齢者を取り巻く家族や地域住民、専門職等によって長い時間をかけて築き上げられてきた（醸し出されてきた）地域ぐるみの「支え合いの輪」のちからで、高齢者一人ひとりが、心身の状態や認知症の有無にかかわらず、その人らしい意思や生き方が尊重され、住み慣れた地域で「自分らしく輝く」まちの姿を目指すという気持ちが込められています。

(2)基本目標

基本目標については、第9期計画の枠組みをそのまま踏襲するのではなく、市が実施した各種基礎調査結果や統計データ、第 10 期介護保険事業に係る国の基本指針の見直しの方向性（自立支援・介護予防の推進、地域包括ケアの深化、認知症施策推進基本計画の踏まえた見直し、高齢者の住まいの確保、介護人材の確保・生産性向上等）第10期計画策定に向けた課題を踏まえ、あらためて次の5つの基本目標に整理しました。

特に、認知症施策推進計画については、独立した基本目標「基本目標2　認知症になっても安心して暮らせる地域共生社会づくり」として本計画に一体的に位置づけ、施策の重要性を明確にします。

基本目標1　健康寿命の延伸と自立支援・介護予防の推進

国の基本指針における「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」を踏まえ、高齢者一人ひとりが介護予防や健康づくり、社会参加・生きがいづくりに取り組むことを通じて、いつまでも健やかに、自分らしく暮らし続けられることを目指します。

基本目標2　認知症になっても安心して暮らせる地域共生社会づくり

「新しい認知症観」のもと、認知症の方の意思が尊重され、家族や地域とともに、住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。認知症施策推進計画をこの基本目標に一体的に位置づけます。

基本目標3　支え合う地域包括ケアシステムの深化

地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の強化、在宅医療・介護の連携、家族介護者への支援、高齢者の権利擁護等を進め、住民同士が支え合いながら暮らせるよう、また、重層的支援体制整備事業と連携しながら、包括的支援体制の充実を目指します。

なお、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制は、重層的支援体制整備事業における「包括的相談支援事業」の高齢分野を担うものであり、分野を超えた相談支援体制の一翼を担います。

基本目標4　安心して暮らせる住まいと生活環境の確保

高齢者向けの住まいの確保、住宅改修等の生活環境の整備、防災・防犯等を進め、誰もが住み慣れた自宅で安心して生活を継続できる環境づくりを目指します。

基本目標5　介護保険サービスの充実と安定的な運営の推進

必要な介護保険サービスの基盤整備を進めるとともに、介護人材の確保・育成や介護現場の生産性向上、介護サービスの質の向上、給付の適正化等に取り組み、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

2 施策の体系

■基本理念・基本目標・基本施策の体系■

基本理念	基本目標	基本施策
支え合いの輪が醸し出す 誰もが自分らしく輝ける地域共生のまち 碧南	1 健康寿命の延伸と自立支援・介護予防の推進	1-1 健康寿命を延ばすための支援
		1-2 高齢者の活躍の場の創出
	2 認知症になっても安心して暮らせる地域共生社会づくり	2-1 認知症施策の推進
	3 支え合う地域包括ケアシステムの深化	3-1 地域における高齢者福祉の意識醸成
		3-2 高齢者とその家族を支える環境整備
		3-3 高齢者の権利を守る環境整備
	4 安心して暮らせる住まいと生活環境の確保	4-1 安心して自宅で暮らせる環境整備
	5 介護保険サービスの充実と安定的な運営の推進	5-1 介護保険サービスの充実
		5-2 介護保険サービスの安定化

第4章　施策・事業の展開

基本目標1　健康寿命の延伸と自立支援・介護予防の推進

国の基本指針における「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」を踏まえ、高齢者一人ひとりが介護予防や健康づくり、社会参加・生きがいづくりに取り組むことを通じて、いつまでも健やかに、自分らしく暮らし続けられることを目指します。

1－1　健康寿命を延ばすための支援

生活習慣病の発症予防・重症化予防や、フレイル・認知機能低下の予防に向けた取組を推進するとともに、自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーション専門職の関与を強化します。

(1)生活習慣病の予防

健診・保健指導やかかりつけ医等の普及を通じて、生活習慣病の発症・重症化予防に取り組みます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①健康診査事業	健康診査事業や健診事後支援を行い、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。 【今後の方向性】 「へきなん健康づくり 21 プラン」の推進を図り、生活習慣病予防対策事業を継続して実施します。
②健康相談・健康教育事業	健康相談・健康教育事業を行い、こころと身体の健康づくりの普及啓発に取り組みます。 【今後の方向性】 碧南市健康を守る会事業とも連携を図り、健康増進事業を継続して実施します。
③かかりつけの医師、歯科医師、薬剤師(薬局)の普及	かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師(薬局)をもち、適切な指導により生活機能低下の予防、健康管理に努めることが必要であることや、介護が必要になったときの在宅での療養生活への支援につながること等を健康相談・健康教育事業等を通じて周知し、その必要性の普及を図ります。 【今後の方向性】 健康相談、健康教育事業等を通じて、かかりつけの必要性の普及を図ります。

事業及び取組	事業及び取組の内容
④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	健診・医療と介護のデータを活用し、医療専門職が連携して、高齢者の健康づくりやフレイル(虚弱)予防を一体的に取り組みます。 【今後の方向性】 高齢者のフレイル対策等を庁内関係課と連携し事業に取り組みます。 医師会、薬剤師会、歯科医師会を始め医療機関や地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りフレイル対策をすすめます。

■成果指標(年度別の実績と目標)■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８(見込)	R９	R10	R11
①健康診査事業 特定健康診査受診率	%	43.8	42.4	45.0	48.0	48.0	48.0
①健康診査事業 後期高齢者健康診査受診率	%	46.3	45.1	47.0	48.0	48.0	50.0

(2)健康保持と介護予防の推進

通いの場や講座等、高齢者が身近な地域で気軽に継続的に参加できる健康づくり・介護予防の機会のための取組を推進します。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①高齢者入浴サービス事業	高齢者の外出機会の増加による健康保持、コミュニケーションの場づくりとして、サン・ビレッジ衣浦浴場・プールを優待料金(半額)とし、高齢者元気ッス館浴室を無料にする入浴サービスを行います。 【今後の方向性】 外出促進による健康保持のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②まちかどサロン運営事業	地域における高齢者福祉の拠点として、新川まちかどサロン及び大浜まちかどサロンを設置しています。認知症カフェ等の自主事業を実施し介護予防やフレイル予防、高齢者同士の交流を促進します。 【今後の方向性】 介護予防ボランティア等との連携による各種事業を実施するとともに、高齢者の居場所や交流拠点として、適正な運営をします。

事業及び取組	事業及び取組の内容
③ふれあいいきいきサロン事業（社会福祉協議会）	ひとり暮らし高齢者と地域住民との交流の場として、市内各公民館において、民生委員及びボランティアによる催しを実施します。 【今後の方向性】 引き続き、新しい催しを考える等、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
④すこやか健康講座等	高齢者教室と共同したすこやか健康講座や出前講座等の健康教室を行い、介護予防・健康づくりの普及啓発を図ります。 【今後の方向性】 すこやか健康講座は、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、継続的に実施します。出前講座は、事業の周知と利用促進を図ります。
⑤おたっしゃ大学	楽しみながら体系的に介護予防を学べる「おたっしゃ大学」を実施し、運動機能・口腔機能向上や低栄養・認知症・閉じこもり予防等を普及啓発し、生きがいある生活を支援します。 【今後の方向性】 魅力ある講座内容を検討します。
⑥筋トレルーム60運営事業	介護予防トレーニングマシンを利用して、運動機能を中心とした生活機能の維持・向上を図るため、筋トレルーム60運営事業を行います。 【今後の方向性】 新規・継続利用者が増加するような運営を検討します。
⑦遊友の会 重層的支援体制整備事業 地域づくり事業	地域での介護予防の取組の一環として、閉じこもり・認知症予防を重点においた遊友の会を行います。介護予防サポーターの協力を得て、地域包括支援センターが運営しています。 【今後の方向性】 継続的に参加できるよう魅力ある活動内容を検討します。
⑧東部市民プラザでの介護予防教室	東部市民プラザでは介護予防のため、陶芸療法による教室を定期的に開催しています。 【今後の方向性】 介護予防の拠点としての陶芸教室等、施設の特性を生かした教室の開催に取り組みます。
⑨地域包括支援センターの介護予防教室等	地域包括支援センターが担当地区において介護予防教室やサロン等を開催しています。介護予防・フレイル予防・認知症予防を通じて、高齢者が生きがいをもって、豊かな生活を送れるよう支援します。 【今後の方向性】 継続的に実施し、地域での介護予防活動に取り組みます。

事業及び取組	事業及び取組の内容
⑩介護予防に関する普及啓発	「自宅でできる、自分でできる」健康づくりや介護予防の方法について、広報やホームページ等で発信し、日々の生活で取り組めるよう支援します。 【今後の方向性】 「自宅でできる、自分でできる」健康づくりや介護予防の普及啓発をすすめていきます。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
①高齢者入浴サービス事業 延べ利用者数	人	184,715	189,604	114,600	115,000	115,500	116,000
③ふれあいいきいきサロン事業（社会福祉協議会） 延べ参加人数	人	865	773	700	950	950	950
⑤おたっしゃ大学 おたっしゃ大学入学者数	人	158	146	150	150	160	170
⑥筋トレルーム 60 運営事業延べ利用者数	人	41,945	44,687	47,000	47,500	48,000	48,500
⑦遊友の会会員数	人	98	109	120	130	140	150

（3）自立支援と重度化防止の推進

リハビリテーション専門職の関与や自立支援型のケアマネジメントを通じて、要介護状態になっても状態の維持・改善を図ります。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービスの予防専門型・家事援助型と、通所型サービスの予防専門型・運動器中心型を実施しています。介護予防ケアマネジメント（第1号事業）を行い、自立支援に向けた支援を実施しています。 【今後の方向性】 自立支援に向けたケアマネジメントを進め、様々な社会資源を活用した支援を検討します。

事業及び取組	事業及び取組の内容
②リハビリテーション専門職による自立支援	訪問型サービス初回サービス導入時に理学療法士による個別の援助計画作成支援を行います。運動器中心型通所サービスでの運動機能評価で生活機能向上の評価を行っています。 住宅改修・福祉用具の購入時等に利用者の生活や身体機能に合う住宅改修・福祉用具購入や貸与となるよう、ケアプラン作成支援およびモニタリングを行っています。 【今後の方向性】 リハビリテーション専門職が継続的に関与し、介護予防・自立支援に向けて支援を行います。
③自立支援型カンファレンスの実施	医療・介護等の専門職による生活モデルに基づくカンファレンスを実施しています。自立支援型ケアマネジメントの標準化や多職種の視点による重度化防止に取り組んでいます。 【今後の方向性】 今後も専門職による自立支援型マネジメントの標準化や重度化防止に向けて、より参加しやすい回数と内容の検討をします。
④切れ目のないリハビリテーション提供体制の構築	高齢者が個々の状態に応じてリハビリサービスを受けられるよう、リハビリ専門職連絡会と連携して、切れ目ないリハビリテーション提供体制に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き、切れ目ないリハビリテーション提供体制に取り組みます。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
③自立支援型カンファレンスの参加者数	人	529	546	550	360	360	360
③自立支援型カンファレンスの実施回数	回	24	24	24	12	12	12

1－2 高齢者の活躍の場の創出

就労や地域活動、老人クラブ活動等を通じて、高齢者が持つ経験や能力を生かして活躍できる場を広げます。

(1)就労の場の確保

シルバー人材センター等と連携し、高齢者の就労機会の確保を支援します。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①シルバー人材センター補助事業	高齢者がそれぞれの能力を活かし、働くことを通じて生きがいを感じるとともに、健康を維持できるよう公益社団法人碧南市シルバー人材センターが行う担い手としての活動を支援します。 【今後の方向性】 外出促進による健康保持のため、今後も事業の周知と利用促進を図っていきます。

■成果指標(年度別の実績と目標)■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８(見込)	R９	R10	R11
①シルバー人材センター補助事業シルバー人材センター会員数	人	564	574	580	590	600	610
①シルバー人材センター補助事業就業件数	件	5,208	5,193	5,200	5,230	5,260	5,290

（2）社会参加の支援

老人クラブ活動をはじめとした高齢者の自主的な活動を支援し、社会参加の促進を図ります。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①高齢者教室	公民館事業として、健康・郷土理解・市政・防犯・ボランティア等幅広い分野の講座を開催し、地域の高齢者の生きがいづくりに役立てます。 【今後の方向性】 経験や知識を社会貢献につなげる取組を検討します。
②老人クラブ社会参加事業	清掃奉仕活動や花いっぱい運動、生きがい推進活動等を通じて、高齢者の社会参加及び地域との交流・連携を促進します。 経験や知恵を活かした世代間交流を支援します。 【今後の方向性】 外出促進による健康保持のため、今後も事業の周知と利用促進を図っていきます。
③老人クラブ活動費助成事業	老人クラブに補助金を交付し、健康・学習・文化・スポーツ等活動機会の拡大を図ります。特に、若年層（60 歳代）の会員の確保に努めます。高齢者の生きがいを高めていくため、クラブ活動の多様化と新規会員の確保を継続して支援します。 【今後の方向性】 高齢者の生きがいを高めていくため、クラブ活動の多様化と新規会員の確保を継続して支援します。
④老人クラブ健康づくり事業	高齢者の外出促進による健康保持、コミュニケーションの促進等を目的として「歩け歩け大会」「グラウンドゴルフ大会」「ペタボード大会」等を実施します。 【今後の方向性】 高齢者の健康保持のため、継続して支援します。
⑤老人憩の家運営事業	各地域の老人クラブの活動の拠点として、また、閉じこもりがちな高齢者の憩いや、情報交換の場として「老人憩の家」が設置されています。気軽に集まれる場として周知を図るとともに、施設の維持管理に関する支援を図ります。 【今後の方向性】 各地域での老人クラブの活動を支援していくため、施設の維持管理を支援します。
⑥参加支援事業 重層的支援体制整備事業 参加支援事業	社会との参加が希薄化している支援が必要な人に対し、社会参加に向けた支援を行います。 【今後の方向性】 社会参加の場や就労の場として地域の社会資源等とのマッチングを行うとともに、社会参加の受け皿としてつなぎ先の開拓や拡充に努めます。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
③老人クラブ活動費助成事業老人クラブ会員数	人	6,234	6,050	5,954	6,000	6,050	6,100
④老人クラブ健康づくり事業歩け歩け大会	人	245	249	255	260	270	280
④老人クラブ健康づくり事業ゲートボール大会	人	45	42	40	45	50	55
④老人クラブ健康づくり事業レクリエーションピンポン大会	人	119	105	100	110	120	130
④老人クラブ健康づくり事業グラウンドゴルフ大会	人	306	中止	300	310	320	330
④老人クラブ健康づくり事業ペタボード大会	人	171	164	160	170	180	190

基本目標2　認知症になっても安心して暮らせる地域共生社会づくり

「新しい認知症観」のもと、認知症の人の意思が尊重され、家族や地域とともに、住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。認知症施策推進計画をこの基本目標に一体的に位置づけます。

2－1　認知症施策の推進

認知症に関する正しい理解の普及、早期発見・早期対応のための相談体制の整備、認知症の人とその家族が安心して暮らせる支援体制の充実に取り組みます。

(1)認知症の理解促進

認知症サポーターの養成や認知症カフェの運営支援等を通じて、地域全体で認知症の人を支える理解を広げます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①認知症への理解促進(認知症サポーター養成講座等)	認知症に関する講演会等を定期的に開催し、認知症に関する正しい知識や認知症の方への接し方などについての普及を図ります。 認知症サポーター養成講座をキャラバンメイト連絡会と連携して開催しています。 「新しい認知症観」について、市ホームページの掲載や認知症サポーター養成講座の中にとりいれて、普及に努めています。 【今後の方向性】 認知症ケアパスに「新しい認知症観」について記載するなど、更なる普及啓発に努めます。
②認知症カフェの支援	認知症カフェ等認知症の方やその家族、住民等が集える場の提供を支援します。 【今後の方向性】 引き続き、認知症カフェ等認知症の方やその家族、住民等が集える場の提供を支援します。
③認知症の方への声のかけ方講座の実施	認知症に関する地域の支援力向上を図るため、認知症の方への声のかけ方講座を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き、声のかけ方講座の実施に取り組みます。
④世界アルツハイマーデー及び月間における普及啓発	「世界アルツハイマーデー」や「世界アルツハイマー月間」などで認知症に関する普及啓発をしています。 【今後の方向性】 引き続き、認知症に関する普及啓発に努めます。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
①認知症への理解促進（認知症サポーター養成講座）認知症サポーター数	人	7,804	8,109	8,400	8,700	9,000	9,300
③認知症の方への声のかけ方講座開催回数	回	2回 37人	1回 33人	3回 126人	3回	3回	3回

（2）認知症相談体制の確立

認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活用等により、早期の気づきから適切な支援につながる体制を整えます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①認知症ケアパスの普及	認知症の状態に応じた支援先や、かかりつけ医・専門医・認知症初期集中支援チーム等の活用方法を示すケアパスを、市民や介護・医療従事者に普及・啓発します。 【今後の方向性】 内容を定期的に見直すとともに、市民や介護・医療従事者に普及・啓発を図ります。
②認知症地域支援推進員の配置	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市と連携して認知症にやさしい地域づくりを推進します。 【今後の方向性】 「認知症であることを本人、家族が気軽に言うことができ、「大丈夫だよ」と受けとめて地域で支え合うことが出来る」まちづくりを推進します。
③認知症初期集中支援チームの活用	「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の方やその家族に対し早期診断・早期対応に向けた支援に取り組みます。必要に応じて認知症専門医、認知症疾患センターと連携して支援に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き、認知症の方やその家族に対し早期診断・早期対応に向けた支援を推進します。
④認知症に関する相談支援	高齢介護課窓口、地域包括支援センターでは物忘れをはじめとした認知症状のある方の相談支援を行います。 【今後の方向性】 引き続き、認知症に関する相談支援に継続して取り組みます。

事業及び取組	事業及び取組の内容
⑤認知症伴走型支援事業	認知症高齢者グループホーム等を拠点に、認知症の方の生きがいにつながる支援や認知症に係る専門的な知見に基づく日常生活上の工夫や家族の負担軽減の助言等、認知症の方とその家族に寄り添いながら日常的・継続的な支援を行います。 【今後の方向性】 事業所と連携し、認知症の方とその家族に寄り添った支援を行います。

（3）認知症当事者及び介護者への支援

家族のつどいや見守りネットワーク、個人賠償責任保険等により、認知症の人及びその家族が安心して暮らせる環境を整えます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①家族のつどい・本人交流会の開催	認知症高齢者を介護している家族を対象に「家族のつどい」を開催し、ピアサポートを通じて介護の悩みの共有により介護負担の軽減を図ります。 【今後の方向性】 引き続き、家族、本人支援として開催していきます。
②認知症高齢者等見守りネットワーク事業（安心ッス！！へきなん支え愛ネット）	認知症高齢者等のひとり歩き及び不慮の事故等に対処するため、ネットワークを組織して、SNS 等による捜索連絡の配信や防災無線による捜索協力の依頼を行います。また、家族支援のため事前登録、捜索連絡の受信登録を呼び掛けています。 【今後の方向性】 引き続き、事業の周知を図ります。また、事前登録、捜索連絡の受信登録を呼び掛けます。
③認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	市が個人賠償責任保険に加入し、認知症高齢者等とその家族が地域で安心して生活することができる環境を整備しています。 【今後の方向性】 引き続き、制度の利用促進を図ります。
④GPSを利用した位置情報システム用携帯端末の貸出し	ひとり歩きのおそれのある高齢者にGPSを利用した位置情報システム用携帯端末を貸し出します。安心かつ安全に生活できるよう、事業の周知と利用促進に取り組みます。 【今後の方向性】 安心かつ安全に生活できるよう今後も事業の周知と利用促進に取り組みます。

基本目標3　支え合う地域包括ケアシステムの深化

地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の強化、在宅医療・介護の連携、家族介護者への支援、高齢者の権利擁護等を進め、住民同士が支え合いながら暮らせる地域包括ケア体制の構築を目指します。

なお、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制は、碧南市重層的支援体制事業における「包括的相談支援事業」の高齢分野を担うものであり、分野を超えた相談支援体制の一翼を担います。また、アウトリーチ（訪問型支援）での相談支援にも取り組んでいきます。

3－1　地域における高齢者福祉の意識醸成

地域住民の福祉意識の醸成や世代間交流、ボランティア・見守り活動の活性化を通じて、高齢者を地域全体で支える基盤づくりを進めます。

（1）高齢者を思いやる地域づくりの支援

敬老金の支給等を通じて、高齢者を敬い支え合う地域の気運を高めます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①敬老金支給事業	長年にわたり、社会や地域の発展に寄与された高齢者に対し、敬老金を支給し、感謝の意を表すとともに長寿をお祝いします。 【今後の方向性】 対象年齢等の検討を加えながら、事業を継続して実施します。

（2）市民参加による地域福祉の推進

福祉意識の啓発や高齢者と児童の交流、地域福祉計画の推進を通じて、住民参加による地域福祉を進めます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①福祉意識の高揚	市民が、地域に住んでいる高齢者や障害者、子育て家庭等に対する理解を深め、地域活動やボランティア活動のきっかけになるように、市及び社会福祉協議会が行う学校等での講座を通じて、市民意識の高揚を図ります。 【今後の方向性】 更なる意識高揚や周知活動を継続します。

事業及び取組	事業及び取組の内容
②高齢者と児童との交流の創出	高齢者が保育園、幼稚園において、芋掘りや七夕会や祖父母会等に参加し、園児と遊びや活動を一緒に行うなかで、世代間交流を図ります。 【今後の方向性】 現在2園の保育園で取り組んでいる「伝承遊びの会」のように、園児の国籍に関わらず高齢者と園児が一緒に楽しめるような世代間交流の場やふれあいの機会を取り組んでいきます。
③地域福祉計画の推進	「へきなん地域福祉ハッピープラン」に基づき、地区ごとの地域福祉推進会議を開催し、住民参加による地域課題の共有・検討を進め、地域共生社会の実現を目指します。 【今後の方向性】 引き続き、地域における活動の活性化や発展を図り、活力ある地域づくりを目指します。

（3）地域における支援活動の活発化

社会福祉協議会やボランティアと連携し、支援を必要としている高齢者を把握し、見守りや傾聴等の地域支援活動の担い手の育成・活性化を図ります。また、多様な分野・組織と連携により包括的支援体制の構築を推進します。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①社会福祉協議会等との連携 重層的支援体制整備事業 多機関協働事業 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域福祉の中心的担い手としての社会福祉協議会の活動を支援するとともに、連携して高齢者が住み慣れた地域で暮らすことのできるまちづくりを推進します。 包括的な支援体制の構築のため多様な分野・組織の連携をさらに密にしていきます。 自ら支援につながることが難しい人などを早期に発見し、適切な支援を提供するためにアウトリーチ型の支援を実施します。 【今後の方向性】 各関係機関との連携をさらに密にし、包括的な支援体制の構築を推進します。
②ボランティアの育成	NPO法人や関連団体の自主的な組織づくりや運営を支援します。ボランティアの育成を図り、気軽に活動に参加できるよう努めます。 地域の課題解決に向けた地域福祉活動の担い手の確保につながるよう、地域福祉推進会議で検討します。 【今後の方向性】 地域福祉活動の充実につながるよう、ボランティアの育成に努めます。

事業及び取組	事業及び取組の内容
③介護予防サポーターの育成	地域で支える介護予防を推進するために介護予防サポーターを育成し、その活動を支援します。養成講習会及び登録サポーター支援を継続的に実施しています。 【今後の方向性】 養成講習会の参加者数や登録者が増えるよう、介護予防サポーター活動の周知等を行います。
④高齢者見守りネットワーク推進事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援することを目的とした高齢者等の見守り活動の一つとして、民間事業者と高齢者等の見守りに関する協定を締結します。 見守り活動の啓発に努め、地域による見守り活動を推進します。 【今後の方向性】 見守り活動の啓発に努め、地域による見守り活動を推進します。
⑤ひとり暮らし高齢者等実態調査事業	ひとり暮らし高齢者等の緊急時の対応及び必要な保健、福祉サービスの提供のため、訪問調査により緊急連絡先の確認及び生活、健康等の状態の把握を行います。 民生委員との連携により実態把握を推進し、適切なサービスの利用促進を図ります。 【今後の方向性】 民生委員との連携により実態把握を推進し、適切なサービスの利用促進を図ります。

3－2 高齢者とその家族を支える環境整備

高齢者とその家族の在宅での生活を支えるために、地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の推進、家族介護者への支援の取組を一体的に進め、高齢者とその家族を地域全体で支えます。

(1)地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進するための中心的役割を果たすため、在宅医療・介護連携、認知症の方への支援、介護予防などに取り組んでいます。

総合相談支援や地域ケア会議、生活支援コーディネーターの配置等を通じて、地域包括支援センターの機能を強化します。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①地域包括支援センターの運営	碧南社協地域包括支援センター、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センターの3か所と西端地区に1か所の出張所において、関係各所との連携を図り介護予防及び包括的支援に取り組んでいます。 【今後の方向性】 日常生活圏域の高齢者人口を勘案し、充実した地域包括支援センターの支援活動に取り組みます。
②総合相談支援業務 重層的支援体制整備事業 包括的相談支援事業 （高齢者福祉）	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくために必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行います。 【今後の方向性】 高齢者の総合相談窓口として周知に努め、相談しやすい体制づくりに取り組みます。 地域包括支援センターの認知度向上に向け、広報媒体の拡充等、周知強化策を検討します。
③地域ケア会議の活性化	地域包括支援センターが中心となり、個別事例の検討の地域ケア会議を開催します。会議を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援に取り組んでいます。また、地域ケア会議から出た地域課題を把握しそれを共有し、関係者のネットワークづくりに努めます。 重層的支援体制整備事業における分野を越えた情報共有・支援ための(重層的)支援会議との連携を図ります。 【今後の方向性】 積極的に個別事例の地域ケア会議を開催し、関係者のネットワークづくりに取り組みます。 地域ケア会議の開催や(重層的)支援会議との連携を通じて、高齢分野を始め様々な分野における関係者のネットワークづくりに取り組みます。

事業及び取組	事業及び取組の内容
④地域包括支援センターの適切な運営及び評価	地域包括支援センターの事業結果等を地域包括支援センター運営協議会で報告し、事業内容について意見を聴取し運営に反映しています。また、地域包括支援センターに自己評価を導入し、高齢者の支援の質的標準化に取り組んでいます。 【今後の方向性】 定期的な事業評価を通じて事業の充実に取り組みます。
⑤生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置 重層的支援体制整備事業 地域づくり事業	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて生活支援コーディネーターを配置しています。生活支援を担う多様な主体との協働を図ります。 生活支援コーディネーターと生活支援を担う多様な主体の参画する協議体を開催し、定期的な情報の共有、連携強化に努めています。 高齢分野以外の分野についても連携強化に努めていきます。 【今後の方向性】 引き続き、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援を担う多様な主体との協働を図ります。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
②総合相談支援業務総合相談数	件	3,677	4,419	4,450	4,500	4,500	4,500

（2）在宅医療・介護の連携推進

多職種連携の体制づくりやネットワークの運用等により、住み慣れた地域で医療と介護を切れ目なく受けられる体制を整えます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①多職種が連携する体制づくり	在宅医療と介護連携の課題を抽出し、対応策を検討しながら、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組みます。 入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど様々な場面での、医療と介護の連携の推進について取り組みます。 【今後の方向性】 引き続き、医療と介護の連携推進に向けて、ネットワークの向上に取り組みます。
②在宅医療サポートセンターの運営	在宅医療サポートセンターを設置し、介護・医療関係者の連携推進、相談支援を行います。 【今後の方向性】 引き続き、在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として設置します。
③はなしょうぶネットワークの運用	在宅での生活を支えるために多職種情報共有基盤として電子連絡帳を活用して医療・介護・福祉の面から支援するシステム「はなしょうぶネットワーク」を構築しています。 【今後の方向性】 はなしょうぶネットワークで関係者の連携を支援し、事業の円滑な運営に取り組みます。
④市民への啓発普及	専門職によるACPの理解促進や、ガイドブック配布・医療介護市民講座等の開催を通じて、市民の在宅医療・介護連携への理解を深めるとともに、「絆ノート」等の活用を促進します。 【今後の方向性】 引き続き、在宅医療・介護連携の周知のための講座開催等に取り組みます。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
③はなしょうぶネットワークの運用登録事業所割合	%	54	53	54	57	60	63

(3)ヤングケアラーを含む家族介護者への支援

家族介護教室や介護用品の支給、情報提供等により、ヤングケアラーを含む家族介護者の負担軽減を図ります。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①家族介護教室開催事業	介護者及び介護に関心のある方を対象に、介護の基本的な技術や知識に関する教室であるハートフルケアセミナーを開催しています。 【今後の方向性】 家族介護者支援のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②介護用品支給事業	家族介護者の負担の軽減を目的として、在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者で、常時介護を必要とする方を対象に、紙おむつ等の介護用品支給券を支給します。 【今後の方向性】 家族介護者支援のため、今後も担当ケアマネジャーの協力を得つつ、事業の周知と利用促進を図ります。
③在宅介護に関する情報提供	在宅介護に関する情報提供を広報やホームページで行い、介護と仕事の両立支援や介護離職の防止を図ります。 【今後の方向性】 情報提供を引き続き行うとともに、介護者の不安や悩みに応える体制づくりの検討を行います。
④介護離職の防止	企業が「介護が必要になっても辞めてはいけない」と発信することが大切です。 【今後の方向性】 介護をしながらでも働き続けられることや介護離職を防ぐ方策の普及に取り組みます。

■成果指標(年度別の実績と目標)■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８(見込)	R９	R10	R11
②介護用品支給事業利用者数	人	347	349	350	360	370	380

3－3 高齢者の権利を守る環境整備

成年後見制度の大幅な見直し等の動向を踏まえ、認知症や障がいの有無にかかわらず高齢者の権利が適切に守られるよう、成年後見制度の利用促進や虐待の防止・早期対応に取り組みます。

(1)成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進します。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①日常生活自立支援事業(社会福祉協議会)	判断能力が十分でない高齢者等に、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援します。 【今後の方向性】 継続的に事業運営ができるように支援員の養成などの体制整備を行うとともに、判断能力の状態に応じて成年後見制度への移行を行います。
②成年後見制度利用促進事業(社会福祉協議会)	判断能力が不十分な認知症高齢者、重度の知的障害者及び精神障害者の権利を擁護するために、成年後見制度に関する相談や適切な制度利用に関する手続支援、制度の普及及び啓発を行います。 市民向けの講演会や相談員向けの勉強会、出張相談会等の周知啓発活動を実施します。 【今後の方向性】 中核機関として、行政とともに成年後見制度連携協議会の運営を行い、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていきます。
③成年後見制度利用支援事業	審判請求を行う者がいない審判請求対象者に対し、市長が成年後見制度の審判請求を行います。また、費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対して助成を行います。 【今後の方向性】 成年後見支援センターと連携して、制度の周知に努め、適切な制度の利用を推進します。

■成果指標(年度別の実績と目標)■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８(見込)	R９	R10	R11
①日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）契約数	件	35	36	38	39	40	40

（2）高齢者虐待の防止と早期発見・対応

相談窓口の設置や実態把握を通じて、高齢者虐待の防止と早期発見・対応を図ります。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①高齢者虐待に関する相談窓口	相談マニュアルに基づき迅速・適切な支援体制を整え、関連機関と連携した緊急保護等に対応を行っています。 相談窓口についての周知活動を地域包括支援センターと共に行っています。 【今後の方向性】 今後も継続的に相談窓口についての周知活動について、地域包括支援センターと協議して、より良い周知方法を検討していきます。
②養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態の把握	定期的に市内介護施設等に対して高齢者虐待に関する調査を行い、実態把握・虐待防止に努めています。 【今後の方向性】 今後も、市内介護施設に対し、調査を行いながら実態把握・虐待防止に努め、虐待防止対策について検討していきます。

基本目標4　安心して暮らせる住まいと生活環境の確保

高齢者向けの住まいの確保、住宅改修等の生活環境の整備、防災・防犯対策等を進め、誰もが住み慣れた自宅で安心して生活を継続できる環境づくりを目指します。

4－1　安心して自宅で暮らせる環境整備

生活支援サービスの提供や住まいの確保、バリアフリー化、防災・防犯体制の整備等、高齢者が自宅で安心して暮らし続けるための生活基盤を整えます。

(1)自立した生活の支援

軽度生活援助や配食、外出支援等の各種生活支援サービスにより、高齢者の自立した日常生活を支えます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①高齢者軽度生活援助事業	高齢者が在宅で自立した生活を送るための生活支援として、ほかに協力を得ることができない虚弱高齢者を対象に、自宅に生活援助員を派遣し、家周りの手入れや軽微な修繕、地区の分別ごみの集積場までの家庭ごみの運搬の援助を行います。 【今後の方向性】 日常生活の軽度な支援として、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②高齢者等理美容サービス事業	在宅のねたきり高齢者や重度身体障害者で、理容店まで行けない方を対象に利用券を交付し、市から委託された理美容業者が家庭を訪問し、理髪とひげそりを行います。 【今後の方向性】 ねたきり高齢者等の衛生的な在宅生活を支援するため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
③寝具の洗濯、乾燥及び貸与事業	ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者等で、清潔を保つことが困難な方を対象に、寝具を洗濯、乾燥、消毒したものと取り換えるサービスを提供し、身体や身の回りの清潔を保ち、日常生活を快適に過ごせるよう支援します。 【今後の方向性】 今後も事業の周知と利用促進を図ります。
④紙おむつ用のごみ指定袋の無料配布	紙おむつを使用するため可燃ごみの減量が難しい世帯に、市指定ごみ袋を一定数無料配布します。 【今後の方向性】 在宅のねたきり高齢者等の生活支援として、今後も事業の周知と利用促進を図ります。

事業及び取組	事業及び取組の内容
⑤在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業	ひと月のうち 10 日以上在宅で生活している 65 歳以上の方で、ねたきりや認知症の状態が3か月以上継続しており、日常生活において介護を必要とする方を対象に手当を支給します。 【今後の方向性】 在宅のねたきり高齢者等の生活の向上を図るため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑥高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅等に居住している方に対し、生活援助員を派遣し、生活支援や相談、安否確認を行います。 【今後の方向性】 高齢者が安心できる自立生活を支援するため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑦高齢者外出支援サービス事業	市内巡回バス(くるくるバス)やタクシー等の公共交通機関を利用することが困難なひとり暮らし高齢者等の負担軽減を図るため、医療機関や公共施設への福祉車両による送迎を行います。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、引き続き、要望も聞きながら事業を継続していきます。
⑧高齢者タクシー料金助成事業	高齢者の外出手段を確保し、社会参加の促進や家族の介護負担軽減を図るため、タクシー料金を助成します。 【今後の方向性】 事業の利用状況や要望を把握しながら、今後も事業の周知と利用促進を図ります。 市公式LINE等を活用した周知の強化や、利用を促す案内内容の見直しを検討します。
⑨福祉有償運送事業(NPO法人)	一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、有償による移動支援を実施します。制度の周知を図るとともに、安全性の確保に努めます。 【今後の方向性】 効果的な周知方法を検討します。
⑩車いす貸出し事業(社会福祉協議会)	車いすを所有していない高齢者が、通院や旅行等で外出する際、車いすを貸し出し、外出を支援します。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、事業の周知と利用促進を図ります。
⑪車いす専用車の貸出し事業(社会福祉協議会)	車いすを所有している高齢者が、通院や旅行等で外出する際、車いす専用車(ふれあい号)を貸し出し、外出を支援します。 【今後の方向性】 高齢者の外出支援のため、事業の周知と利用促進を図ります。

事業及び取組	事業及び取組の内容
⑫福祉有償運送事業（NPO法人）	一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象に、有償による移動支援を実施します。制度の周知を図るとともに、安全性の確保に努めます。 【今後の方向性】 効果的な周知方法を検討します。
⑬高齢者見守り配食サービス補助事業	要介護認定を受けたひとり暮らし高齢者等に対して、安否確認を伴う配食サービスの利用に必要な費用の一部を助成し、在宅生活を支援します。 【今後の方向性】 食の確保と在宅生活の見守りのため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
⑭緊急通報システム運営事業	65 歳以上のひとり暮らしで虚弱な高齢者や、ねたきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯を対象に、病気・火災等の緊急時に緊急通報センターにつながる緊急用ボタン付き電話機やペンダントを貸与し、緊急時の情報伝達、安否確認に活用します。 【今後の方向性】 高齢者の不安を解消し、緊急時の対応に備えるため、事業周知と利用促進を図ります。
⑮救急医療情報キット配布事業	65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、事前にかかりつけ医療機関情報、既往歴及び服用薬等を記載した用紙を冷蔵庫に備えることができる救急医療情報キットを配布し、救急等の情報伝達に役立てます。 【今後の方向性】 救急時における高齢者の安全と安心の確保を図るため、制度の周知を図ります。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
②高齢者等理容サービス事業利用者数	人	281	307	250	260	270	280
⑤在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業支給対象者数	人	248	250	260	270	280	290
⑧高齢者タクシー料金助成事業交付者数	人	193	184	200	210	220	230
⑫高齢者見守り配食サービス補助事業配食数	食	33,842	36,406	39,000	40,000	41,000	42,000
⑬緊急通報システム運営事業設置台数	台	64	58	60	65	70	75
⑭救急医療情報キット配布事業配布数	個	40	41	40	43	45	50

（2）高齢者に配慮した住まいの充実

住宅改修支援や養護老人ホーム等の保護措置、高齢者向け住宅に関する情報提供等により、高齢者の住まいの確保を図ります。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①住宅改善費補助事業	介護を必要とする高齢者、自立した生活への支援が必要な高齢者等に対して、住宅内の移動負担を軽減するため、段差の解消や手すりの取り付け等の住宅改修に要する費用の一部を補助します。 【今後の方向性】 在宅生活支援のため、今後も事業の周知と利用促進を図ります。
②養護老人ホーム等保護措置事業	経済的理由及び環境上の理由により、居宅での生活が困難な高齢者の住まいとして、養護老人ホーム等保護措置事業を行っています。 【今後の方向性】 入所判定委員会での審査を経て、適正に保護決定していくとともに、施設と連携して入所者の生活の安定を図ります。
③生活支援ハウスの運営事業	60 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等の方で、独立して生活することに不安のある方が入所できる生活支援ハウスを設置しています。 必要に応じて、生活相談・助言等のサービスを実施します。 【今後の方向性】 施設と連携して入所者の生活の安定を図ります。
④有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供	近隣市の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等のパンフレットを窓口に備え、情報提供を行います。 【今後の方向性】 県との情報連携を強化し、有料老人ホーム等の設置状況の把握に努めます。
⑤住宅確保要配慮者に対する居住支援	身寄りのない高齢者の賃貸入居・入院時の保証人確保が困難な課題を踏まえ、居住支援協議会等と連携した支援策を検討します。 【今後の方向性】 居住支援協議会と情報連携を強化し、市内を活動エリアとする居住支援法人の把握に努めます。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

		実績			目標		
指標の内容	単位	R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
住宅改善費補助事業利用数	件	24	38	38	40	40	40

(3)高齢者にやさしい環境の整備

バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進、道路環境の整備等を通じて、高齢者が安全に移動できるまちづくりを進めます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①人にやさしいまちづくり推進	人にやさしい街づくり条例に基づき、公共施設、道路、公園等の段差解消や多目的トイレへの改修等を行い、誰もが安心して利用できる施設整備を推進します。 【今後の方向性】 施設の改修工事にあわせ、人にやさしい街づくり条例に適合するように改修します。また、施設全体が適合するよう改修を検討します。
②バリアフリー化推進	安心、安全及び快適に移動等ができるようにするため、道路、公園等のバリアフリー化を推進します。 【今後の方向性】 関係機関等と連携を図り、バリアフリー化について検討します。
③ユニバーサルデザイン推進	全ての方にとって使いやすいよう配慮された公共施設、道路、公園等づくり(ユニバーサルデザイン)を推進します。 【今後の方向性】 改修工事にあわせ、公共施設、道路、公園等のユニバーサルデザインを推進します。
④交通安全対策事業	高齢者の交通安全教育や免許証自主返納等の各種制度の周知を行い、高齢者が交通事故の当事者となることを防ぎます。 関係団体と連携し啓発を継続します。 【今後の方向性】 自転車利用者のヘルメットの着用等、高齢者の安全を守るための運転マナーやルールの啓発のため、引き続き、交通安全教室を実施し、交通安全の推進を図ります。
⑤高齢者に配慮した道路環境の整備	高齢者が無理なく外出できるよう、歩道の整備や段差解消等の道路環境の整備を促進します。また、広報へきなんにおいて、歩道上の障害物や放置自転車・違法駐車がなくなるよう啓発活動に努めます。 【今後の方向性】 高齢者の安心を支えるため、整備予算の確保に努め、事業の促進を図ります。

事業及び取組	事業及び取組の内容
⑥市内巡回バス運営事業	コミュニティバス(くるくるバス)を運行し、高齢者・障害者等の交通弱者の移動と地域社会参加を支援します。 高齢者・障害者等を含む市民の移動手段として、市内を巡回するコミュニティバス(くるくるバス)を運行します。 【今後の方向性】 サービス水準の維持を基本としつつ、利用状況や運行上の課題を勘案し、利用環境のあり方について、引き続き検討します。

(4)防災・防犯体制等の整備

避難行動要支援者名簿の整備や防災知識の普及等、高齢者の安全・安心を守る体制を整えます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①避難行動要支援者名簿等作成事業	避難行動要支援者に避難支援等を実施するための基礎とする名簿等を作成し、避難支援関係者に提供します。 避難行動要支援者に対して、個別避難計画を作成し、災害時における安否確認や避難支援等へ活用を図ります。 【今後の方向性】 避難行動要支援者に対して、名簿及び個別避難計画の作成を推進し、災害時における安否確認や避難支援等へ活用を図ります。
②防災知識の普及、防災体制の整備	ハザードマップの配布や出前講座を実施し、市民の防災意識の向上を図ります。 介護事業所等と連携した訓練や、要配慮者の支援体制強化も進めます。 【今後の方向性】 講座内容の更新を図りながら、市民の防災意識向上のため、継続して啓発を実施していくとともに、介護事業所等と連携した訓練の実施や要配慮者の支援体制の強化を図ります。
③ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業	在宅高齢者の日常生活を支援するため、火災警報器を給付・取付けします。 【今後の方向性】 安心かつ安全に生活できるよう今後も事業の周知と利用促進に取り組みます。
④家具等転倒防止事業	65 歳以上の高齢者世帯に属する人に対し、地震発生時の家具の転倒を防止するため、金具等で固定し、危険防止を図ります。 【今後の方向性】 安心かつ安全に生活できるよう今後も事業の周知と利用促進に取り組みます。

事業及び取組	事業及び取組の内容
⑤消費生活相談事業	消費生活相談員を配置し、消費生活センターにおいて、商品・サービスの契約トラブルなどの相談の受け付け、適切な助言を行うとともに、消費生活講座を開催し、悪質商法などに関する注意喚起を行います。 【今後の方向性】 引き続き、消費生活センターの認知度向上と消費生活講座を通じた啓発などに取り組み、消費者被害の防止に努めます。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
①避難行動要支援者名簿等作成事業名簿登録者数	人	4,624	4,556	4,600	4,650	4,700	4,750
①個別避難計画作成事業作成者数	人	3,216	3,986	4,000	4,100	4,200	4,300
③ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業火災報知器給付世帯数	世帯	6	7	5	8	10	15
④家具等転倒防止事業利用者数	人	3	1	3	5	8	10

基本目標5　介護保険サービスの充実と安定的な運営の推進

必要な介護保険サービスの基盤整備を進めるとともに、介護人材の確保・育成や介護現場の生産性向上、給付の適正化に取り組み、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

5－1　介護保険サービスの充実

第 10 期においては、新たな施設整備および公募は行わず、既存の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの機能強化と効率的な運用に努めます。これら既存の介護資源をバランスよく活用しながら、誰もが必要なサービスを適切に利用しやすい環境を維持・整備します。

(1)居宅サービスの充実

訪問系・通所系・短期入所系等の居宅サービスの充実を図り、住み慣れた自宅での生活継続を支援します。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事の介助や調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うサービスです。 【今後の方向性】 利用の増加が見込まれるため、適正な利用促進を図ります。
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	在宅の要支援・要介護者宅を訪問し、浴槽搭載の入浴車等から家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
③訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の指示に基づき、看護師等が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や医療処置、家族等への指導、助言等を行うサービスです。 【今後の方向性】 医療処置が必要な在宅介護者の増加に伴い、利用の増加が見込まれるため、適正な利用促進を図ります。
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービスです。 【今後の方向性】 在宅生活を支える上での役割は大きいため、積極的な利用促進を図ります。

事業及び取組	事業及び取組の内容
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・看護師等が家庭を訪問して、在宅療養に関する相談や指導を行うサービスです。 【今後の方向性】 在宅介護の増加に伴い、今後も利用の増加が見込まれるため、関係機関との連携を図り、円滑なサービス提供ができるよう努めます。
⑥通所介護	デイサービスの事業所に通い、入浴、食事等の介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	デイケアの事業所に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助のために必要なリハビリテーションを受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等に短期間入所(ショートステイ)し、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	老人保健施設や介護医療院に短期間入所(ショートステイ)し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居し、特定施設サービス計画に基づく介助や機能訓練を受けるサービスです。 【今後の方向性】 設置状況を把握しつつ利用促進を図ります。
⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いす、特殊寝台等の日常生活の自立を助ける用具や福祉機器のレンタルができるサービスです。 【今後の方向性】 認定者数の増加に伴い、今後も利用者の増加が見込まれるため、適正な利用促進を図ります。

事業及び取組	事業及び取組の内容
⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具や、貸与と販売の選択制の対象となる福祉用具（令和6年度創設）の購入費を支給するものです。 【今後の方向性】 サービスの内容や利用方法を周知し、適正な利用促進を図ります。
⑬住宅改修・介護予防住宅改修	段差解消や手すり取り付け等の住宅改修費用を支給します。 【今後の方向性】 施工業者やケアマネジャーへの制度周知を通じて適正な利用促進を図ります。
⑭居宅介護支援・介護予防支援	在宅の要支援・要介護者についてのケアマネジメントです。利用するサービスの種類や内容等の計画を作成するとともに、サービス提供確保のための連絡調整を行うものです。 【今後の方向性】 今後も増加し続ける在宅の要支援・要介護者に対して十分なサービスを提供できるよう、適切な支援体制づくりに取り組みます。

（2）地域密着型サービスの推進

既存施設の計画的な維持・管理、およびサービスの質の向上を重点的に推進します。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の要支援・要介護者がデイサービスセンター等に通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活の支援や機能訓練等を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。
②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要支援・要介護者の容態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用するサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。

事業及び取組	事業及び取組の内容
③認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の要支援・要介護者が、共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事等の介助、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を受けるサービスです。 【今後の方向性】 引き続き、制度内容についての周知を進め、適正なサービス提供がなされるよう努めます。
④地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な特定施設に入居している要介護者が、入浴、排せつ、食事の介助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を受けるサービスです。 【今後の方向性】 ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している要介護者が、入浴や排せつ、食事の介助、その他日常生活上の支援、機能訓練等を受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。
⑥看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、多様なサービスを一体的に提供する複合型サービスです。 【今後の方向性】 ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。
⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と通報システムによる随時の対応を行うサービスです。 【今後の方向性】 ニーズの動向を踏まえ、必要性について検討を行います。
⑧地域密着型通所介護	小規模なデイサービス事業所に通い、入浴、食事等の介助、相談・助言、日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。 【今後の方向性】 介護ニーズの動向を踏まえた利用量を見込むとともに、適正な利用促進を図ります。

（3）施設サービスの推進

特別養護老人ホームや介護老人保健施設等、施設サービスの適切な整備を推進します。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入院治療の必要がなく、自宅で生活を継続するのが困難な要介護者が、施設サービス計画に基づき、入浴や排せつ、食事、相談等日常生活上の支援を受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 ニーズ、施設サービスの需給バランス等を総合的に勘案し、適切なサービス提供体制の整備を図ります。
②介護老人保健施設	病状が安定している要介護者が、施設サービス計画に基づき、在宅復帰を目指し看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練等を受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 引き続き、制度内容についての周知を進め、適正なサービス提供がなされるよう努めます。
③介護医療院	長期療養のための医療と、日常生活上の支援を受ける施設サービスです。 【今後の方向性】 ニーズ、医療・介護サービスの需給バランス等を総合的に勘案し、適切なサービス提供体制の整備を図ります。

■第10期計画期間における施設等整備計画■

区分	第 10 期　施設等整備計画（増床・転換分）	第 10 期計画計（期末総床数）	第9期終了時整備済床数（見込含む。）
①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	短期入所生活介護の居室からの転換	280	260
③介護医療院	一般病床からの転換	62	58

（4）介護サービス利用に伴う低所得者対策

低所得の高齢者が必要なサービスを利用できるよう、負担軽減策の周知と適切な運用を図ります。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①特定入所者介護（介護予防）サービス費	サービス費介護保険施設（短期入所を含む）の入所にかかる食費・居住費（滞在費）について、申請により負担限度額認定証を交付し、特定入所者介護サービス費として保険給付します。 【今後の方向性】 低所得者支援として、引き続き、事業を実施します。
②高額介護（介護予防）サービス費	月々の介護サービスの自己負担合計額について、所得に応じ上限額を設定し、それを超える額を申請により高額介護サービス費として保険給付します。 【今後の方向性】 利用者負担軽減のため、継続して事業を実施します。
③高額医療合算介護（介護予防）	サービス費医療と介護の両方を合わせた自己負担が、所得に応じた限度額を超えた場合、申請により超えた額の一部を高額医療合算介護サービス費として保険給付します。 【今後の方向性】 利用者負担軽減のため、継続して事業を実施します。
④低所得者に配慮した保険料の負担、介護保険利用料の助成	生活が著しく困窮する低所得者の介護保険料減免や、サービス利用料の自己負担分の助成を行います。 【今後の方向性】 効果的な周知方法を検討します。
⑤社会福祉法人が実施する利用料軽減事業への助成	低所得で生計を維持することが困難な人が、社会福祉法人の提供する介護サービスを利用する場合に、法人がその社会的役割の一環として利用者負担額の軽減を行っています。軽減を行う社会福祉法人に対し、その一部を助成します。 【今後の方向性】 利用者に対しては、介護認定結果通知書にチラシを同封して制度の利用拡充を図ります。

5－2 介護保険サービスの安定化

サービス情報の提供、給付の適正化、サービスの質の確保、ケアマネジメントの質の向上、介護人材の確保・生産性向上等に取り組み、制度の安定的な運営を図ります。

(1)情報提供の充実

サービス情報の周知や事業所情報の提供を通じて、必要なサービスを選択しやすい環境を整えます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①サービス情報の周知	介護保険制度や介護サービスについて、分かりやすく説明したパンフレットの作成や窓口の活用等を通じ、情報提供の充実を図ります。 【今後の方向性】 事業の周知と情報提供の充実を図ります。
②介護サービス事業所に関する情報提供	事業所のサービス内容や運営状況をまとめた資料や、医療と介護ガイドマップを窓口に備えるなど、だれもが情報を得られるよう環境整備を図り、最新の情報を提供できるよう努めます。 【今後の方向性】 事業所に関する最新の情報を提供できるよう努めます。
③相談窓口の情報提供	高齢者を始め全分野に係る相談支援機関の一覧を作成し、周知することにより、容易に相談可能な体制の構築を図ります。 【今後の方向性】 様々な施設、機関等を通じて支援機関一覧の周知に努めます。

(2)介護給付適正化の推進

要介護認定の適正化やケアプラン点検、住宅改修・福祉用具実態調査等を通じて、適正な給付の更なる向上に努めます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①適正な要介護認定	市の職員による認定調査の実施体制を確保するとともに、研修等を通じて認定調査員、認定審査会委員の資質向上を図り、要介護認定の適正化に努めます。 【今後の方向性】 引き続き、適正性の維持・向上に努めます。
②ケアプラン点検	居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプラン点検表による自己評価とケアプラン点検支援ツール等を利用した検証を通じて、自立支援に資するケアマネジメントに向けた意識向上を支援します。 【今後の方向性】 自立支援、介護予防、重度化防止に向けた適切な支援を行えるよう、介護支援専門員の支援に取り組みます。
③住宅改修・福祉用具実態調査	住宅改修の事前・事後確認やケアプランに沿った実施の確認、福祉用具貸与の適正性確認を行います。 【今後の方向性】 申請からモニタリングまでの仕組みを確立し、自立支援につながる住宅改修等となるよう支援します。
④医療情報との突合・縦覧点検	国民健康保険団体連合会から提供される情報を活用し、医療情報との突合・縦覧点検の結果を確認し、疑義のある場合は、事業所への確認を行います。実施にあたっては、医療保険部局との連携を図り、不適正な給付の削減に努めます。 【今後の方向性】 引き続き、不適正な給付の削減に努めます。

■成果指標(年度別の実績と目標)■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８(見込)	R９	R10	R11
②ケアプラン点検事業所数	所	8	9	9	10	10	10
③住宅改修実態調査	件	24	38	38	40	40	40
③福祉用具貸与・購入実態調査	件	29	23	25	30	30	30

(3)介護サービスの質の確保

事業者への指導・監督や苦情相談窓口の設置、災害・感染症への備え等を通じて、サービスの質と安全を確保します。また、介護サービス事業所で介護サービス機関連絡協議会を組織し、介護サービス事業、ケアマネジメントの質の向上に取り組んでいます。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①サービス事業者への指導・監督	市内のサービス事業所に対し、県と連絡調整を図りながら運営指導を行い、適切なサービス提供につなげるとともに、必要に応じて指導・監督を行います。 【今後の方向性】 適切な運営やサービス提供がなされるよう、引き続き、指導・監督を行います。
②介護サービス相談員の派遣	介護サービス相談員がサービス事業所を訪問し、利用者が疑問や不安に思っていること等の相談に応じるとともに、事業所への助言を行い、サービスの向上を図ります。 【今後の方向性】 サービス向上のため、継続して事業を実施します。
③苦情相談窓口の設置	パンフレットを配布する等、苦情相談窓口の周知に努め、高齢介護課・地域包括支援センターの各窓口で、苦情相談に対応します。 苦情相談内容によっては、県の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会と連携を図りながら対応します。 【今後の方向性】 引き続き、関係機関と連携を図り対応します。
④介護サービス機関連絡協議会との連携	介護サービス機関連絡協議会で、サービスの適切な提供、質の向上に取り組みます。 協議会と連携し、研修や市民に対する講演会の開催に取り組みます。 【今後の方向性】 引き続き、協議会と連携し、介護サービスの適切な提供、質の向上に取り組みます。
⑤災害、感染症に対する備えの検討	「災害時における要介護高齢者の安否確認等に関する協定」を介護サービス機関連絡協議会と締結しました。「へきなん災害時介護支援ネット」を組織し、災害発生時に必要な介護サービスが継続的に提供できる体制構築に取り組みます。また、自然災害発生時、感染症発生時の業務継続計画の策定状況を把握し必要な支援を検討します。 【今後の方向性】 災害発生時、感染症発症時に必要な介護サービスが継続的に提供できるよう介護サービス事業所と対策の検討に取り組みます。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
②介護サービス相談員の派遣事業所数	所	43	42	43	45	45	45

（4）ケアマネジメントの質の向上

介護支援専門員（ケアマネジャー）の現状把握、課題分析を行います。

介護支援専門員への研修や困難事例への支援を通じて、ケアマネジメントの質の向上を目指した支援を行います。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①介護支援専門員への研修企画	主任介護支援専門員・介護支援専門員を対象に、ケアプラン作成に関するもの、介護サービスに関する知識の向上を目的とした研修を、介護サービス機関連絡協議会と連携して実施し、主任介護支援専門員・介護支援専門員の質の向上に努めます。 【今後の方向性】 引き続き、主任介護支援専門員、介護支援専門員を対象に適切なケアマネジメント手法が取得できるよう支援します。
②介護支援専門員への困難事例への支援	地域包括支援センターの主任介護支援専門員は訪問相談、窓口相談等で市内の介護支援専門員の相談に応じます。 困難事例に対して包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組みます。 【今後の方向性】 引き続き、地域包括支援センターと連携して介護支援専門員への支援に取り組みます。

■成果指標（年度別の実績と目標）■

指標の内容	単位	実績			目標		
		R６	R７	R８（見込）	R９	R10	R11
②介護支援専門員への困難事例への支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）実施回数	回	99	98	95	100	100	100

（5）介護人材の確保・資質の向上と介護現場の生産性向上

介護人材の確保・育成や職員の負担軽減、介護認定事務の効率化等を通じて、介護現場の生産性向上を図ります。

■具体的な事業及び取組内容■

事業及び取組	事業及び取組の内容
①介護人材の育成	介護人材の資質の向上を目的に介護サービス機関連絡協議会と協力して介護人材育成のための研修会等を実施しています。 市内の介護事業所に従事する職員の受講する研修の受講料を支援することにより、介護事業所における人材の定着の推進及び介護サービスの質の向上を目指すために補助を実施しています。 【今後の方向性】 介護サービス機関連絡協議会と連携して介護人材育成の効果的な取組について検討します。 国、県の政策・制度改正等の動向を注視し、補助事業との整合性を図りながら検討します。
②介護人材の確保	介護人材確保のために介護サービス機関連絡協議会、ハローワークと連携し介護の魅力発信のための「お仕事説明会」などを実施しています。 【今後の方向性】 引き続き、介護人材の充足状況や介護現場の課題について介護サービス機関連絡協議会、ハローワークと連携して把握し対応策の検討を進めます。 若い世代や外国人等様々な人も対象に介護の魅力発信、就労支援に努めます。 研修負担の軽減や離職防止策の検討など、人材の定着に向けた支援を強化します。
③介護職員の負担軽減	地域医療介護総合確保基金に基づくICTの導入等への補助を支援するほか、書類の電子申請への移行を推進します。 【今後の方向性】 電子申請のさらなる推進と、標準化様式使用による文書負担の軽減等の対策に努めます。 介護事業者間における利用者情報の共有を円滑にするため、令和8年度中に介護情報基盤の整備を進めたため、令和9年度からの本格的は運用を開始します。ICTを活用した情報連携により、多職種間の連携強化や事務負担の軽減を図り、質の高い介護サービスの提供につなげます。

事業及び取組	事業及び取組の内容
④介護認定事務の効率化	要介護認定事務を遅滞なく適正に実施するため、第9期において導入した介護認定審査会でのタブレット端末等の ICT 機器を活用し、審査会運営の効率化とペーパーレス化を推進します。 【今後の方向性】 引き続き、介護認定審査会における審査判定の簡素化を実施するとともに、導入した ICT 機器（タブレット端末等）を活用し、事務のさらなる効率化を実現するため、関係者との調整を図りながら取組を推進します。